

令和元年度
富士見の国保



市民生活部保険年金課

目次

第1部 富士見の国民健康保険

第1章 富士見市の概要

第1節 位置	2
第2節 市の沿革	2
第3節 事務機構	3
第4節 富士見市国民健康保険運営協議会	4

第2章 被保険者

第1節 加入状況	6
第2節 資格異動状況	8
第3節 埼玉県地域保健医療計画と富士見市国民健康保険	9

第3章 財政

第1節 平成30年度決算の状況	10
第2節 決算の推移	11

第4章 国民健康保険税

第1節 保険料と保険税	16
第2節 賦課方式及び按分率（額）	16
第3節 賦課期日、納期等	19

第5章 保険給付

第1節 保険給付の概要	20
第2節 保険給付の状況	21

第6章 普及啓発活動

第1節 広報	23
第2節 健康まつり	23
第3節 パンフレット	23
第4節 勧奨	23
第5節 ポスター	23
第6節 講座の実施	24
第7節 啓発品の配布	24
第8節 富士見の国保（本誌）の発刊	24

第7章 医療費適正化対策

第1節 医療費通知	25
第2節 レセプト点検	25
第3節 ジェネリック医薬品の普及活動	25
 第8章 保健事業	
第1節 特定健康診査・特定保健指導	26
第2節 人間ドック検査料補助	26
第3節 保養施設利用補助	26
第4節 自動血圧計の設置	27
 第9章 情報開示・個人情報保護対策等	
第1節 自己情報開示	28
第2節 個人情報の保護	28
第3節 審査請求の状況	28
 第10章 生活困窮者対策	
第1節 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減	29
第2節 国民健康保険税の減免	30
第3節 一部負担金の減免及び徴収猶予	30
 第2部 富士見の後期高齢者医療	
第1章 後期高齢者医療制度の概要	
第1節 創設の経緯	32
第2節 後期高齢者医療制度のしくみ	33
 第2章 被保険者	
第1節 加入状況	34
 第3章 財政	
第1節 特別会計の状況	35
 第4章 後期高齢者医療保険料	
第1節 保険料の仕組み	36
第2節 賦課方式と保険料率（額）	36
第3節 賦課期日、納期等	37
 第5章 後期高齢者医療の給付	
第1節 保険給付の状況	38

第6章 後期高齢者医療の保健事業	
第1節 後期高齢者健康診査	39
第2節 後期高齢者人間ドック検査料補助	39
第3節 後期高齢者保養施設利用補助	40
第3部 資料編	
第1章 富士見市国民健康保険の沿革	42
第2章 被保険者	
第1節 加入状況	59
第2節 資格異動状況	61
第3節 年齢階層別被保険者数	63
第3章 財政	
第1節 平成29年度及び平成30年度決算の状況	64
第2節 国民健康保険特別会計5年間の推移	66
第4章 保険税	
第1節 保険税按分率（額）及び課税限度額の推移	67
第2節 保険税算定内訳	68
第3節 調定・収納状況	70
第4節 納税方法別収納内訳	74
第5節 平成30年度保険税収納状況	75
第5章 保険給付	
第1節 医療費の状況	77
第2節 療養の給付諸率	77
第3節 療養の給付内訳	78
第4節 疾病分類別療養諸費の比較	80
第5節 高額療養費・高額介護合算療養費	81
第6節 出産育児一時金	82
第7節 葬祭費	83
第6章 保健事業	
第1節 特定健康診査	84
第2節 特定保健指導	84
第3節 人間ドック	86
第4節 第1種・第2種保養施設利用料補助事業	87
第5節 第3種保養施設利用料補助事業	88

第1部 富士見の国民健康保険

第1章 富士見市の概要

第1節 位置

埼玉県の東南部、首都 30 キロメートル圏に位置し、東は荒川とびん沼川を挟んでさいたま市に、北は川越市・ふじみ野市に、西は三芳町に、南は志木市にそれぞれ接しています。

第2節 市の沿革

昭和 47 年 4 月に埼玉県下 35 番目の市として市制施行されました。当時、約 6 万人大った人口も今や 11 万人を超え、施設の整備はもとより都市基盤整備や健康、福祉、教育などの各分野を計画的に推進し中堅都市として成長しました。

明治 22 年 4 月	町村制が施行され、鶴瀬、南畠、水谷の各村ができる
昭和 31 年 9 月	鶴瀬、南畠、水谷の 3 村が合併して富士見村が発足
昭和 39 年 4 月	富士見村が町制を施行し、富士見町が発足
昭和 47 年 4 月	富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

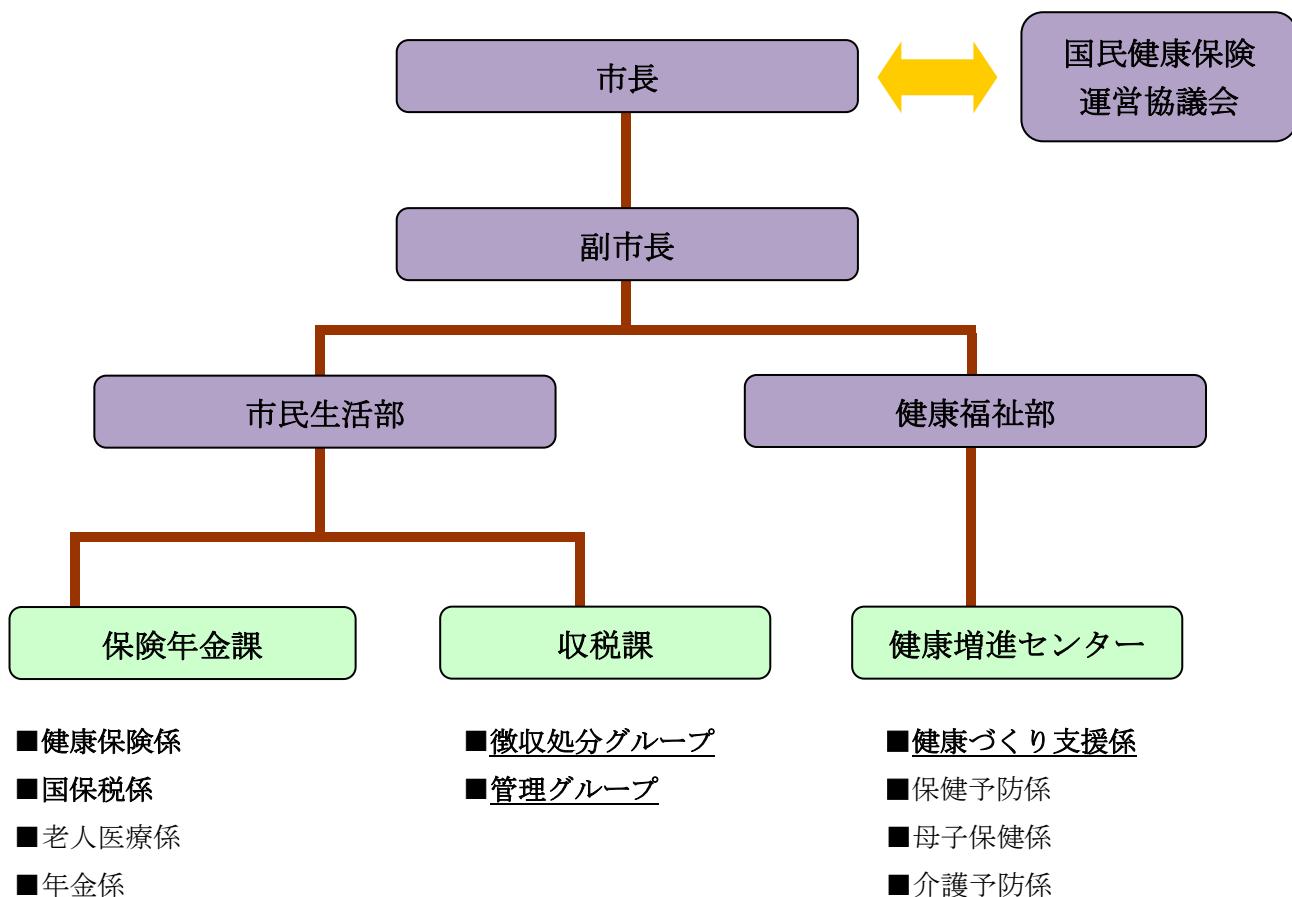


第3節 事務機構

富士見市国民健康保険では、保険年金課が国民健康保険の資格管理業務、保険給付関係業務、国民健康保険税課税業務、保健事業関係業務を行っており、収税課において、国民健康保険税の徴収業務を行っています。

また、特定保健指導業務は、健康増進センターで行っています。

図1 富士見市国民健康保険の事務機構



※太字部が国民健康保険を行う係、グループです。下線部は国民健康保険以外の業務を兼務している係、グループです。

第4節 富士見市国民健康保険運営協議会

§ 1 構 成

- 1号委員（被保険者を代表する委員）5人
- 2号委員（保険医又は保険薬剤師を代表する委員）5人
- 3号委員（公益を代表する委員）5人
- 4号委員（被用者保険等保険者を代表する委員）3人

§ 2 任 期

- 平成31年4月1日から令和4年3月31日

§ 3 委員氏名

図2 国民健康保険運営協議会委員

(平成31年4月1日現在) 順不同、敬称略

区 分	氏 名	摘 要
1号委員	黒田 隆夫	被保険者代表
	梶 美智子	被保険者代表
	東海林 恵子	被保険者代表
	南 紗子	被保険者代表
	茶木 俊明	被保険者代表
2号委員	北村 善男	医 師
	濱田 英治	医 師
	富士原 雅博	歯科医師
	渋谷 善行	歯科医師
	斎田 征弘	薬剤師
3号委員	◎ 吉野 欽三	公益代表
	○ 池内 八十四郎	公益代表
	高橋 博	公益代表
	塩野 浩	公益代表
	欠員	公益代表
4号委員	伊藤 哲洋	被用者保険代表
	厚澤 茂男	被用者保険代表
	小石川 幸代	被用者保険代表

(◎ : 会長 ○ : 副会長)

§ 4 活動内容

国民健康保険運営協議会では、条例の改正や予算の編成等に関する富士見市長の諮問を受け、合議のうえ答申を行っています。最近の諮問等の内容は次の表のとおりです。

図3 富士見市国民健康保険運営協議会への諮問等（最近3年）

年度	回	日時	内容
28	1	8.4	平成28年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について(諮問) 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問) 平成28年度国民健康保険税の本算定について(報告) 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算について(報告)
	2	10.27	平成28年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定について(諮問)
	3	1.26	平成28年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成29年度国民健康保険特別会計当初予算について(諮問)
29	1	5.11	国保広域化について(確認) 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
	2	6.29	富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定について(諮問) 富士見市国民健康保険税の賦課方式変更及び税率改定について(諮問)
	3	8.3	平成29年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について(諮問) 富士見市国民健康保険税の賦課方式変更及び税率改定について(諮問) 平成29年度国民健康保険税の本算定について(報告)
	4	2.8	平成29年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成30年度国民健康保険特別会計当初予算について(諮問)
30	1	5.10	富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について(報告) 富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(報告) 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(報告)
	2	8.9	平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について(諮問) 平成30年度国民健康保険税の本算定について(報告)
	3	1.31	平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について(諮問) 平成31年度国民健康保険特別会計当初予算について(諮問) 富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定について(諮問)

第2章 被保険者

第1節 加入状況

§ 1 被保険者数

富士見市の国民健康保険に加入している世帯は 15,291 世帯あり、全世帯の 29.6 パーセントを占めています。人口でみると、23,585 人、全市民の 21.2 パーセントを占めています（平成 31 年 3 月末日現在）。

図 4 富士見市国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数（年度末現在）

年度	加入世帯			被保険者			市世帯	市人口
	世帯数	前年比	加入率	被保険者数	前年比	加入率		
H26	17,491	98.4	35.9	29,357	96.7	26.8	48,685	109,395
27	16,986	97.1	34.3	27,992	95.4	25.4	49,537	110,174
28	16,304	96.0	32.5	26,195	93.6	23.7	50,165	110,650
29	15,740	96.5	31.0	24,744	94.5	22.3	50,832	111,016
30	15,291	97.1	29.6	23,585	95.3	21.2	51,688	111,463

（単位：世帯数・市世帯は世帯、前年比・加入率は%、被保険者数・市人口は人）

➡資料編 p59

§ 2 被保険者数の推移

人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 24.4% であり、65 歳以上の市民の国民健康保険加入率は 34.8%（図 5）となっています（後期高齢者医療被保険者を併せると、82.4%）。

被保険者数は、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が始まって以降、減少傾向にあります（図 6）。

図 5 人口及び富士見市国民健康保険被保険者数（令和元年 7 月 31 日現在）

年齢階層	人口		被保険者		加入率
	人数	構成比	人数	構成比	
0～19 歳	19,315 人	17.3%	2,217 人	9.5%	11.5%
20～64 歳	65,076 人	58.3%	11,595 人	49.7%	17.8%
65 歳以上	27,296 人	24.4%	9,504 人	40.8%	34.8%
合計	111,687 人	100.0%	23,316 人	100.0%	20.9%

➡資料編 p63

図 6 富士見市における国保加入者と国保加入者以外の人数の推移（年度末現在）



→資料編 p59

§ 3 被保険者区分別構成状況

増大する高齢者の医療費に対応するため、昭和 58 年 2 月に老人保健法が施行され、昭和 59 年には退職者医療制度が開始されました。これらの対象者数は年々増加しつづけ、ピークの平成 19 年度には全体の 34% を老人保健対象者と退職被保険者が占めていました。

その後、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が開始されたことにより、75 歳以上の被保険者と 65 歳以上の被保険者のうち障害認定により後期高齢者医療制度に移行した被保険者が国民健康保険から抜けることになりました。

後期高齢者医療制度の開始と同時に退職者医療制度は廃止されましたが、経過措置により、平成 26 年度までに被保険者となった者が 65 歳に達するまでの間は、若干数が国民健康保険の退職被保険者となります。

図 7 属性別被保険者数の推移（年間平均）

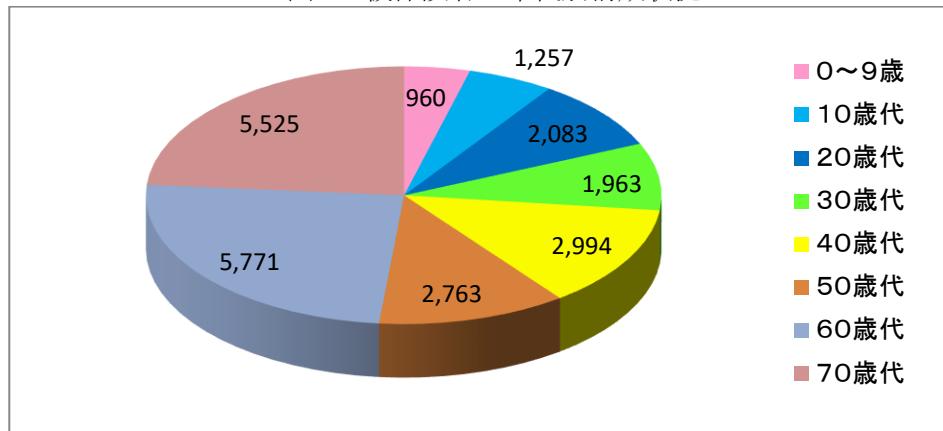


→資料編 p60

§ 4 年代別構成状況

年齢層別にみると、60歳代が最も多く5,771人、次いで70歳代が5,525人となっています。70歳代が60歳代より少ないのは、75歳になると後期高齢者医療の被保険者となるためです。

図8 被保険者の年代別構成状況



全被保険者数 23,316人（令和元年7月31日現在）

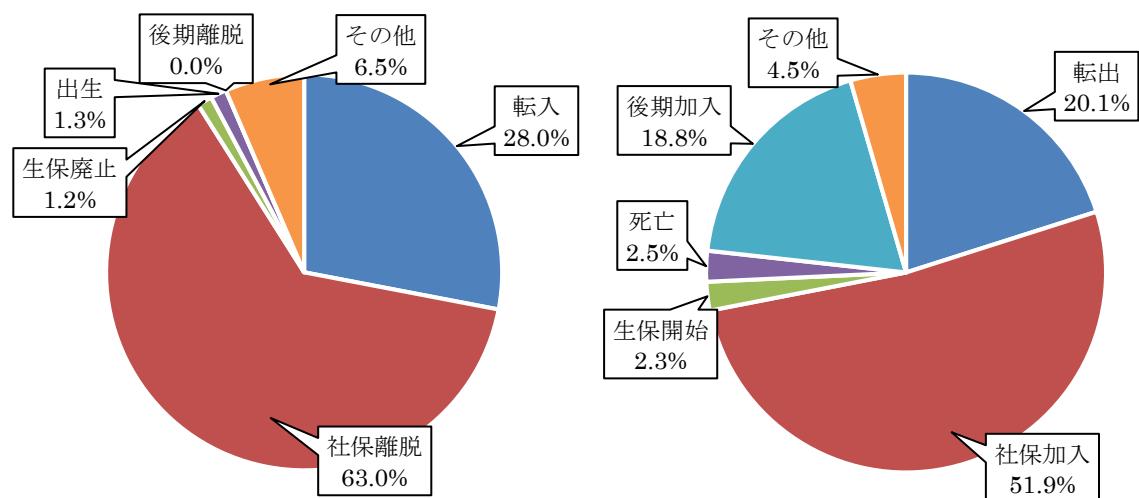
→ 資料編 p63

第2節 資格異動状況

国民健康保険に加入する理由でもっと多いのが、「社会保険離脱」です。6割以上が社会保険離脱により国保に加入しています。次に多いのが「転入」です。「その他」には、国民健康保険組合離脱等があります。

国民健康保険を脱退する理由でもっと多いのが、「社会保険加入」です。5割以上が社会保険加入により国保を離脱しています。次に多いのが「転出」です。「その他」には、国民健康保険組合加入等があります。

図9 国民健康保険資格得喪内訳（30年度）（左：資格取得、右：資格喪失）



→ 資料編 p61~62

第3節 埼玉県地域保健医療計画と富士見市国民健康保険

§ 1 埼玉県地域保健医療計画と富士見市国民健康保険

富士見市は埼玉県地域保健医療計画（医療法第30条の4に基づく医療計画、高齢者医療確保法第9条に基づく医療費適正化計画）上、全域が一次保健医療圏とされ、また、二次保健医療圏の南西部保健医療圏（朝霞保健所管区）に属しています。一次保健医療圏は、日常生活に密着した保健医療サービスの提供を図るべき単位であるとされ、二次保健医療圏は、主として病院及び診療所の病床整備を図るべき地域的単位です。

埼玉県地域保健医療計画では、市町村には住民の生活習慣病予防や健康づくりの体制、保健医療福祉の総合的窓口機能の整備充実が求められています。また、医療保険者として国民健康保険を運営する保険者として、国民健康保険の被保険者に対する特定健診・特定保健指導の受診率向上に有効な取り組み体制の整備充実が求められています。

富士見市では、平成30年3月に特定健康診査等第3期実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導等の計画的な実施に努めています。

§ 2 医療機関等の数

平成31年3月末現在、朝霞保健所管内（富士見市、ふじみ野市、志木市、和光市、朝霞市、新座市、三芳町）の医療施設数は404、病床数は5,714（病院5,533、診療所181）です。このうち、富士見市にある72医療施設の病床数は715（病院633、診療所82）です。

図10 富士見市の医療施設等の数等

区分	医療施設等の数	病床数	医師等の人数
病院	5	633	医師 160 看護師 579 準看護師 172 歯科医師 79 薬剤師 233 保健師 34 助産師 31
診療所	67	82	
歯科診療所	55		
薬局	49		
鍼灸接骨院等	178		
計	354	715	1,288

※医療施設数、病床数は平成31年3月末現在。医師等の人数は平成28年12月末現在（朝霞保健所調べ）。

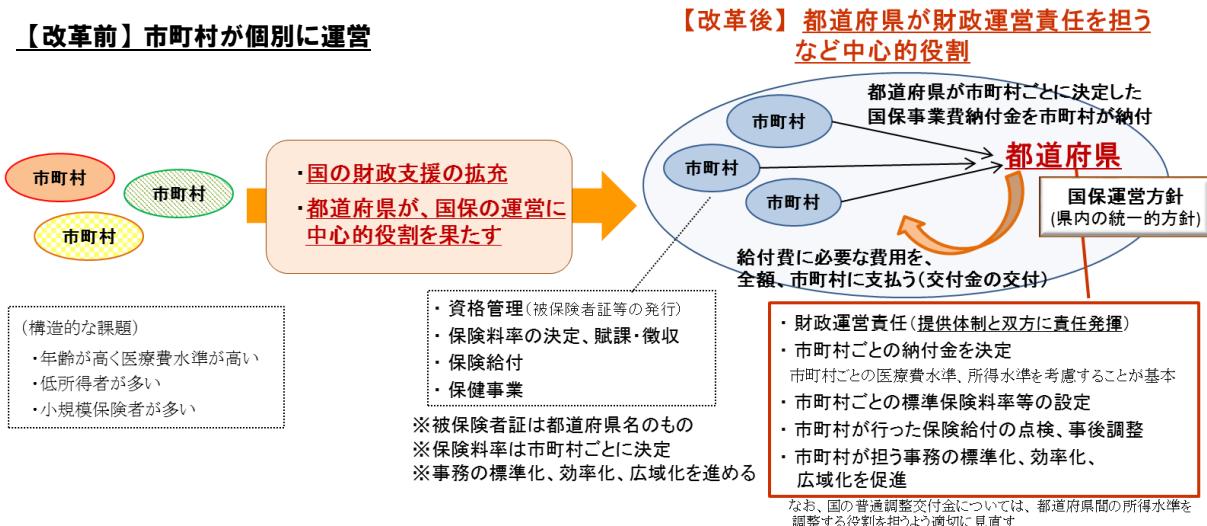
第3章 財政

第1節 平成30年度決算の状況 → 資料編 p64~65

§ 1 国民健康保険制度改革について

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保を始めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化の措置を講ずるもので、これにより、平成30年度から財政運営の主体が市から県に変わるなど、国民健康保険制度改革が行われました。

図11 国保制度改革の概要



§ 2 歳入

平成30年度国民健康保険特別会計の決算（歳入）については、県支出金が最も多く、67億9,484万6,040円でした。県支出金が最も多い理由は、国民健康保険制度改革により、保険給付費等にかかる費用が保険給付費等交付金（普通交付金）として県から交付されるようになったためです。次に、国保税収入は22億1,546万9,979円となり、前年度比1.2%減でした。

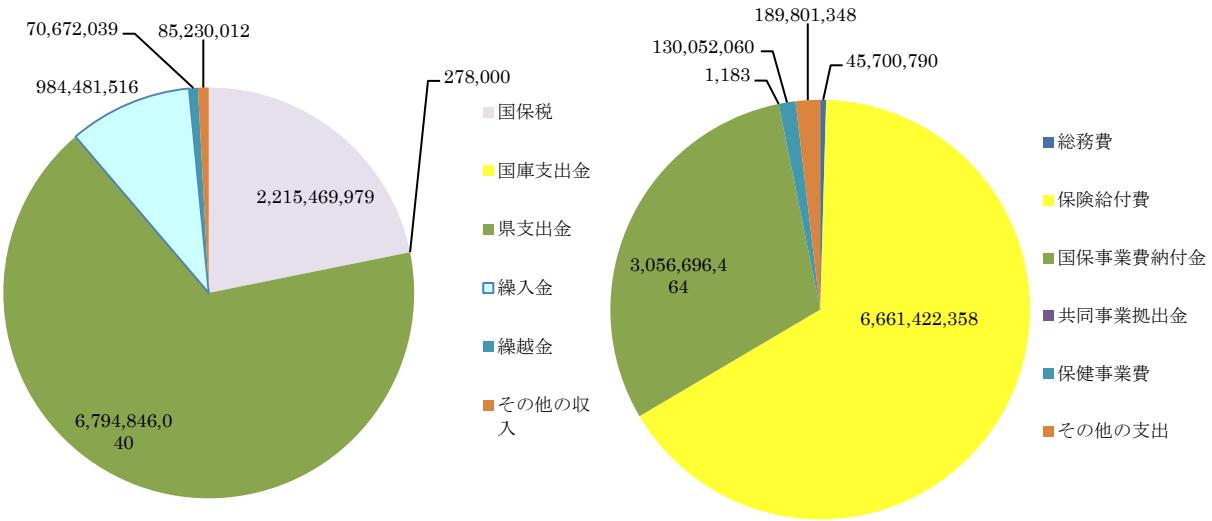
このほかに、低所得者の軽減措置を行った場合の財源として国・県から支払われる保険基盤安定繰入金等の収入があり、総額101億5,097万7,586円の歳入となっています。

§ 3 歳出

平成30年度国民健康保険特別会計の決算（歳出）については、全体の6割以上を保険給付費が占めており、66億6,142万2,358円を支出しています。次に、県全体の保険給付費を支払うための費用の一部として市が県に支払う国民健康保険事業費納付金を30億5,669万6,464円支出しています。

このほかに、保健事業を行うための費用として保健事業費等の支出があり、総額100億8,367万4,203円の歳出となっています。

図12 国民健康保険歳入歳出財源内訳（左：歳入、右：歳出）



第2節 決算の推移

§ 1 歳入決算の推移

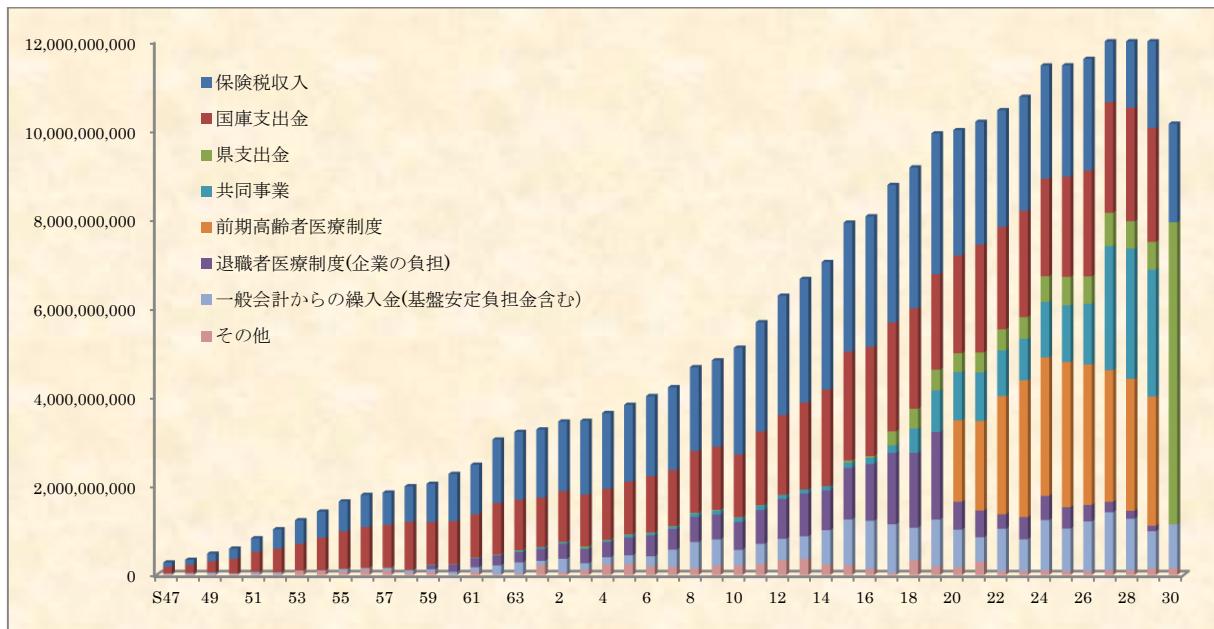
昭和47年には国保税と国の負担金がほとんどを占めていましたが、増加する医療費に対応し、負担の公平を図るために、昭和59年度からは退職者医療制度の開始に伴う療養給付費交付金及び共同事業交付金が、昭和63年度からは国民健康保険保険基盤安定負担金が、平成11年度から国の普通調整交付金が、平成15年からは国及び県の高額医療共同事業負担金が、平成20年度からは前期高齢者交付金が支払われるようになりました。平成30年度は国民健康保険制度改革が行われ、前期高齢者交付金等の交付対象が市から県になるなど、大きな変更がありました。

図13 富士見市国民健康保険歳入決算の推移（最近5年間）（金額の単位：千円）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比								
保 險 税	2,505,758	21.6%	2,457,465	18.7%	2,348,901	19.6%	2,243,004	23.2%	2,215,470	39.4%
国 庫 支 出 金	2,379,342	20.5%	2,484,750	19.0%	2,550,232	19.5%	2,560,215	19.6%	278	0.0%
療養給付費交付金	371,930	3.2%	233,448	1.8%	178,321	1.4%	123,173	0.9%	0	0.0%
前期高齢者交付金	3,161,436	27.2%	2,967,190	22.7%	2,970,850	22.7%	2,911,398	22.2%	0	0.0%
県 支 出 金	614,561	5.3%	748,316	5.7%	616,223	4.7%	623,904	4.8%	6,794,846	51.9%
共同事業交付金	1,365,166	11.8%	2,785,256	21.3%	2,926,060	22.4%	2,849,284	21.8%	0	0.0%
一般会計繰入金	1,122,715	9.7%	1,307,261	10.0%	1,161,322	8.9%	839,251	6.4%	984,482	7.5%
その他の収入	84,591	0.7%	108,147	0.8%	107,562	0.8%	147,498	1.1%	155,902	1.2%
合 計	11,605,499	100.0%	13,091,833	100.0%	12,859,471	100.0%	12,297,727	100.0%	10,150,978	100.0%

→ 資料編 p66

図 14 富士見市国民健康保険歳入決算の推移



§ 2 歳出決算の推移

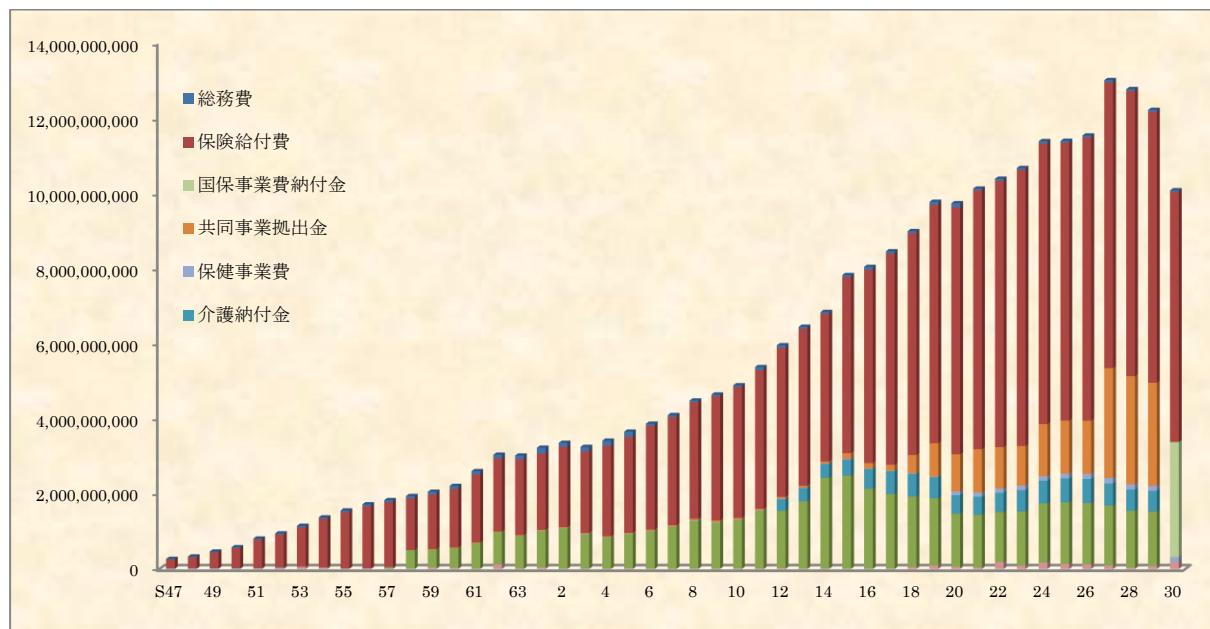
当初、総務費と保険給付費と保健事業費が主な歳出項目でしたが、昭和 57 年度から老人保健拠出金が、昭和 59 年度から高額医療費共同事業医療費拠出金が、平成 12 年度から介護納付金が、平成 20 年度から後期高齢者支援金及び病床転換支援金が加わりました。平成 30 年度は国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険事業費納付金が加わったほか、後期高齢者支援金等の支払主体が市から県になるなど、大きな変更がありました。

図 15 富士見市国民健康保険歳出決算の推移（最近 5 年間）（金額の単位：千円）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比								
保 険 給 付 費	7,549,772	65.4%	7,615,872	58.4%	7,598,360	59.3%	7,220,042	59.1%	6,661,422	59.1%
国保事業費納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	3,056,696	30.3%
後期高齢者支援金等	1,629,310	14.1%	1,595,484	12.3%	1,514,894	11.9%	1,446,056	11.8%	0	0.0%
前期高齢者納付金	1,279	0.0%	1,087	0.0%	1,094	0.0%	5,358	0.0%	0	0.0%
老人保健拠出金	52	0.0%	52	0.0%	41	0.0%	26	0.0%	0	0.0%
介 護 納 付 金	645,693	5.6%	588,176	4.5%	560,457	4.4%	549,496	4.5%	0	0.0%
共同事業拠出金	1,416,428	12.3%	2,924,373	22.5%	2,882,362	22.6%	2,741,461	22.4%	1	0.0%
保 健 事 業 費	132,595	1.1%	143,812	1.1%	137,857	1.1%	133,476	1.1%	130,052	1.3%
そ の 他 の 支 出	169,433	1.5%	152,304	1.2%	84,301	0.7%	131,140	1.1%	235,503	2.3%
合 計	11,544,562	100.0%	13,021,160	100.0%	12,779,366	100.0%	12,227,055	100.0%	10,083,674	100.0%

→ 資料編 p66

図 16 富士見市国民健康保険歳出決算の推移



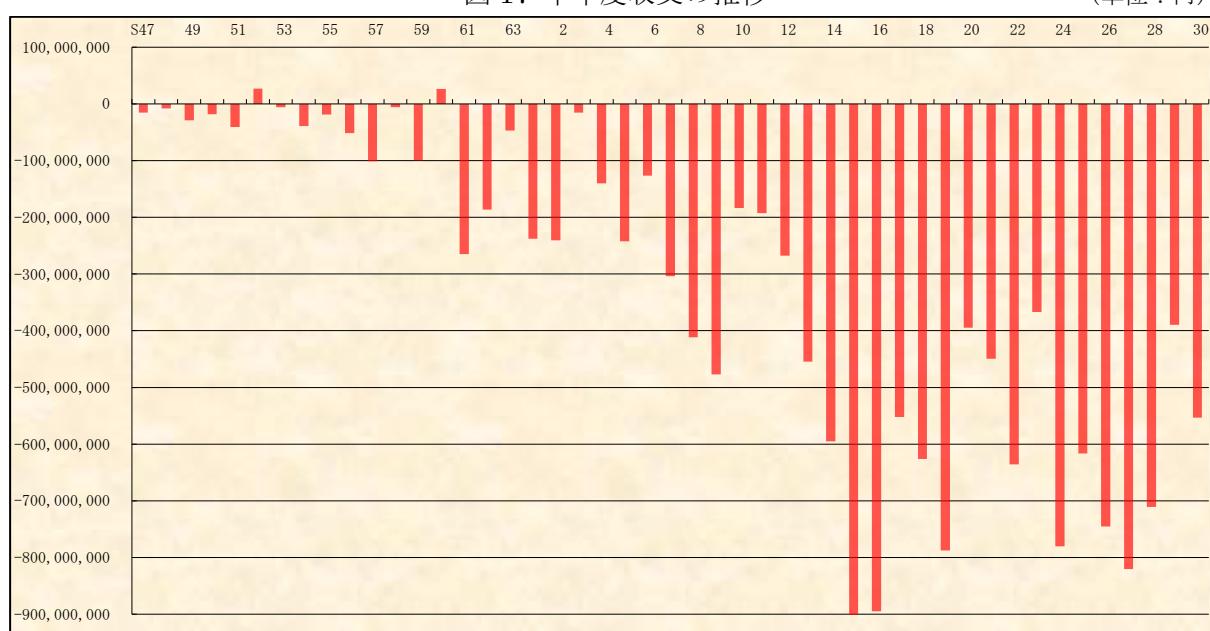
§ 3 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額を形式収支といい、形式収支から翌年度に繰り越すべき額を控除した額を実質収支といいます。実質収支がマイナスになる場合が一般に赤字決算と呼ばれています。富士見市では昭和 61 年度に一度赤字決算をし、昭和 62 年度に前年度繰上充用金を支出しています。

その他の年は黒字決算ですが、一般会計からの多額の繰入金でなんとか黒字にしているような状態です。繰入金がない場合、単年度収支は赤字となります(図 16)。

※単年度収支＝実質収支－法定外繰入金－繰越金

図 17 単年度収支の推移 (単位：円)

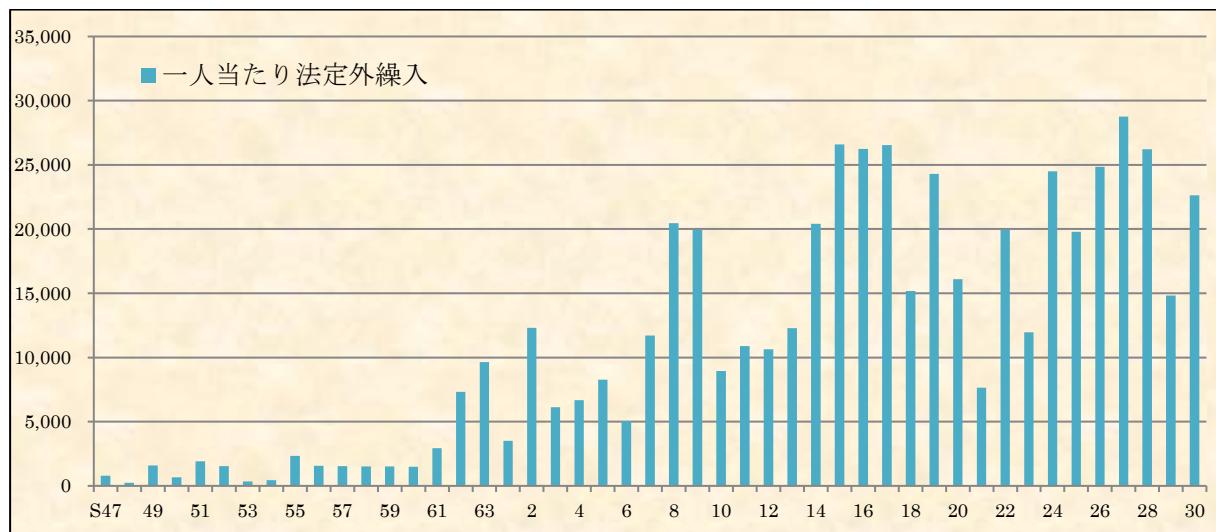


§ 4 一人当たりの法定外繰入金の推移

保険税収入や国庫負担金では賄いきれなかった医療費の不足分は、一般会計からの繰入金によって補てんしています。これを法定外繰入金と呼んでいます。昭和 62 年度以降、多額の法定外繰入金の繰り入れを行うことが常態化しています。

図 18 一人当たりの法定外繰入金の推移

(単位 : 円)

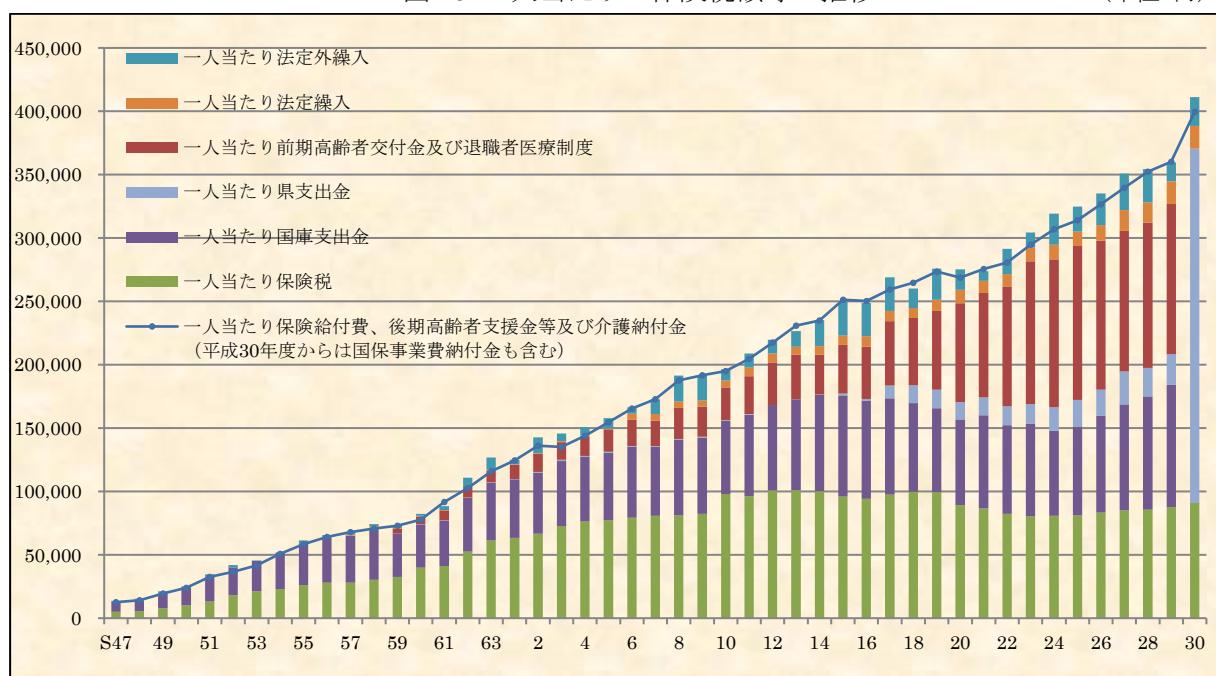


§ 5 一人当たりの保険税額等の推移

昭和 63 年度頃までは、被保険者一人あたりの保険給付費と収入はほぼ均衡していましたが、平成に入り均衡が崩れ、特に平成 14 年度以降、一人あたり医療給付費等と保険税収入等の差が拡大し、歳入不足分は法定外繰入金により補っています。

図 19 一人当たりの保険税額等の推移

(単位:円)



§ 6 収納率の推移

現年課税分収納率については、長期的には 87%～96%の間で推移しています。平成 20 年度の後期高齢者医療制度の開始以降、収納率は低下していましたが、平成 24 年度から上昇傾向にあります。

→ 資料編 p73

図 20 現年度分収納率の推移



図 21 滞納繰越分収納率の推移



第4章 国民健康保険税

第1節 保険料と保険税

国民健康保険の費用として徴収する金銭を、「保険料」という市町村と、「保険税」という市町村があります。国民健康保険法第76条第1項に、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」とあることから、「保険料」としている市町村は、この条文に基づき実施していることになります。

しかし、同項但し書に「ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課すときは、この限りでない。」とあり、地方税法に基づき国民健康保険税条例を制定し、保険税を課税することとしている市町村（国民健康保険組合は含まれません。）は「保険税」を課すことができます。

当市は昭和32年1月に「富士見村国民健康保険税条例」を制定して以来、「保険税」を採用している市町村のひとつです。現在、埼玉県内のすべての市町村がこの「保険税」方式を採用しています。

図22 料と税の主な相違点

	保険料	保険税
根拠法	国民健康保険法	地方税法
時効	2年	5年
按分率・保険料率（額）	市町村長の告示	条例で規定
差押え	可（地方自治法）	可（地方税法）
所得割の算定方法	旧但し書方式	旧但し書方式

※按分率…税率とほぼ同義。税率とは課税標準額に乗じるものなので、課税標準の存在しない国民健康保険の場合は按分率という表現が正しいものになります。

※平成25年度以降、所得割の算定方法は、旧但し書方式に統一されました。

第2節 賦課方式及び按分率（額）

§1 医療給付費分の賦課方式

地方税法上、医療給付費分の保険税の課税方法は4種類の項目（①所得割、②資産割、③被保険者均等割、④世帯別平等割）の組み合わせにより、3種類の課税方式が存在します。

4種類全てを採用する課税方式が「4方式（第一方式）」です。4方式から資産割を除いた方式を「3方式（第二方式）」といい、3方式から世帯別平等割を除いた方式を「2方式（第三方式）」といいます。当市は、昭和32年から現在に至るまで4方式を採用しています。

§ 2 後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の賦課方式

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の課税方式も、§ 1 と同様の 3 種類の課税方式があります。当市では、平成 12 年 4 月の介護保険制度発足にあわせ、介護納付金分を 2 方式で、平成 20 年 4 月の後期高齢者医療制度発足にあわせ、後期高齢者支援金等分を 2 方式で課税することとし、現在に至っています。

図 23 富士見市国民健康保険税按分率（額）（平成 30 年度）

		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
応能割	所得割	6.0%	2.1%	1.2%
	資産割	22%	—	—
応益割	被保険者均等割	16,100 円/人	7,000 円/人	10,600 円/人
	世帯別平等割	10,800 円/世帯	—	—
賦課方式		4 方式	2 方式	2 方式

※所得割額は、課税基礎額（前年の総所得金額－基礎控除額）×按分率

資産割額は、当該年度の土地、家屋に係る減免前の固定資産税額×持分比率×按分率 で計算します。

§ 3 按分率（額）の推移 ➡ 資料編 p67

昭和 47 年度（市制施行）時点で所得割按分率（左軸）は 1.6%、資産割按分率（右軸）は 22.3%でしたが、高齢化の進展及びこれに伴う医療費の高騰に伴い段階的に改定を実施しております。平成 17 年度以降は据え置きとしていましたが、平成 30 年度に税率改定を行い、所得割按分率は 8.1%（40 歳以上の 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者は 9.3%）、資産割按分率は 22%となっています。

図 24 応能割率の推移（市制施行以後）



昭和 47 年度（市制施行）時点で被保険者均等割額は一人あたり年額 1,050 円（左軸）、世帯別平等割額は一世帯あたり年額 1,280 円（右軸）でしたが、高齢化の進展及びこれに伴う医療費の高騰に伴い段階的に改定を実施しております。平成 17 年度以降は据え置きとしていましたが、平成 30 年度に税率改定を行い、被保険者均等割額は一人年額 23,100 円（40 歳以上の 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者は 33,700 円）、世帯別平等割額は 10,800 円となっています。

図 25 応益割額の推移（市制施行以後）
(単位：円)

§ 4 納税方式

国民健康保険税は、申告納税方式（自分自身で各税法に基づき課税標準（税金の対象となる税率をかける前の金額）や税額を計算する方式）を採用する所得税などの税と異なり、賦課課税方式（税金を徴収する側が納付すべき税額を確定する方式）を採用しています。

図 26 国税と地方税の納税方式

納税方式	国税	地方税	
		道府県税	市町村税
申告納税方式	所得税	法人道府県民税	法人市町村民税
	法人税	法人事業税	市町村たばこ税
	相続税	地方消費税	鉱産税
	贈与税	不動産取得税	特別土地保有税
	消費税	道府県たばこ税	
賦課課税方式	加算税	道府県民税	国民健康保険税
	過怠税	自動車税	固定資産税
	課税貨物の引き取りに係る消費税	個人事業税	都市計画税
			市町村民税 軽自動車税

第3節 賦課期日、納期等

§ 1 賦課期日

国民健康保険税の賦課期日は、4月1日です。年度途中の加入者は、資格取得日が賦課期日となります。

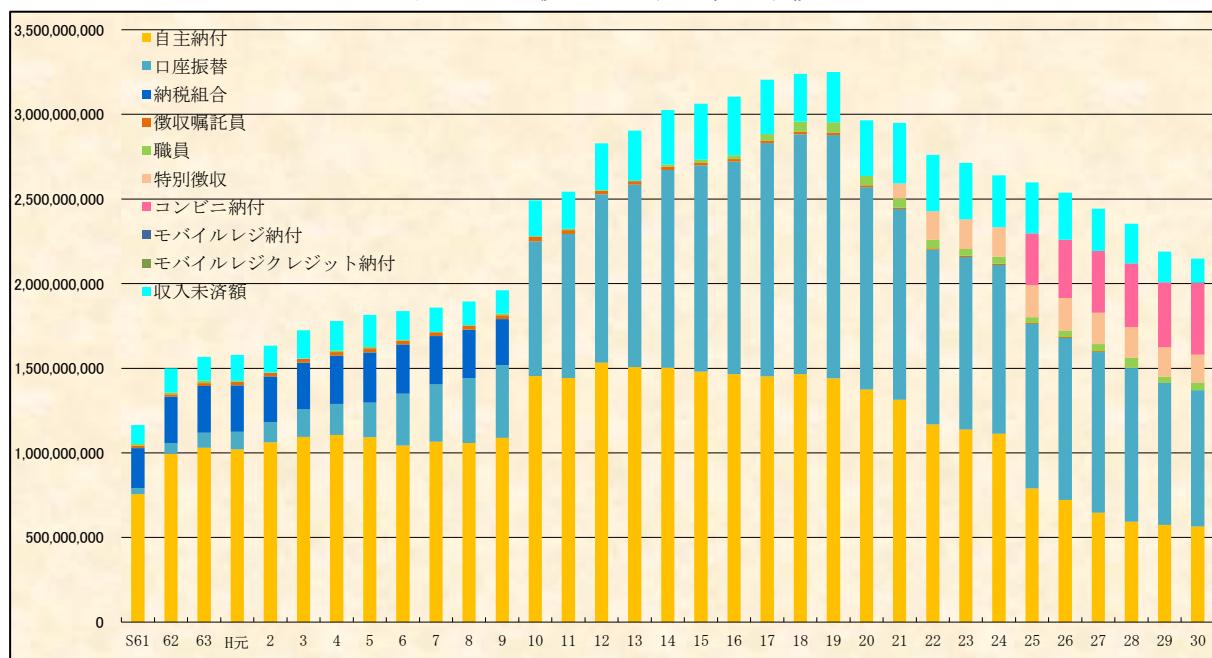
§ 2 納期及び納期限

普通徴収による納期は年9回、特別徴収（平成21年度から）による納期は年6回となっています。普通徴収による納期は、7月から3月の毎月末日（ただし、12月は25日）となっています。なお、祝日、土曜日及び日曜日は、次の日（富士見市国民健康保険税条例第10条第1項）です。

§ 3 納税方法

従来の窓口払い、口座振替に加え、平成21年10月から特別徴収（年金天引き）、平成25年7月からコンビニ収納、平成30年2月からペイジー口座振替、同年10月からモバイルレジ・モバイルクレジットを開始したことで、より納税しやすくなりました。

図27 納税方法別収納額の推移



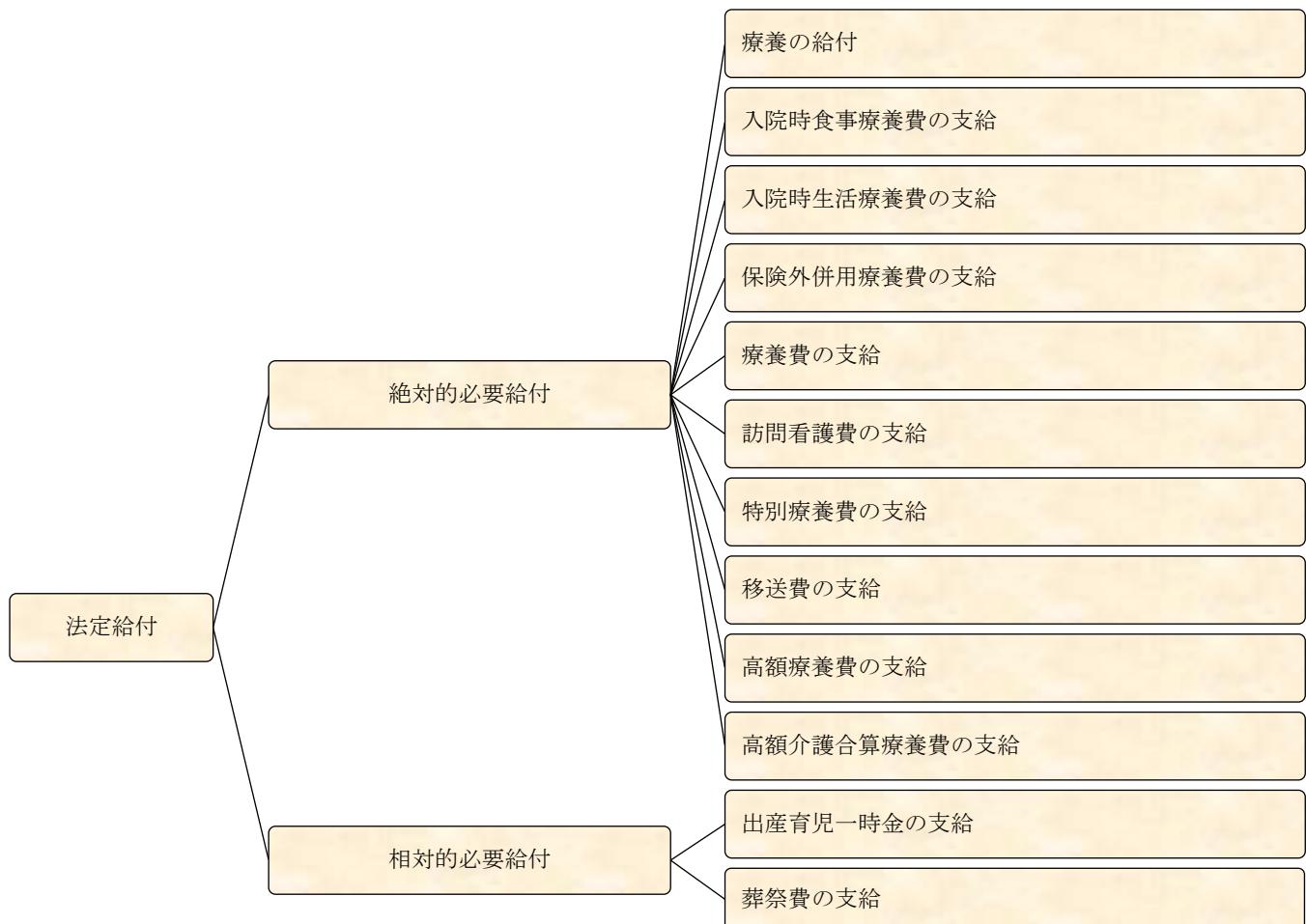
→ 資料編 p74

第5章 保険給付

第1節 保険給付の概要

富士見市では、国民健康保険法に定められた絶対的必要給付（療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給）のほか、出産育児一時金の支給（404,000円（産科医療補償制度加入医療機関の場合は42万円））、葬祭費（5万円）の支給（相対的必要給付）を行っています。

図28 富士見市の国民健康保険給付



第2節 保険給付の状況

§ 1 一人あたり医療費と受診率

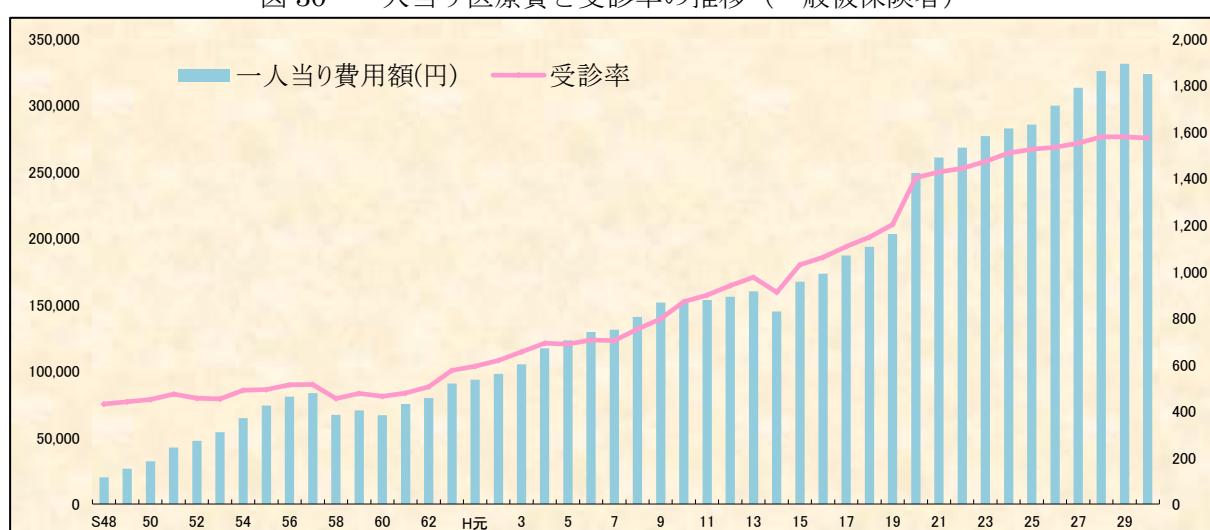
昭和 48 年に 20,000 円だった一人当たりの医療費は、昭和 63 年に 90,000 円を超える、平成 17 年には 18 万円を、平成 23 年には 27 万円を超えました（図 28）。一人が 1 年に何回医療機関に受診するかの指標である受診率については、昭和 48 年時点では 430 でしたが、平成 25 年には 1,500 を超えています（図 29）。これらは、団塊の世代の高齢化や医療の高度化に伴う診療報酬等の伸び、医療の近接化等が主な原因と考えられます。

図 29 一人当たり医療費の伸び（昭和 48 年度を 100 とした場合。一般被保険者。名目値）



※平成 20 年度以降、65 歳以上の退職被保険者が一般被保険者とされたため、急に伸びています。

図 30 一人当たり医療費と受診率の推移（一般被保険者）



※平成 13 年度までは 4-3 診療分。平成 14 年度のみ 4-2 の 11 月分。平成 15 年度以降は 3-2 診療分。

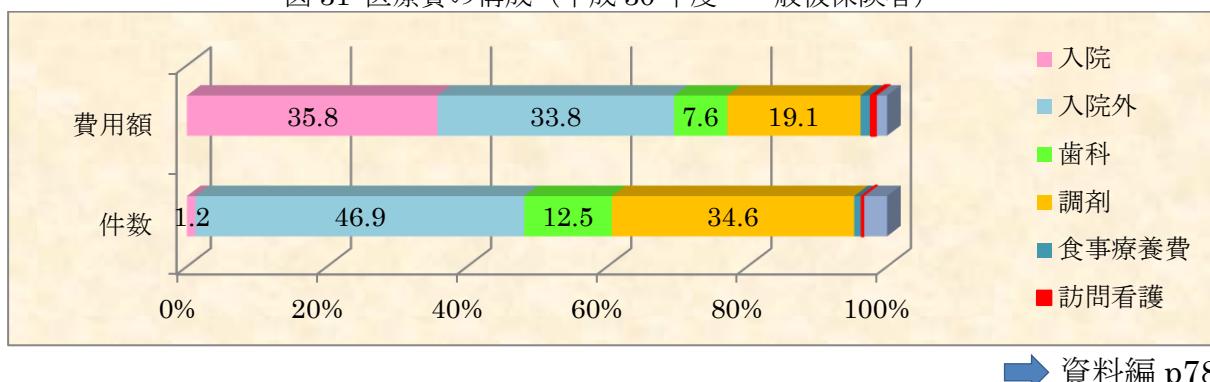
→ 資料編 p77

§ 2 医療費の構成

平成 30 年度の受診件数の構成比率については、入院外が 46.9%、調剤が 34.6%、次いで歯科が 12.5% となっています。一方、医療費の構成比率をみると入院が 35.8%、入院外が 33.8%、次いで調剤が 19.1% となっており、入院・入院外・調剤にかかる医療費が全体の約 9 割を占めています。

また、件数でみるとわずか 1.2% の入院が全体の医療費の 3 分の 1 以上を占めており、入院にかかる医療費がいかに高額であるかがわかります。

図 31 医療費の構成（平成 30 年度 一般被保険者）



§ 3 出産育児一時金と葬祭費の支給状況

出産育児一時金は昭和 50 年度以降減少傾向にありましたが、昭和 61 年度以降は 200 件前後で推移していました。平成 19 年度以降は減少傾向にあります。

葬祭費は高齢化の進展に伴って平成 19 年まで増加し続けていましたが、後期高齢者医療制度創設に伴い大きく減少し、それ以降は減少傾向にあります。

図 32 出産育児一時金（助産費）及び葬祭費の支給状況



第6章 普及啓発活動

第1節 広報

広報ふじみやホームページの開設により、国民健康保険の普及啓発を行っています。

第2節 健康まつり

市民の健康増進の普及と意識の高揚を目的とするもので、毎年10月頃開催しています。

- ・メタボリックシンドローム関係パネルの展示
- ・保健師、栄養士による食事及び運動の簡易な指導の実施
- ・参加者への特定健康診査パンフレット及び啓発品の配布

第3節 パンフレット

国民健康保険の制度内容の普及啓発を目的として、様々なパンフレットやリーフレットを作成しています。

第4節 効率化

国民健康保険制度の適正な運用を目的として、各種効率化通知を行っています。

- ・社会保険加入者への国保資格喪失手続き効率化通知（適用適正）
- ・擬制世帯への社保扶養加入効率化通知（適用適正）
- ・国民健康保険税申告の提出効率化通知
- ・高額療養費受領に関する案内
- ・特定健診未受診者への受診効率化通知
- ・その他

第5節 ポスター

特定健康診査の受診効率化ポスターやのぼり旗を市内各所に掲示しています。



第6節 講座の実施

富士見市では、協働によるまちづくり講座（通称「出前講座」）として、市民の要望に応じ、職員をセミナーの講師として派遣しています。また、これに限らず、民生委員研修会等の研修会に対し随時、職員を講師として派遣しています。

出前講座メニュー

国民健康保険制度について	国民健康保険の加入、国民健康保険税の決め方・納め方、高額療養費、保健事業など国民健康保険制度について説明します。
後期高齢者医療制度について	老人保健制度に代わって開始された「後期高齢者医療制度」について説明します。
あなたの知りたい健康づくり講座	健康づくりに役立つ情報をお届けします。内容は以下のテーマからお選びください。 ① あなたもなろう「健康長寿サポーター」 ② 生活習慣病予防について

その他の講座メニュー

民生委員・児童委員のための国民健康保険講座	民生委員、児童委員を対象に、保険給付と生活困窮者の支援策を中心に説明します。
-----------------------	--

第7節 啓発品の配布

平成 24 年度～平成 25 年度は、特定健康診査受診者全員を対象に、平成 26 年度～平成 30 年度は、特定健康診査受診者の中から抽選で下記のものを配布しました。

平成 24 年度	ふわっふーオリジナルストラップ
平成 25 年度	ふわっふーオリジナルエコバッグ
平成 26 年度（抽選）	富士見市の特産物（米、味噌）、万歩計
平成 27 年度（抽選）	健康グッズ（高機能靴下、健康食品）
平成 28 年度（抽選）	快眠グッズ（セラバンド、入浴剤、ハンドクリーム等）
平成 29 年度（抽選）	健康グッズ（オーラルケアグッズ、健康食品）
平成 30 年度（抽選）	健康グッズ（ソックス、ゲイター、アームカバー等）

第8節 富士見の国保（本誌）の発刊

平成元年から、毎年発刊しています。

第7章 医療費の適正化対策

第1節 医療費通知

国民健康保険に加入している全ての世帯を対象に、医療機関等での診療内容等を通知しています。

＜目的＞ 年々増大する医療費の現状について、理解を深めていただくとともに、頻回受診の抑制について、意識の啓発を図り、医療機関等の不正請求の抑止を図るもので

＜通知回数＞ 年6回（奇数月）

＜通知内容＞ 受診年月、受診者名、保険医療機関・保険調剤薬局等の名称、日数、医療費、入院／外来の別、窓口での支払額

図33 医療費通知の送付実績（過去5年度）

年度	H26	27	28	29	30
件数	79,795	78,007	75,940	72,609	69,404

第2節 レセプト点検

保険医療機関、保険薬局からの診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の内容等の点検を行っています。医療機関等から埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）に送られたレセプトは、国保連が1次審査を行います。その後、富士見市役所内で委託業者により2次審査（全件審査）を行っています。

第3節 ジェネリック医薬品の普及活動

§1 ジェネリック医薬品差額通知事業

平成24年10月より、生活習慣病に関する医薬品を処方されている方で、ジェネリック医薬品を処方されたとすれば、300円以上の薬剤費削減が見込める方に対して、年6回（平成27年度までは年2回）、その差額をお知らせしています。

図34 ジェネリック医薬品差額通知の送付実績（過去5年度）

年度	H26	27	28	29	30
件数	1,507	1,257	4,251	4,050	3,422

§2 ジェネリック医薬品カード配布事業

ジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品カードを配布しています。平成26年10月からは、ジェネリック医薬品希望シールを配布しています。

第8章 保健事業

第1節 特定健康診査・特定保健指導

平成20年4月に、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことに伴い、それまでの基本健康診断にかわって、特定健康診査及び特定保健指導が実施されることになりました。メタボリックシンドロームとその予備群の方を早期に発見し、その改善と予防に向けた支援を行い、生活習慣病の予防、悪化を防ぐことが目的です。

→ 資料編 p84~85

<対象者>	40歳以上の被保険者（当該年度内に40歳以上）
<費用>	被保険者が負担する額 1,000円
	富士見市が負担する額 9,800円
合	計 10,800円 ※費用は平成30年度の場合

第2節 人間ドック検査料補助

被保険者の疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的に、昭和64年1月、人間ドック検査料補助要綱を策定し、人間ドック受診者に検査料を補助しています。

当初、「40歳以上65歳未満」としていた年齢制限は、平成14年4月に70歳未満に拡大、平成17年4月に35歳以上に拡大（同時に加入期間1年以上という要件の撤廃）、平成20年4月に30歳以上に拡大し、現在に至っています。

→ 資料編 p86

<対象者>	申請日において30歳以上の被保険者
<費用>	被保険者が負担する額 7,550円（10円未満切り捨て）
	富士見市が負担する額 26,900円
合	計 34,452円（税込み）※平成30年度の場合

第3節 保養施設利用補助

§ 1 第1種保養施設（契約（指定）保養施設）

被保険者の健康増進を図るため指定保養施設を利用した場合、利用料金の一部を補助しています（大人一泊2,000円、小人一泊1,000円。1年度一人2泊まで）。

→ 資料編 p87

§ 2 第2種保養施設（公営保養施設）

かんぽの宿、国民宿舎などの公営保養施設が第2種保養施設です。こちらも、大人一泊2,000円、小人一泊1,000円を補助するものです。第1種保養施設とあわせこれまでに2万人以上（市立保養所・那須山の家「満天星苑」（昭和59年8月～平成18年8月）の利用者含む）の市民が利用しています。

→ 資料編 p87

§ 3 第3種保養施設

平成 10 年 4 月から、いわゆるスーパー銭湯の利用補助制度を開始しました。1 回 300 円を限度に一人 1 年度あたり 3 回を補助しています。

➡ 資料編 p88

<対象施設> (順不同)

おふろの王様志木店 川越湯遊ランド 小江戸はつかり温泉
埼玉スポーツセンター天然温泉 にいざ温泉 真名井の湯大井店

§ 4 第4種保養施設

平成 14 年 4 月から、熱海市観光協会と契約し、同協会加盟ホテル、旅館を利用する場合、一般よりも有利な金額で利用できます。

第4節 自動血圧計の設置

気軽に健康管理をしてもらうため、平成 3 年 10 月より、市内の公共施設に自動血圧計を設置しています。

<設置公共施設>

市役所 1 階ロビー

西出張所 水谷出張所 水谷東出張所 南畠出張所 みずほ台出張所

鶴瀬公民館 針ヶ谷コミュニティセンター 鶴瀬西交流センター

ふじみ野交流センター ピアザ☆ふじみ

第9章 情報開示・個人情報保護対策等

第1節 自己情報開示

§ 1 診療報酬明細書開示

富士見市個人情報保護条例及び富士見市診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領に基づき、被保険者からの請求により診療報酬明細書の開示を行っています。ただし、開示すると本人に悪影響を及ぼす恐れがあると医師が認める場合等は開示しないことがあります。

図 35 診療報酬明細書の開示実績（過去 5 年度）

年度	H26	27	28	29	30
件数	1	1	1	1	0

§ 2 その他の自己情報開示状況

富士見市個人情報保護条例に基づき、被保険者からの請求により被保険者の自己情報の開示を行っています。

図 36 その他の自己情報の開示実績（過去 5 年度）

年度	H26	27	28	29	30
件数	0	0	0	0	0

第2節 個人情報の保護

富士見市では、昭和 60 年に富士見市電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する条例を制定し、その後平成 15 年 7 月、個人情報保護条例を制定しています。保険年金課では、それに先立つ平成 15 年 6 月に、なりすましによる個人情報の詐取、漏洩対策として、「保険年金課 証明書等の交付に係る窓口来庁者の本人確認事務処理マニュアル」を策定しています。

その後、電話による本人へのなりすましが社会的な関心事となったことから、平成 26 年 3 月には、「市民生活部 個人情報保護等に係る窓口・電話対応マニュアル」としてこれを整備しなおしました。

これに加え、日頃から個人情報保護について、職員間の声かけ、誤封入防止のための目視を徹底し、読み合わせなどを徹底することで、個人情報の漏洩防止に努めています。

第3節 審査請求の状況

国民健康保険税の決定内容に不服のある場合や、高額療養費の支給額等に不服がある場合は、行政不服審査法等により、審査請求ができます。

＜不服申立て状況＞

平成 22 年度から平成 30 年度までの審査請求（異議申立て）の件数 0 件

第10章 生活困窮者対策

第1節 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

急激な雇用環境の変動に対応するため、平成21年3月31日以降に非自発的な失業（離職）のため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入した人に対する国保税の軽減を行っています。具体的には、前年度の給与所得を100分の30とみなして、保険税の計算を行うものです。

<対象者>

次のすべてに該当する方

- ① 平成21年3月31日以降に離職した方
- ② 縱職時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険の受給資格者であり、受給資格者証の離職理由番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである方

<期間>

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

図37 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減実績

年度	件数	軽減額合計
H26	304	19,278,900円
27	243	20,155,900円
28	207	14,188,300円
29	183	13,238,700円
30	176	13,848,300円

第2節 国民健康保険税の減免

災害等により生活が著しく困難になる等、国民健康保険税の納税が困難と認める場合等に、国民健康保険税の減免を行っています。具体的には次のような場合です。

- ① 生活保護受給開始となり、月割計算後も未到来の納期がある場合
- ② 生活保護基準（月額）の1.3倍未満の月収で3倍未満の資産の場合（資産調査あり）
- ③ その年の収入が昨年に比べて40%以上落ち込む見込みの場合（収入制限あり）
- ④ 災害にあった場合や災害により行方不明となった場合
- ⑤ 65歳以上で、配偶者が後期高齢者医療制度に加入し扶養から外れた場合
- ⑥ 刑事施設等に拘禁されていた場合
- ⑦ 前年の世帯の所得の合計額が400万円以下であって、22歳以下の被保険者が3人以上いる世帯（平成30年度以降）
- ⑧ その他特別な事情がある場合

図38 国民健康保険税の減免実績

年 度	H26	27	28	29	30
件 数	133	163	177	199	315
金 額	2,786,600 円	3,592,100 円	3,337,800 円	3,397,000 円	4,954,800 円
(再掲) 件数	109	133	136	147	141
(再掲) 金額	2,551,900 円	3,273,300 円	2,240,100 円	2,546,300 円	2,343,100 円

※（再掲）は旧被扶養者減免（⑤）の件数と金額

第3節 一部負担金の減免及び徴収猶予

災害等により生活が著しく困難になったり、その他特別な事情があり、医療機関等への支払いが困難と認められたりする場合に、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行っています。

図39 一部負担金の減免及び徴収猶予の実績

年 度	承認件数 (単位: 件)			承認対象レセプト数 (単位: 件)			減免額 (単位: 円)		
	5割減額	免除	徴収猶予	5割減額	免除	徴収猶予	5割減額	免除	徴収猶予
H26	0	1	0	0	6	0	0	7,476	0
27	0	5	0	0	17	0	0	39,277	0
28	0	6	0	0	43	0	0	62,673	0
29	0	4	0	0	15	0	0	456,888	0
30	0	4	0	0	54	0	0	98,476	0

第2部 富士見の後期高齢者医療

第1章 後期高齢者医療制度の概要

第1節 創設の経緯

平成20年4月、長い議論の末、後期高齢者医療制度は施行されました。それはそれまでの老人保健法の全部改正という形で行われましたが、そもそも老人保健制度とはなんだったのでしょうか。

それまで、高度経済成長の余韻もあり、全国各地で「老人医療無料化」が実施されていましたが、高度経済成長の終焉と少子高齢化の始まりもあり、無料化を継続するには無理がありました。無料化は老人医療費の急増、社会的入院、医療機関のサロン化などの弊害を招きました。

そこで、昭和58年に老人保健法が施行されました。老人保健制度は、市町村が老人医療の運営主体となり、保険者（国保の場合は、市町村は国保保険者の顔と老人医療の運営主体としての顔を持ちます）からの拠出金と公費で運営するものでした。また、患者負担として外来1月400円、入院1日300円という自己負担を求めるものでした。

しかし、高齢化の進展や高齢者医療費の増加により、当初平均13%だった健保組合の拠出金は、平成11年には組合収入の40%にも及び、とうとう全健保組合の97%が参加する「老健拠出金不払い運動」に発展しました。

この他にも老人保健制度には、①保険料を納めるところ（保険者）と使うところ（市町村）が分離され、財政責任・運営責任が不明確であるという問題、②若年層と高齢者層の費用負担関係が不明確であるという問題、③被扶養である高齢者は保険料が無料なのに、国保に加入する保険者は高額な保険料を負担せざるを得ず、不公平であるという問題④市町村間でも保険料が最大で5倍も異なるなどの問題がありました。

これを受け、平成12年の参議院国民福祉委員会で「老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、平成14年度に必ず実施すること。」という附帯決議がなされました。

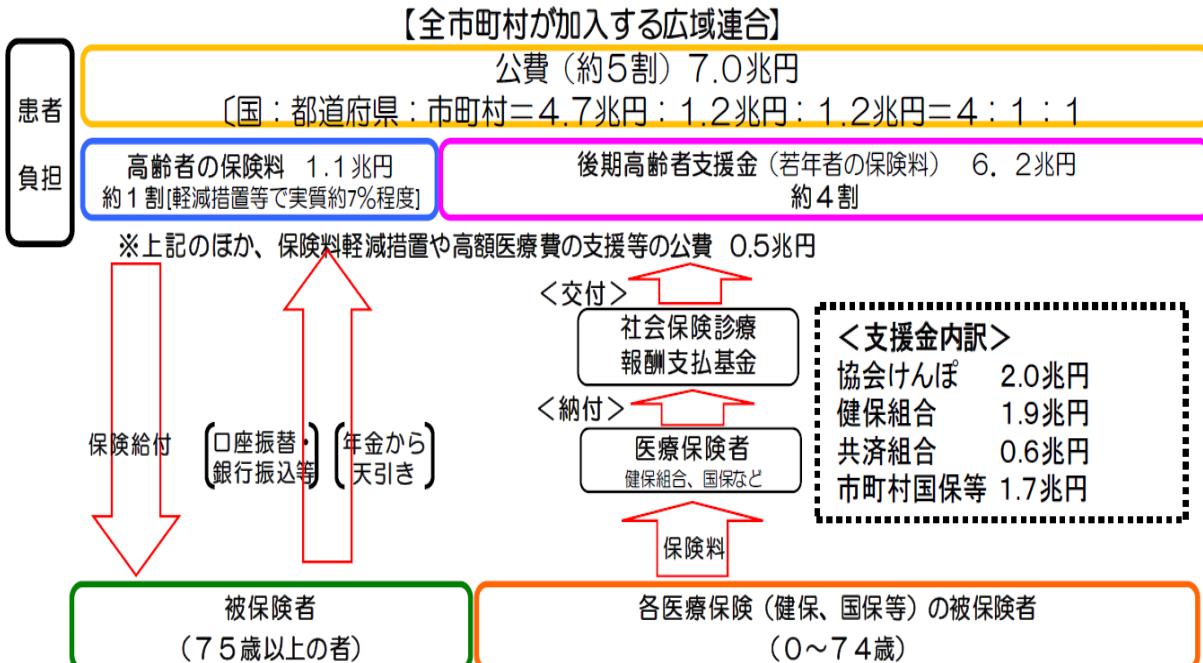
平成14年、老人保健を巡っては、①対象年齢の引き上げ（70歳→75歳）、②一部負担金の定率化（1割）、③公費負担割合の引き上げ（3割→5割）が行われましたが、「新たな高齢者医療制度」はとうとうまとまりませんでした。

平成15年3月、新たな高齢者医療制度について、高齢者を75歳以上の後期高齢者と65歳以上の74歳以下の前期高齢者にわけ、それぞれの特性に応じたものとする、「医療保険制度体系等に関する基本方針」が閣議決定されました。

平成17年12月、医療制度改革大綱が政府・与党で決定され、平成18年6月、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。こうして平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行されたわけです。

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位として、域内のすべての市区町村でつくる広域連合を運営主体として実施されます（医療保険ではなく、「医療制度」ですから、広域連合は「保険者」とはならず、「運営主体」と呼びます）。

第2節 後期高齢者医療制度のしくみ

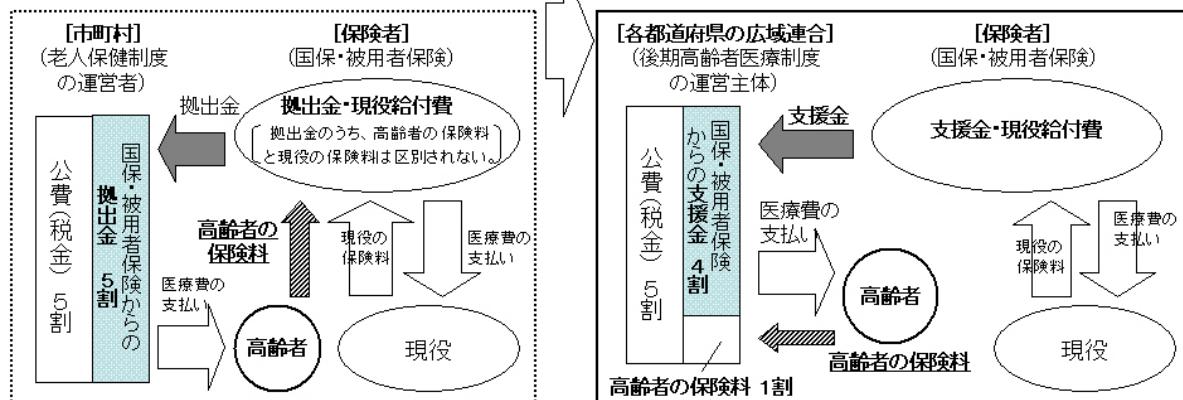


旧老人保健制度

- ・若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- ・保険料を納める所（健保組合等の保険者）とそれを使う所（市町村）が分離
- ・加入する制度や市区町村により、保険料額に高低

後期高齢者医療制度

- ・若人と高齢者の分担ルールを明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- ・保険料を納める所とそれを使う所を都道府県ごとの広域連合に一元化し、財政・運営責任を明確化
- ・都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を、高齢者全員で公平に負担。



第2章 被保険者

第1節 加入状況

§ 1 被保険者数

富士見市で後期高齢者医療に加入している人は、平成30年度末時点で13,394人、全市民の12.0パーセントを占めています（平成31年3月末日現在）。

図40 富士見市における後期高齢者医療制度の被保険者数（年度末現在）

年度	被保険者			市世帯（世帯）	市人口（人）
	被保険者数（人）	前年比	加入率		
H26	10,277	106.9%	9.4%	48,685	109,395
27	11,056	107.6%	10.0%	49,537	110,174
28	11,887	107.5%	10.7%	50,165	110,650
29	12,568	105.7%	11.3%	50,832	111,016
30	13,394	106.5%	12.0%	51,688	111,463

図41 富士見市における後期高齢者医療制度の被保険者数と増加率（12月末現在）

年度	被保険者数（人）	増加数（人）	増加率（%）
H26	10,026	635	106.8
27	10,794	768	107.7
28	11,608	814	107.5
29	12,349	741	106.4
30	13,143	794	106.4

第3章 財政

第1節 特別会計の状況

§ 1 歳入決算

図42 富士見市における後期高齢者医療制度の歳入決算の推移 (単位:円)

	H26	27	28	29	30
保険料	738,822,080	776,552,010	838,503,315	905,958,930	937,152,034
繰入金	136,180,279	149,665,449	160,732,070	171,776,313	182,766,462
繰越金	2,884,920	3,698,990	3,668,270	3,401,720	2,811,420
諸収入	1,131,090	1,509,860	786,905	1,030,660	753,085
合 計	879,018,369	931,426,309	1,003,690,560	1,082,167,623	1,123,483,001

§ 2 歳出決算

図43 富士見市における後期高齢者医療制度の歳出決算の推移 (単位:円)

	H26	27	28	29	30
納付金	874,389,879	926,250,879	999,476,670	1,078,378,000	1,119,097,341
諸支出	929,500	1,507,160	812,170	978,200	667,530
予備費	0	0	0	0	0
合 計	875,319,379	927,758,039	1,000,288,840	1,079,356,203	1,119,764,871

§ 3 収納率の推移

後期高齢者医療保険料の収納率は制度開始以来、98~99%台で推移しています。

図44 富士見市における後期高齢者医療制度の保険料収納率の推移 (単位:円)

	H26	27	28	29	30
調定額	743,460,035	781,028,435	843,770,925	912,316,680	942,504,690
収納保険料	738,822,080	776,552,010	838,503,315	905,958,930	937,152,034
還付未済額	436,330	489,140	708,710	454,670	715,070
収 納 率	99.3%	99.4%	99.3%	99.3%	99.4%

第4章 後期高齢者医療保険料

第1節 保険料の仕組み

市町村は、後期高齢者医療に要する費用に当てるため、保険料を徴収しなければならないとされています。保険料率（額）は、原則として県内均一であること、その他政令で定める基準に従い、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合が、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金等の納付に要する費用の予想額、借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに後期高齢者交付金等の額等に照らし、定めます。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項～第3項）

第2節 賦課方式と保険料率（額）

§ 1 保険料

後期高齢者医療保険料は、国民健康保険の2方式のように、所得割と均等割の合計額となっています（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条第3号）。

また、後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改定されます（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項）。次の改定は令和2年度の予定です。

図45 後期高齢者医療制度保険料按分率（額）の推移（令和元年8月31日現在）

	H24・25	26・27	28・29	30・R1
所得割率	8.25%	8.29%	8.34%	7.86%
均等割額	41,860円	42,440円	42,070円	41,700円
賦課限度額	550,000円	570,000円	570,000円	620,000円

§ 2 低所得者に対する保険料の軽減

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が施行されましたが、大きな混乱を招いたため、政府は同年6月12日、7割軽減の特別徴収者（8月まで年金から支払っている方。富士見市は未対応のため該当者なし）については、平成20年10月分以降は保険料を徴収しないこととし、7割軽減の普通徴収者にも同等の軽減措置を講じました（→これにより、7割軽減世帯は年間を通じて8.5割軽減となります。法改正が行われなかつたため、法律的な裏付けのない予算措置として1.5割分が、国から広域連合に支払われることとなっています）。

また、低所得者の所得割5割軽減を実施し、元被扶養者の保険料徴収を平成20年9月まで6ヶ月間凍結する措置を講じました。

平成20年9月、政府・与党PTにおいて、同年10月から、元被扶養者の保険料については、平成21年3月まで（6ヶ月間）均等割9割軽減することが決定され

ました。また平成 21 年度に限り、低所得者の均等割 8.5 割軽減を継続するとともに、新たに均等割 9 割軽減を実施し、所得割 5 割軽減も継続されることとなりました。また、元被扶養者の均等割 9 割軽減も継続実施されることになりました。平成 22 年度からは、低所得者及び元被扶養者に対する特例措置が当分の間継続することとされました。

平成 29 年度からは、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するためには、高齢者と若者の間での世代間公平や、高齢者間での世代内公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があるため、後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しがされることになりました。

所得割については、平成 29 年度に 2 割軽減、平成 30 年度に本則（軽減なし）となり、元被扶養者の均等割は、平成 29 年度に 7 割軽減、平成 30 年度に 5 割軽減、令和元年度に本則（資格取得後 2 年間は保険料の均等割部分を 5 割軽減）に変更されました。

令和元年度からは、被保険者数の増加に伴い医療費が増加する中で、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために、段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されることとなりました。均等割については、本来 7 割軽減となる対象者にはこれまで特例措置として 9 割または 8.5 割が軽減されてきましたが、平成 30 年度に 9 割軽減されていた方は令和元年度に 8 割、令和 2 年度以降は本則（7 割軽減）となり、平成 30 年度に 8.5 割軽減されていた方は令和 2 年度に 7.75 割、令和 3 年度に本則に変更されます。

第3節 賦課期日、納期等

§ 1 賦課期日

後期高齢者医療の賦課期日は、4 月 1 日です。年度途中の加入者は、資格取得日が賦課期日となります。（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 12 条、第 13 条）

§ 2 納期及び納期限

普通徴収による納期は年 8 回、特別徴収（平成 21 年度から）による納期は年 6 回となっています。普通徴収による納期は、7 月から 2 月の毎月末日（ただし、12 月は 25 日）となっています。なお、祝日、土曜日及び日曜日は、次の日（富士見市後期高齢者医療に関する条例第 4 条第 2 項）です。

§ 3 納付方法

富士見市では、平成 21 年 10 月から保険料の特別徴収（年金天引き）を開始しました。従来の窓口払い、口座振替に加え、特別徴収が加わることでより納付しやすくなりました。

第5章 後期高齢者医療の給付

第1節 保険給付の状況

§ 1 一人あたり医療費

図46 一人当たり医療費の推移

年度	被保険者数(人)	費用額 (円)	一人あたりの医療費 (円／年)	一人あたりの医療費 (円／月)	対前年比
H26	9,877	7,761,859,978	785,852	65,488	△4.1%
27	10,602	8,245,034,274	777,687	64,807	△1.0%
28	11,398	9,056,382,002	794,559	66,213	2.2%
29	12,174	9,790,578,723	804,220	67,018	1.2%
30	12,912	10,376,600,366	803,640	66,970	△0.1%

※被保険者数は前年度3月から当該年度2月までの平均被保険者数

※埼玉県後期高齢者医療広域連合「埼玉県内63市町村別一人あたり医療費」による

第6章 後期高齢者医療の保健事業

第1節 後期高齢者健康診査

老人保健制度で実施されていた基本健康診査と同様に、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的とした健康診査を実施しています

<費用>	被保険者が負担する額	1,000 円
	富士見市が負担する額	9,800 円
合	計	10,800 円 ※費用は平成 30 年度の場合

図 47 後期高齢者健康診査の受診率の推移

	H26	27	28	29	30
被保険者数 (除外対象者数)	9,618 人 (-334 人)	10,277 人 (-359 人)	11,056 人 (-391 人)	11,887 人 (-165 人)	12,568 人 (-851 人)
受診者実数	4,141 人	4,397 人	4,638 人	4,896 人	5,123 人
受診率	44.6%	44.3%	43.5%	41.8%	43.7%

第2節 後期高齢者人間ドック検査料補助

被保険者の疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的に、平成 21 年 5 月、富士見市後期高齢者医療被保険者人間ドック検査料補助要綱を策定し、人間ドック受診者に検査料を補助しています。

<対象者>	後期高齢者医療の被保険者
<費用>	被保険者が負担する額 7,550 円
	富士見市が負担する額 26,900 円
合	計 34,452 円 (税込み) ※平成 30 年度の場合

図 48 後期高齢者人間ドック受診者数と補助金額

	H26	27	28	29	30
受診者数	349 人	403 人	481 人	536 人	603 人
補助金額	9,388,100 円	10,840,700 円	12,938,900 円	14,418,400 円	16,220,700 円

第3節 後期高齢者保養施設利用補助

§ 1 第1種保養施設（契約（指定）保養施設）

被保険者の健康増進を図るため指定保養施設を利用した場合、利用料金の一部を補助しています（一泊 2,000 円。1 年度一人 2 泊まで）。

§ 2 第2種保養施設（公営保養施設）

かんぽの宿、国民宿舎などの公営保養施設が第2種保養施設です。こちらも、一泊 2,000 円を補助するものです。

図 49 後期高齢者第1種、第2種保養施設利用補助額

	H26	27	28	29	30
1種	629 件	664 件	759 件	690 件	756 件
2種	64 件	56 件	53 件	49 件	60 件
補助額	1,386,000 円	1,440,000 円	1,624,000 円	1,478,000 円	1,632,000 円

§ 3 第3種保養施設

平成 21 年度から、いわゆるスーパー銭湯の利用補助制度を開始しました。1 回 300 円を限度に一人 1 年度あたり 3 回を補助しています。

<対象施設>（順不同）

おふろの王様志木店 川越湯遊ランド 小江戸はつかり温泉
埼玉スポーツセンター天然温泉 にいざ温泉 真名井の湯大井店

図 50 後期高齢者第3種保養施設利用補助額

	H26	27	28	29	30
3種	767 件	818 件	859 件	865 件	877 件
補助額	230,100 円	245,400 円	257,700 円	259,500 円	263,100 円

第3部 資料編

第1章 富士見市国民健康保険の沿革

昭和 9 年	7月 内務省社会局において国民健康保険制度要綱案成る 10月 翌年5月まで、2府11県36町村の実地視察
昭和 10 年	6月 内務省社会局参与会議において国民健康保険制度案要綱成る 10月 内務大臣、社会保険調査会に国民健康保険制度案を諮問 12月 社会保険調査会において満場一致で国民健康保険制度案が可決
昭和 11 年	12月 内務省、第70回帝国議会に国民健康保険法案を提出するも、「割腹問答」により衆議院解散。 法案成立直前であったが、不成立に終わる。
昭和 12 年	10月 内務大臣、社会保険調査会に国民健康保険組合以外の非営利の社団法人に医療に関する施設を行うことの可否を諮問。 12月 社会保険調査会、国民健康保険事業は国民健康保険組合が行うことが原則の旨答申 (ただし、農山漁村においては一定の条件下で非営利社団法人の事業を認める) 第73回帝国議会に、再度国民健康保険法案を提出
昭和 13 年	1月 陸軍大臣寺内寿一の提唱で、国民の体力向上、結核等伝染病の罹患防止、傷痍軍人や戦没者遺族に関するこを行わせるため、内務省から社会局・衛生局が分離され、厚生省が設置される。 「書経」の「徳ヲ正シウシテ用ヲ利シ、生ヲ厚ウシテ惟ヲ和ス」が由来。 4月 旧国民健康保険法公布、7月1日施行（希望国民のみ） 6章57条からなる内容で、第1条は「国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に係る保険給付を為すことを目的とするものとす」と定められた。また、第2条は「国民健康保険は国民健康保険組合之を行ふ」と、国民健康保険組合が制度の運営主体である旨規定された。第13条は、対象者の3分の2以上が加入した場合、地方長官が必要と認める場合の組合の強制設立について規定された。第47条には「国庫、道府県、市町村は予算の範囲内において組合に対し補助金を交付することができる」と規定された。
昭和 16 年	3月 旧国民健康保険法一部改正、7月1日施行
昭和 17 年	2月 旧国民健康保険法一部改正、5月1日施行 第13条の改正。強制設立の要件が2分の1以上に改められた。 その他所要の改正
昭和 18 年	6月 埼玉県国民健康保険組合聯合会設立 10月 ▲志木町（現在の志木市）国民健康保険組合設立 昭和19年2月、戦時町村合併促進法により、志木町が水谷村、宗岡村、内間木村を吸収合併し、志紀町となる（水谷村は昭和23年4月に再度分離、独立） ▲南畠村国民健康保険組合設立 設立時世帯数528 組合員数493 加入割合93.3%被保険者数2,797 ▲鶴瀬村国民健康保険組合設立 設立時世帯数558 組合員数427 加入割合76.4%被保険者数2,283
昭和 20 年	8月 第二次世界大戦終る。
昭和 21 年	4月 事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度が創設される。
昭和 23 年	6月 旧国民健康保険法一部改正、7月1日施行 国民健康保険の市町村公営原則の確立 從来組合で行ってきた国民健康保険事業が、村営（公営）に移行。公営の村民は強制加入。 ただし、市町村が公営しないときは、国保組合が行う。このため、南畠村の国保公営化は24年から（水谷村、鶴瀬村は23年～） 療養担当制度の採用 ワンデル勧告
昭和 25 年	7月 国民健康保険組合聯合会が「埼玉県国民健康保険団体連合会」と改組改称。 10月
昭和 26 年	3月 旧国民健康保険法一部改正、4月1日施行 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の附則による改正。国保の診療報酬は厚生大臣の定める標準額を基礎とすることになった。 3月 地方税法改正、4月1日施行 国民健康保険税創設（料との選択制） 旧国民健康保険法一部改正、4月1日施行 国民健康保険の診療報酬を適正なものにするため、各都道府県に診療報酬審査委員会が設置されることになった。

昭和 27 年		
	4 月	サンフランシスコ講和条約
	5 月	国民健康保険再建整備資金貸付法 国保保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険事業の再建整備を助成するため、保険者に対し、長期かつ低利の資金を貸し付けることを目的として制定。
昭和 28 年		
	4 月	国の昭和 28 年度予算に療養給付費の 2 割に相当する助成交付金が計上された。 療養給付費負担金の端緒
	8 月	国民健康保険再建整備資金貸付法改正 旧国民健康保険法一部改正、11 月 1 日施行 日雇労働者健康保険法の制定に伴う同法附則による改正。
	9 月	町村合併促進法制定 国民健康保険事業実施区域の特例が定められた。
昭和 30 年		
	8 月	旧国民健康保険法一部改正、8 月 1 日施行 療養給付費補助金、保健婦補助金及び事務費補助金につき、補助率等が定められた。
昭和 31 年		
	6 月	新市町村建設促進法制定 市町村が行う国民健康保険事業の実施区域の特例が定められた。
	9 月	▲富士見村発足(三村合併)
	11 月	旧国民健康保険法一部改正、12 月 20 日施行 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律による改正。新医薬制度の発足に伴い、薬剤師代表を国民健康保険運営協議会の委員に加えることができることとなった。
昭和 32 年		
	1 月	▲富士見市国民健康保険税条例が公布される（1 月 1 日） 施行は認可日（昭和 32 年 4 月 1 日）から
	4 月	厚生省内に国民皆保険推進本部が設置される。
		▲富士見村国民健康保険税条例施行 所得割 1.0%、資産割 5.0%、均等割 180 円、平等割 410 円、限度額 50,000 円
昭和 33 年		
	9 月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 32 年度分の国民健康保険税から適用
	12 月	新国民健康保険法公布(市町村実施の義務化、昭和 34 年 1 月 1 日)
昭和 34 年		
	1 月	▲富士見村国民健康保険条例一部施行（運営協議会に関する事項）
	4 月	▲富士見村国民健康保険条例施行
		▲富士見村国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割 1.1%、資産割 5.0%、均等割 200 円、平等割 500 円
		国民健康保険法一部改正、昭和 35 年 1 月 1 日施行
		国民健康保険法一部改正、昭和 35 年 1 月 1 日施行
	7 月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 34 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 35 年		
	4 月	▲富士見村国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割 1.0%、資産割 5.0%、均等割 240 円、平等割 600 円
	7 月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 35 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 36 年		
	4 月	国民皆保険の実現 (実際は鹿児島県奄美群島離島の 1 町 5 村が未実施)
		▲富士見村国民健康保険税条例の一部改正条例施行
	6 月	所得割 1.2%、資産割 5.0%、均等割 260 円、平等割 600 円
		国民健康保険法一部改正、昭和 36 年 6 月 15 日施行
	9 月	国民健康保険法一部改正、昭和 36 年 10 月 1 日施行
		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 36 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 37 年		
	3 月	国民健康保険法一部改正、昭和 37 年 4 月 1 日施行
	4 月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ▲国民健康保険税条例の一部改正条例施行
		所得割 1.2%、資産割 6.0%、均等割 260 円、平等割 700 円
		国民健康保険法一部改正、昭和 37 年 10 月 1 日施行
		国民健康保険法一部改正、昭和 37 年 12 月 1 日施行
	6 月	国民健康保険法一部改正、昭和 37 年 10 月 1 日施行
		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 37 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 38 年		
	3 月	国民健康保険法一部改正、4 月 1 日施行 療養の給付期間の制限撤廃（昭和 40 年 3 月末までの経過措置あり） 世帯主の 7 割給付（10 月 1 日実施） 生活保護の 3 か月併給廃止（4 月 1 日実施）

		調整交付金における国負担割合の引き上げ（5%→10%） 低所得世帯に対する保険料（税）の減額（4月1日実施） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正、昭和38年4月1日施行 ▲富士見村国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割1.0%、資産割7.5%、均等割325円、平等割700円 低所得者に対する保険税の軽減 6割軽減世帯は均等割160円、平等割420円、 4割軽減世帯は均等割110円、平等割280円を減額 納税令書を納税通知書と改めた ▲乳児健康相談開設
	4月	国民健康保険法一部改正、昭和39年4月1日施行 地方自治法の一部を改正する法律附則による改正
	5月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和38年度分の国民健康保険税から適用
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和38年度分の国民健康保険税から適用
	7月	
	11月	
昭和39年	3月	▲水谷出張所内に国民健康保険健康相談室開設
	4月	▲町制施行により富士見町発足。国民健康保険は民生課所管となる。
	5月	▲富士見町国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割1.1%、資産割8.5%、均等割360円、平等割760円
	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和39年度分の国民健康保険税から適用 国民健康保険法一部改正、昭和39年10月1日施行
	10月	▲富士見町国民健康保険保養所設置規程制定 保養所の助成を開始(伊香保のホテル白雲閣(平成19年3月廃業)) 一人1泊1,200円のところ、400円補助。自己負担は800円。小人は半額
昭和40年	3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正、昭和40年4月1日施行
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例(S40.3.18条例第6号)施行 所得割1.5%、資産割11.5%、均等割600円、平等割1,150円
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例(S40.7.7条例第21号)施行 所得割1.7%、資産割15.1%、均等割710円、平等割1,340円 国民健康保険法一部改正、昭和40年8月1日施行
	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和40年度分の国民健康保険税から適用
昭和41年	1月	▲世帯主7割給付、世帯員5割給付であったのを全家族7割給付とする。 7割給付の法制化
	4月	これに伴い、療養給付費補助金が100分の40に引き上げられた。 調整交付金における国負担割合の引き下げ（10%→5%）
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割1.6%、資産割18.5%、均等割800円、平等割1,500円 国民健康保険法一部改正、昭和41年6月6日施行
	8月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和41年度分の国民健康保険税から適用
昭和42年	1月	▲富士見町国民健康保険条例一部改正 助産費の附加給付としてバスタオルを支給開始 葬祭費の附加給付として線香一箱を支給開始
	4月	▲富士見町国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割1.6%、資産割22.3%、均等割1,050円、平等割1,820円 国民健康保険法一部改正、昭和42年11月10日施行
	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和42年度分の国民健康保険税から適用
	8月	国民健康保険法一部改正、昭和42年12月1日施行
昭和43年	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和43年度分の国民健康保険税から適用
	12月	▲富士見町文化会館にて国保法施行三十周年記念式典を開催 健康優良家庭の表彰等(37人、28世帯、50団体)
昭和44年	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和44年度分の国民健康保険税から適用
	12月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正、昭和44年12月23日施行
昭和45年	4月	▲富士見町国民健康保険保養所規程制定
	6月	国民健康保険法一部改正、昭和45年6月1日施行
	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ・昭和45年度分の国民健康保険税から適用 ・長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例

昭和 46 年	4月	▲富士見町国民健康保険条例一部改正 助産費を 3,000 円から 10,000 円に、葬祭費を 3,000 円から 5,000 円に引き上げる。
		▲富士見町老齢者医療費の助成に関する条例施行 協定医療機関における 70 歳以上の一部負担金相当額を公費負担(償還払い)
昭和 47 年	6月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 賦課限度額を 80,000 円に引き上げる。
		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 46 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 48 年	4月	▲市制施行により民生部保健衛生課国保係と改称
		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 47 年度分の国民健康保険税から適用
昭和 49 年	1月	改正老人福祉法施行。いわゆる老人医療費無料化制度(マル寿) 70 歳以上の国保被保険者及び社保被扶養者のうち、一定所得以下の者が対象
	4月	一部負担金の 1/2 を国、1/4 を県、1/4 を市が負担
	7月	▲富士見市老人医療費支給事業(マル特)開始(65 歳以上医療費無料化) 従来 68 歳~69 歳であったが、65 歳以上に拡大 外国人(中国、朝鮮、韓国)に国保条例適用
	9月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 昭和 48 年度分の国民健康保険税から適用
	12月	国民健康保険法一部改正、昭和 48 年 12 月 1 日施行 国民健康保険法一部改正、昭和 48 年 10 月 1 日施行 高額療養費が市町村の任意で支給できることされた。 ▲国保係を国民健康保険係と改称
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割 1.9%、資産割 26.1%、均等割 1,300 円、平等割 2,400 円 賦課限度額を 120,000 円に引き上げる。
	10月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 助産費を 20,000 円、葬祭費を 10,000 円に引き上げる。 ▲高額療養費支給制度を施行
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ・昭和 49 年度分の国民健康保険税から適用 ・個人住民税において「みなし法人課税」を選択した場合の課税の特例が設けられたことに伴い、国保税の所得割の算定においては、「みなし法人課税」の規定の適用を排除した ・個人住民税において「個人の不動産業者の土地の譲渡益」については、短期譲渡所得の場合と同様の分離課税を行うこととされているが、国保税においてはこの分離課税措置が適用される世帯主又はその世帯に属する被保険者については、分離課税に係る所得(事業所得又は雑所得)についても、所得割の按分の基礎となるべき所得金額に算入すること
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 所得割 2.4%、資産割 26.1%、均等割 1,700 円、平等割 3,300 円
	10月	高額療養費制度の法制化(任意給付から絶対的必要給付へ)
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正(市議会で所得割率、資産割率が一部修正され可決) 所得割 2.9%、資産割 27.9%、均等割 2,100 円、平等割 3,900 円 賦課限度額を 150,000 円に引き上げる。
昭和 51 年	5月	▲富士見市国民健康保険条例の一部改正条例施行 助産費を 40,000 円に引き上げる。
	6月	▲富士見市国民健康保険保養所規程を廃止し、国民健康保険保養所利用規則を制定
	10月	▲富士見市立健康増進センターオープン 国民健康保険法一部改正、昭和 52 年 4 月 1 日施行
	4月	国民健康保険法一部改正、昭和 52 年 7 月 1 日施行
	10月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 52 年	4月	▲機構改革により民生部福祉課国民健康保険係と改称
	6月	▲国民健康保険税条例一部改正 所得割 4.0%、資産割 30.0%、均等割 3,200 円、平等割 4,900 円 賦課限度額 170,000 円に引き上げる。 擬制世帯主に係る所得割額、資産割額及び均等割額を課税額に算入しないこととした。
	12月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 助産費を 60,000 円に引き上げる。
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険法一部改正、昭和 53 年 1 月 1 日施行
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 所得割 4.3%、資産割 30.0%、均等割 3,420 円、平等割 4,900 円 賦課限度額を 190,000 円に引き上げる。

昭和 54 年	6月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 葬祭費を 20,000 円に引き上げる。
	7月	▲機構改革により市民部国保年金課国民健康保険係と改称
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 55 年	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 賦課限度額を 220,000 円に引き上げる。
	7月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 助産費を 80,000 円、葬祭費を 30,000 円に引き上げる。
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 56 年	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 賦課限度額を 240,000 円に引き上げる。
	12月	▲嘱託徴収員制度を採用
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険法一部改正、昭和 56 年 3 月 1 日施行
昭和 57 年	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 助産費を 100,000 円に引き上げる。
	8月	▲機構改革により市民福祉部国保年金課と改称
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 58 年	6月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 賦課限度額を 270,000 円に引き上げる。
	8月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険法一部改正、昭和 58 年 2 月 1 日施行 老人保健法公布、昭和 58 年 2 月 1 日施行
	2月	老人保健法施行される 対象者: 70 歳以上の者及び 65 歳以上の寝たきり老人。 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度は廃止されたが、独自施策としてのマル特マル老は継続。
昭和 59 年	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 所得割 4.7%、資産割 33.0%、均等割 3,600 円、平等割 5,400 円 賦課限度額を 280,000 円に引き上げる。
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	12月	国民健康保険法一部改正、昭和 59 年 4 月 1 日施行
昭和 60 年	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	8月	国民健康保険法一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 退職者医療制度の創設（昭和 59 年 10 月 1 日施行） 高額療養費制度の充実等 世帯合算、多数該当、マル長（長期高額特定疾病。人工透析など）の導入 退職者医療制度が施行される。
昭和 61 年	10月	▲国民健康保険係を改組し、国民健康保険係と国民健康保険税係の 2 係制とする。
	4月	▲課の名称を保険年金課に改称、係名を健康保険係と保険税係とする。
	5月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割 5.6%、資産割 33.0%、均等割 4,200 円、平等割 6,000 賦課限度額を 350,000 円に引き上げる。
昭和 62 年	6月	▲富士見市国民健康保険条例の一部改正条例施行 助産費を 130,000 円に引き上げる。
	12月	国民健康保険法一部改正、昭和 61 年 4 月 1 日施行
	4月	▲富士見市高額医療費資金貸付条例制定 高額医療費資金貸付制度の実施
昭和 63 年	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	7月	国民健康保険法一部改正、昭和 61 年 4 月 1 日施行
	12月	▲富士見市国民健康保険条例の一部改正条例施行 葬祭費を 70,000 円に引き上げる。 高額療養費自己負担額を 54,000 円に改定（但し、低所得者は 30,000 円のまま） 短期滞在者を除き、日本に居住する全外国人に国保が適用される。
昭和 64 年	4月	国民健康保険法一部改正、昭和 62 年 1 月 1 日施行
	6月	国民健康保険法一部改正、昭和 62 年 1 月 1 日施行
	12月	老人保健法等の一部を改正する法律による改正 資格証明書、老人保健加入者按分率の改正(62.1~80%、62.3~90%)など

	1月	国民健康保険法一部改正 国民健康保険税滞納者に対する資格証明書の交付措置
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割 7.0%、資産割 33.0%、均等割 5,600 円、平等割 7,400 円) 賦課限度額を 390,000 円に引き上げる。
	5月	国民健康保険法一部改正、昭和 62 年 6 月 1 日施行
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	12月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 63 年		
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険税暫定賦課を廃止し、7 月本算定とする。 納期限の変更…年 6 回（7 月、8 月、10 月、11 月、1 月、2 月） 賦課限度額を 400,000 円に引き上げる。
	6月	保険基盤安定制度の創設（昭和 63 年度及び平成元年度のみの特別措置） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
昭和 64 年		
	1月	▲人間ドック検査料補助制度を開始
平成元年		
	6月	高額療養費自己負担額を 57,000 円に改定（但し、低所得者は 31,800 円）
	7月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
平成 2 年		
	4月	▲機構改革により市民福祉部を市民部と改称
	6月	国民健康保険法一部改正、平成 2 年 6 月 15 日施行 保険基盤安定制度の恒久化
	11月	▲第 1 回健康まつり開催
平成 3 年		
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 賦課限度額を 420,000 円に引き上げる。
	5月	高額療養費自己負担額を 60,000 円に改定（但し、低所得者は 33,600 円）
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	10月	▲自動血圧計を設置（市内公共施設 7 箇所）
平成 4 年		
	3月	国民健康保険法一部改正、平成 4 年 6 月 30 日施行 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 医療保険審議会の創設（厚生大臣は国民健康保険事業の運営に関する重要事項をあらかじめ、医療保険審議会に諮問しなければならないとするもの）
	4月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 助産費を 240,000 円、葬祭費を 100,000 円に引き上げる。 「国民健康保険法施行令」及び「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」の一部改正 ・国庫負担金の事務費負担金のうち、市町村職員給与費相当分及び市町村の助産費補助金の一般財源化（地方交付税交付金として措置されることになった） ・国保財政安定化支援事業の実施
	7月	▲第三者行為求償事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
平成 5 年		
	3月	国民健康保険法一部改正、平成 5 年 4 月 1 日施行 ・平成 5 年度及び平成 6 年度限りの措置として、基盤安定制度の 2 分の 1 定率国庫負担を定額負担とした（結局平成 10 年度まで延長された）。 ・国保財政安定化支援事業の制度化
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 賦課限度額を 440,000 円に引き上げる。
	5月	高額療養費自己負担額を 63,000 円に改定（但し、低所得者は 35,400 円）
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	11月	国民健康保険法一部改正、平成 6 年 10 月 1 日施行
平成 6 年		
	4月	▲富士見市国民健康保険保養所利用規則全部改正 保養所利用補助対象施設の拡大（550 ケ所） 第 2 種施設から全国契約保養所連盟を除外し、国民健康管理施設、大規模年金保養施設、国民年金保養センター、国民休暇村、公営国民宿舎、簡易保険保養センター、政府管掌健康保険保養所、厚生年金福祉施設を追加した。 「国民健康保険法施行令」及び「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」の一部改正 事務費負担金のうち、市町村の一般行政事務と一体となって行われる国保事務に係る経費が一般財源化された。
	6月	国民健康保険法一部改正、平成 6 年 10 月 1 日施行 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 出産育児一時金の創設 入院時食事療養費の創設 訪問看護療養費の創設 老人保健事業費拠出金の創設

		国民健康保険医（薬剤師）、療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関制度の廃止 → 健康保険法に規定する保険医等及び保険医療機関等において国保の療養の給付等を担当することとした
10月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
12月		▲富士見市国民健康保険条例一部改正 助産費を出産育児一時金とし、金額を300,000円に引き上げる。 国民健康保険法一部改正、平成7年7月1日施行 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の制定に伴う一部改正
平成7年	3月	国民健康保険法一部改正、平成7年4月1日施行 応益割合に応じた保険料軽減制度の拡充 2割軽減制度の創設。7割及び5割軽減制度創設（平成8年度から）。 保険基盤安定制度にかかる国庫負担の暫定措置（定額負担の継続、増額。平成8年度も） 国保財政安定化支援事業の継続 高額医療費共同事業の拡充 保険料（税）の法定賦課限度額を52万円に引き上げ 住所地特例制度の創設
5月		国民健康保険法一部改正、平成7年7月1日施行 精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改められたことによる国民健康保険法一部改正法の改正
6月		精神、結核にかかる公費負担医療が公費優先から保険優先に移行 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
平成8年	3月	国民健康保険法一部改正、平成8年4月1日施行 らい予防法の廃止に関する法律の施行に伴い、適用除外から国立のらい療養所の入所患者を削除
6月		国民健康保険法一部改正、平成9年4月1日施行 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則による改正。国家公務員等共済組合法が国家公務員共済組合法に改められた。
10月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 高額療養費自己負担額を63,600円に改定（但し、低所得者は据え置き） 入院時食事療養費標準負担額の改正
平成9年	5月	国民健康保険法一部改正、平成10年1月1日施行 日本私立学校振興・共済事業団法の制定に伴う改正
6月		国民健康保険法一部改正、平成10年4月1日施行 児童福祉法等の一部を改正する法律附則による改正 国民健康保険法一部改正 、平成9年9月1日施行 健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法及び老人保健法の一部が改正された 外来時薬剤に係る一部負担金の創設 保険基盤安定制度にかかる国庫負担の段階的な引き上げ 国庫負担の定額負担化を平成10年度まで継続するとともに国庫負担額の増額 平成11年度で2分の1定率負担に戻すもの。 老人保健制度の一部負担金の改正
9月		国保財政安定化支援事業を平成11年度まで継続
12月		外来時薬剤一部負担金制度開始 国民健康保険診療報酬明細書開示実施 介護保険関連三法（介護保険法、介護保険施行法、医療法一部改正法）成立 国民健康保険法一部改正、平成12年4月1日施行 介護保険施行法による改正。介護納付金の創設、住所地特例の改正など。 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
平成10年	3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
4月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 所得割7.8%、資産割33.0%、均等割12,000円、平等割15,000円 賦課限度額を500,000円に引き上げる。
5月		▲富士見市国民健康保険保養所利用規則一部改正 第3種保養施設（ラドンセンター等）利用補助制度を開始 国民健康保険法一部改正、平成12年4月1日施行 地方自治法等の一部を改正する法律による改正
6月		国民健康保険法一部改正 国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正 退職被保険者等にかかる老人医療拠出金の負担方法の見直し、7月1日施行 被用者保険が2分の1負担するもの 老人加入率の上限に関する特例の見直し、6月17日施行 老人保健医療費拠出金の算定方法の見直し（老人加入率上限25%→30%） 保険医療機関の指定取消し等が行われた場合の再指定等を行わないことができる期間の延長、8月1日施行 診療報酬不正請求防止に係る事項のうち加算金の割合の引き上げ、8月1日施行 保険医療機関の病床の指定等に関する事項、8月1日施行

		事務費負担金の全額一般財源化(地方交付税措置)、6月17日施行
	9月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険法一部改正、平成11年4月1日施行 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律により、国民健康保険法中、精神薄弱者福祉法が知的障害者福祉法に、精神薄弱者援護施設が知的障害者援護施設に改められた。
平成11年	7月	国民健康保険法一部改正 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正。都道府県知事への協議事項の緩和
	8月	薬剤に係る一部負担金の免除（老人保健法における薬剤一部負担軽減特例措置） 臨時老人薬剤費特別給付金として、一部負担金を国が支払う
	8月	国民健康保険法一部改正 住民基本台帳法の一部を改正する法律附則による改正
	12月	国民健康保険法一部改正 中央省庁等改革関係法施行法による改正 ▲健康増進センターでの人間ドックを廃止
平成12年	3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 地方分権一括法の施行
	4月	国民健康保険事業が団体委任事務から自治事務となった。 介護保険法施行
	6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正（介護納付金分） 所得割1.0%、均等割9,600円 介護納付金分の賦課限度額を70,000円 納付期限の変更…年9回（7月から3月までの毎月） ▲グループ制実施に伴い、健康保険係を健康保険担当、保険税係を保険税担当とする。
	12月	国民健康保険法一部改正 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則による改正（住所地特例にする事項の改正） 国民健康保険法一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律附則による、国民健康保険法の一部を改正する法律の一部改正（平成13年1月1日施行） 高額療養費制度の見直し、海外療養費制度の創設 資料提供等の根拠規定の整備、住所地特例の対象拡大、老人保健薬剤一部負担金の廃止
平成13年	1月	国民健康保険法一部改正 医療法等の一部を改正する法律附則による改正（療養型病床群等が療養病床等に） 省庁再編。厚生省と労働省が統合され厚生労働省となる。 国民健康保険法の一部改正法（健康保険法等の一部を改正する法律）施行 高額療養費の自己負担限度額の改正（所得階層別・上限スライドの導入） 新たに1%の負担と上位所得者（旧但書所得670万以上程度者）の区分が追加 一般世帯 63,600円+（医療費-318,000円）×1% 上位所得 121,800円+（医療費-609,000円）×1% 非課税世帯 据え置き 入院時の食事標準負担額を1日780円に改正 海外療養費の新設 住所地特例の対象拡大（病院、診療所） 老人保健法の一部改正法（健康保険法等の一部を改正する法律）施行 自己負担割合を定額負担から定率1割負担（診療所は定額選択）に改正 薬剤一部負担金の廃止
	2月	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正 一人に一枚の被保険者証を交付することが可能となった
	3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正
	4月	先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例（平成14年度課税分から） ▲出産費資金貸付条例の制定（出産育児一時金の80%限度に貸付）
	7月	国民健康保険法一部改正、平成14年4月1日施行 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則による改正
	12月	国民健康保険法一部改正 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律附則による改正 保健婦→保健師、看護婦→看護師
平成14年	3月	地方自治法施行令一部改正 国民健康保険法特別会計の会計年度所属区分が、診療月ベースから審査月（請求月）ベースに改正された。そのため平成14年度の統計は11カ月分となった。 平成13年度：13年4月診療分（5月請求分）～14年3月診療分（4月請求分） 平成14年度：14年4月診療分（5月請求分）～15年2月診療分（3月請求分） 平成15年度：15年3月診療分（4月請求分）～16年2月診療分（3月請求分） ▲人間ドック検査料補助対象年齢の拡大（65歳未満を70歳未満までに拡大） ▲第4種保養施設（熱海市観光協会）利用補助制度を開始

		▲徴収・収納業務を収税課に移管 国民健康保険法一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療対象年齢引き上げ(平成 14 年 10 月 1 日施行) ・一部負担割合見直し(平成 14 年 10 月 1 日施行) ・高額療養費制度見直し(平成 14 年 10 月 1 日施行) ・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の見直し(平成 14 年 10 月 1 日施行) 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金は全額退職者医療制度で負担 ・国民健康保険広域化等支援基金の創設(平成 14 年 10 月 1 日施行) ・合併市町村に係る保険料の不均一賦課(平成 14 年 10 月 1 日施行) 平成 16 年度末までに合併した市町村において 5 年間に限り不均一賦課が可能に ・70 歳未満の退職被保険者等の一部負担割合の見直し(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・特例療養費の廃止(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・外来薬剤一部負担金の廃止(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・70 歳未満の一般及び上位所得者の高額療養費の自己負担額の引き上げ(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・高額医療費共同事業の拡充及び制度化(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・保険者支援制度の創設(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・療養給付費拠出金の算定の見直し(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・保険料の徴収の私人委託(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・保険料の算定方法の見直し(平成 15 年 4 月 1 日施行) ・退職被保険者の職権による適用が可能に(平成 15 年 4 月 1 日施行)
8月		国民健康保険法一部改正 健康増進法制定に伴う改正
9月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例 (平成 15 年 1 月 1 日施行、平成 16 年度課税分から適用) ・国民健康保険税の簡易申告書に関する規定の整備 (平成 15 年 1 月 1 日施行) ・医療制度改革に併せ、国保税の課税ベースとなる所得を個人住民税の所得と整合的なものとなるように見直し、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図るための措置 (平成 15 年度課税分から) ①所得割額を算定する場合における公的年金等に係る 17 万円控除の廃止 ②所得割額を算定する場合における給与所得特別控除の廃止 ③所得割額を算定する場合において、青色専従者給与額等の控除を適用 ④所得割額を算定する場合において、長期譲渡所得等の特別控除を適用
10月		国民健康保険法の一部改正法施行 3 歳未満児の給付割合を 8 割に引き上げ 高額療養費の自己負担限度額引き上げ 70 歳未満 一般 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% 上位所得者 139,800 円 + (医療費 - 699,000 円) × 1% 70 歳以上 一般 入院 40,200 円 外来 12,000 円 一定以上所得者 入院 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% 外来 40,200 円 低所得者 入院 低所得 I 15,000 円 低所得 II 24,000 円 外来 8,000 円 高齢受給者証の交付 (70 歳~75 歳未満)
12月		老人保健法の一部改正法施行 老人保健対象年齢が段階的 (5 年間かけて 70 歳から 75 歳) に変更 医療機関窓口負担を医療費の 1 割 (一定以上所得者は 2 割) に変更
平成 15 年	3月	国民健康保険法一部改正 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則による一部改正
	4月	国民健康保険法一部改正 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法成立に伴う改正 国民健康保険法一部改正、平成 15 年 10 月 1 日施行 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律附則による一部改正
		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税の一部を改正する条例による改正 <ul style="list-style-type: none"> ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例 (平成 15 年 4 月 1 日施行。平成 16 年度課税分から適用)
		退職被保険者等の一部負担割合の改正 (保険者間の給付率の統一) 退職者被保険者本人

		入院 2割→3割 外来 2割→3割 退職被保険者の被扶養者 入院 2割→3割 ※外来は当初から3割 外来薬剤一部負担金制度の廃止 高額療養費の自己負担限度額の改正 70歳未満 一般 72,300円+（医療費-241,000円）×1% 上位所得者 139,800円+（医療費-466,000円）×1% 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充、法制化 国民健康保険料（税）の算定方法の見直し 青色専従者給与等控除及び長期譲渡所得等特別控除の適用 給与所得特別控除及び公的年金等特別控除の廃止 老人医療費拠出金の算定方法の見直し 公費負担割合を5年間で50%まで引き上げ、拠出金負担割合を50%に引き下げる。 加入率上限(30%)の撤廃 ▲グループ制を廃し、健康保険係の1係制とする。
平成 16 年		
1月	●埼玉県老人医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正 1月1日よりマル老(68歳69歳 県事業)の対象年齢が段階的に引上げられた(平成17年度で廃止)。	
3月	国民健康保険法一部改正、平成16年4月1日施行 児童福祉法等の一部を改正する法律附則による改正	
4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ▲第1種保養施設を埼玉県国民健康保険団体連合会契約施設に変更 介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用(事務費負担金(国庫負担金))が一般財源化(地方財源の手当てについては、所得譲与税等を通じて所要の財源措置)	
5月	国民健康保険法一部改正、平成17年4月1日施行 市町村の合併の特例等に関する法律附則による改正	
12月	国民健康保険法一部改正 民法の一部を改正する法律附則による改正	
平成 17 年		▲富士見市国民健康保険税一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・医療給付費分の税率(額)と賦課限度額の改正(平成17年4月1日施行) ・介護納付金分の賦課限度額の改正(平成17年4月1日施行)
4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得割7.9%、資産割33.0%、均等割14,000円、平等割16,000円(医療給付費分) 賦課限度額(医療給付費分)を530,000円に引き上げる。 賦課限度額(介護納付金分)を80,000円に引き上げる。	
	▲国保共同電算処理業務へ加入 平成17年4月審査分から給付電算処理を国保連合会へ委託。	
	▲人間ドック対象年齢の拡大 40歳以上70歳未満までの対象を、35歳以上の被保険者に拡大	
	国民健康保険法一部改正、平成17年4月1日施行 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正 国庫負担率(定率分)の引き下げ 40% → 34% (17年度は36%) 国調整交付金 10% → 9% 都道府県財政調整交付金の導入 7% (17年度は5%)	
	三位一体改革 保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の一般財源化 国保特別対策費補助金(市町村及び都道府県)の一般財源化 国保広域化等支援事業費等補助金の一般財源化	
5月	国民健康保険法一部改正 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律附則による改正(監獄→刑事施設)	
6月	国民健康保険法一部改正、平成18年4月1日施行 介護保険法等の一部を改正する法律附則による改正	
7月	国民健康保険法一部改正 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則による改正	
10月	国民健康保険法一部改正 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正	
11月	▲被保険者証のカード化を実施 国民健康保険法一部改正、平成18年4月1日施行 障害者自立支援法附則による改正	
平成 18 年		
3月	国民健康保険法一部改正 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律附則による改正 ▲老人医療費支給事業(マル特・マル老)の廃止 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正	

		富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・条約適用利子等及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例（平成 18 年 4 月 1 日施行） ・平成 18 年度及び平成 19 年度における国民健康保険税の課税の特例（特定公的年金等控除。個人住民税の公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、一部の高齢者の保険税額が増加するため、所得割の算定と軽減判定基準の算定について、2 年間激変緩和措置を講じるもの）（平成 18 年 4 月 1 日施行）
4 月		国民健康保険法の一部改正法施行 入院時の食事標準負担額の改正（1 日単位から 1 食単位へ） 国保財政基盤強化策の継続 保険者支援制度の継続 高額医療費共同事業の継続
6 月		国民健康保険法一部改正 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正 国民健康保険法一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 国保財政基盤強化策の継続（平成 18 年 4 月適用、平成 18 年 6 月 21 日施行） 現役並み所得者の一部負担割合見直し等（平成 18 年 10 月 1 日施行） 70～74 歳の一部負担割合見直し等（平成 20 年 4 月 1 日施行） 老人保健法→高齢者の医療の確保に関する法律（平成 20 年 4 月 1 日施行） 介護療養型医療施設の廃止（平成 24 年 4 月 1 日） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・地方税法の改正に伴う改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）
10 月		国民健康保険法の一部改正法施行 70 歳以上現役並み所得者の一部負担金が 2 割から 3 割となる 高額療養費の自己負担限度額引き上げ（低所得者は据え置き） 70 歳未満 一般 80,100 円 + （医療費 - 267,000 円） × 1 % 上位所得者 150,000 円 + （医療費 - 466,000 円） × 1 % 70 歳以上 一般 入院 44,400 円 外来 12,000 円 一定以上所得者→現役並み所得者 入院及び世帯単位 80,100 円 + （医療費 - 267,000 円） × 1 % 外来 44,400 円 療養病床に入院している高齢者（70 歳以上）の食費・居住費の負担引き上げ 保険財政共同安定化事業の創設 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設 入院時生活療養費の創設 介護保険との均衡を図るために、療養病床に 90 日以上入院する 70 歳以上の者は食費と居住費の一部を負担することとなった。 ▲富士見市国民健康保険条例の一部改正 出産育児一時金を 35 万円に引き上げる。 葬祭費を 5 万円に引き下げる。
平成 19 年	4 月	▲機構改革により市民部が市民生活部へと改編 ▲富士見市国民健康保険出産育児一時金委任払実施要綱を制定 ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 出産育児一時金の委任払い制度を開始 70 歳未満への自己負担限度額認定証の交付開始（高額療養費の現物給付化） 国民健康保険法一部改正
	7 月	日本年金機構法の制定に伴う改正（社会保険庁長官→厚生労働大臣） 国民健康保険法一部改正 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定に伴う改正 市町村の判断により国民年金保険料未納者に対して短期被保険者証を交付できるようになった。
平成 20 年	3 月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・国民健康保険税の特別徴収制度（年金天引き）に関する規定の整備（平成 21 年 4 月 1 日施行）
	4 月	老人保健制度の廃止、後期高齢者医療制度の創設 75 歳以上の被保険者が国民健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療へ移行 前期高齢者医療制度の創設 65～74 歳の被保険者を前期高齢者とし、被用者保険との間で医療費負担の調整が図られる（前期高齢者納付金、交付金） 退職者医療制度の廃止

		平成 26 年度までに退職被保険者となった者が 65 歳に達するまでは経過措置 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正（平成 20 年 4 月 1 日施行） 医療給付費分 所得割 7.9% → 5.9% 均等割 14,000 円 → 11,000 円 資産割（33%）と平等割（16,000 円）は変更なし 賦課限度額を 470,000 円とする。 後期高齢者支援金等分 所得割 2.1% 均等割 6,000 円 賦課限度額を 120,000 円とする。 介護納付金分 所得割（1.0%）と均等割（9,600 円）は変更なし 賦課限度額を 90,000 円に引き上げる。 国民健康保険法の一部改正法施行 70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金が 2 割となる。 (ただし、20 年度は特例措置により 1 割) 3 歳未満であった一部負担金 2 割対象を義務教育就学前まで拡大 入院時生活療養費の対象年齢の引き下げ（70 歳以上から 65 歳以上へ） 高額医療・高額介護合算療養費制度の創設 特定健康診査及び特定保健指導制度開始 ▲人間ドック検査料補助対象年齢の拡大（35 歳以上から 30 歳以上へ） ▲富士見市国民健康保険税条例における被扶養者に係る減免に関する規則を制定 国民健康保険法一部改正 国民健康保険法の一部を改正する法律による改正。減免制度等の十分な周知を図ること等を通じた滞納防止措置が義務化
12 月		
平成 21 年		
1 月	▲富士見市国民健康保険条例一部改正 出産育児一時金の額を 380,000 円に引き上げる（ただし、産科医療補償制度加入分娩機関での出産に限る。）。	
4 月	75 歳到達月における自己負担限度額の特例創設 70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置 1 年延長（1 割のまま）	
7 月	▲国民健康保険関係システムの入れ替え（acos→COKAS-R/AD II） 国民健康保険法一部改正	
9 月	住民基本台帳法の一部を改正する法律附則による改正 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例（それまで総合課税とされていた上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択できるようになった）（平成 22 年 1 月 1 日施行） ・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例（平成 22 年 1 月 1 日施行）	
10 月	▲富士見市国民健康保険条例の一部改正条例施行 出産育児一時金の額を 420,000 円に引き上げる。 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度開始 ▲国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）開始	
平成 22 年		
2 月	▲ジエネリック医薬品希望カードを広報ふじみに折り込み全戸配布	
3 月	国民健康保険法一部改正、4 月 1 日施行 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律附則による改正	
4 月	70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置 1 年延長（1 割のまま） 健康保険法の一部改正法施行 被用者保険の後期高齢者支援金を 2/3 加入者割、1/3 総報酬割に（～H26） (H20, H21 は全面加入者割)	
5 月	国民健康保険法一部改正 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正 国保財政基盤強化策の延長（5 月 19 日施行） 市町村国保の広域化・地方分権の推進（5 月 19 日施行） 広域化等支援方針の策定 都道府県の判断により保険財政共同安定化事業の拡大が可能に（埼玉は H24 年度参照） 事業運営について改善の必要のある市町村への助言勧告 知事への事前協議義務の廃止 安定化計画の策定義務の廃止 資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付等（7 月 1 日施行）	
6 月	特定健康診査の受診期間変更（7 月～11 月 → 6 月～11 月） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・特例対象被保険者（非自発的失業者）に係る保険税の軽減制度（保険税だけでなく、高額療養費の自己負担判定にも軽減後の所得を適用）の創設（平成 22 年度以降の分の保険税に遡及適用することとされた） ・旧被扶養者への減免期間延長（2 年間の期限廃止）	

		・租税条約実施特例法の改正に伴う所要の改正（平成 22 年 6 月 1 日施行）
12 月		国民健康保険法一部改正 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による改正 ●第 1 次埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定
平成 23 年	3 月	東日本大震災（11 日） 市庁舎に大きな被害なく通常どおり業務を行う。計画停電による業務停止もなし。 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・6 割軽減、4 割軽減 → 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減に（平成 23 年 4 月 1 日施行）
	4 月	70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置 1 年延長（1 割のまま） ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 保険税の軽減割合の拡大（6 割・4 割 → 7 割・5 割・2 割） ▲富士見市国民健康保険等保養施設利用規則の一部改正（補助条件の一部改正） 出産育児一時金等の受取代理制度（国）開始 ▲富士見市国民健康保険出産育児一時金委任払実施要綱廃止 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 特定世帯（特定同一世帯所属者）への軽減を開始
	5 月	国民健康保険法一部改正 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による改正
	6 月	国民健康保険法一部改正 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正 国民健康保険法一部改正 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律による改正
平成 24 年	3 月	国民健康保険法一部改正 児童手当法の一部を改正する法律による改正
	4 月	国民健康保険法一部改正 国民健康保険法の一部を改正する法律による改正 ①財政基盤強化策の恒久化（平成 27 年 4 月 1 日施行） 平成 22 年度から 25 年度までの暫定措置である保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業を恒久化 ②財政運営の都道府県単位化の推進（平成 27 年 4 月 1 日施行） 保険財政共同安定化事業について、事業対象を全ての医療費に拡大 ③都道府県調整交付金の割合の引上げ（平成 24 年 4 月 1 日施行） 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進のため、都道府県調整交付金を給付費等の 7% から 9% に引き上げ、定率国庫負担を給付費等の 32% とする。 ④恒久化までの間の所要の措置（平成 24 年 4 月 1 日施行） 恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を 1 年間（平成 26 年度まで）延長する等の所要の措置 70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置 1 年延長（1 割のまま） 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の適用拡大（外来も対象） ●保険財政共同安定化事業の対象医療費を 30 万円超から 10 万円超に引き下げ（県） 介護療養型医療施設の廃止延期
	6 月	国民健康保険法一部改正 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による改正（障害者自立支援法→障害者総合支援法） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例（平成 24 年 6 月 20 日施行）
	7 月	▲健康保険係を改組し、健康保険係と国保税係の 2 係制とする。
	8 月	外国人の国保適用基準を 3 か月を超えて在留する者まで拡大 国民健康保険法一部改正 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用範囲の拡大（平成 28 年 10 月 1 日施行）等を規定）附則第 59 条及び第 60 条による改正（特例退職被保険者に係る概算調整対象基準額の経過措置に関する規定の整備）
	10 月	国民健康保険法一部改正 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則による改正 ▲ジェネリック医薬品変更差額通知サービス開始（年 2 回実施）
	11 月	国民健康保険法一部改正 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律による改正 70 歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置を更に 1 年延長（1 割のまま）
平成 25 年		

3月	●第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・「特定世帯」、「特定同一世帯所属者」の定義変更（平成25年4月1日施行） ・「特定継続世帯」の追加（平成25年4月1日施行）
4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 特定継続世帯への軽減を実施
5月	70歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金の特例措置1年延長（1割のまま） 国民健康保険法一部改正 健康保険法等の一部を改正する法律による改正 ①協会けんぽへの財政支援措置 ・H22～H24年度までの間講じられてきた国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる措置を2年延長 ・総報酬割を1/3とする措置を2年延長 ②健康保険の被扶養者又は被扶養者の業務上の負傷等について労災の給付対象とならない場合は、原則として健康保険の給付対象とする ③協会けんぽに、事業主への立入調査権を付与
6月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・条ずれ修正などの軽微な改正
9月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・地方税法の改正により、「株式等」が「一般株式等」と「上場株式等」に区分された（平成29年1月1日施行）ことに伴う改正 ・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例規定及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については、地方税法では国民健康保険税について独立した規定を設けておらず、また単に課税標準の細目を定めるものであることから、削除することになった。
12月	▲英語版パンフレットの作成、配布開始
平成26年	
3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・5割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+24.5万円×被保険者数」とする。 ・2割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+45万円×被保険者数」とする。 ・地方税法施行規則の条ずれの改正
4月	消費税率引き上げ（5%→8%） ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 保険税の軽減（5割・2割）の対象者の拡大
	70歳以上（現役並み所得者を除く）の一部負担金を段階的に2割に引き上げ
	▲国民健康保険税减免取扱要綱制定 これに伴い富士見市国民健康保険税条例における被扶養者に係る減免に関する規則を廃止
	▲中国語版パンフレットの作成、配布開始
	▲富士見市域国民健康保険公営化65周年
5月	国民健康保険法一部改正 地方自治法の一部を改正する法律附則による改正
6月	国民健康保険法一部改正 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正
	国民健康保険法一部改正 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）の制定に伴う改正
12月	富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例による改正 ・27年度課税分より、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の賦課限度額をそれぞれ51万円、14万円、12万円とする（平成27年4月1日施行）
平成27年	
1月	高額療養費制度の見直し 70歳未満の所得区分を細分化 上位所得者世帯 600万円超→901万円超 : 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% (4回目以降 140,100円) 600万円超~901万円以下 : 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% (4回目以降 93,000円) 一般世帯 →210万円超~600万円以下 : 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円) 210万円以下 : 57,600円 (4回目以降 44,400円)
	▲出産育児一時金の額を390,000円から404,000円に変更 (産科医療補償制度の掛け金が16,000円に引き下げられたことに伴う措置) 難病対策法施行 予算措置として実施されてきた難病対策が法律に基づく事業として位置づけられた

		指定難病数が 306 に
3月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・ 5割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+26万円×被保険者数」とする。 ・ 2割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+47万円×被保険者数」とする。
4月		▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 保険税の軽減(5割・2割)の判定基準所得の引き上げ 賦課限度額(医療給付費分)を510,000円に引き上げる。 賦課限度額(後期高齢者支援金等分)を140,000円に引き上げる。 賦課限度額(介護納付金分)を120,000円に引き上げる。
5月		▲富士見市国民健康保険一部負担金減免要綱制定 ▲糖尿病性腎症重症化予防事業の開始 国民健康保険法一部改正 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴う改正 ①国民健康保険の安定化 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施 (現行:1/3 総報酬割→27年度:1/2 総報酬割→28年度:2/3 総報酬割→29年度:全面総報酬割) ③負担の公平化等(平成28年4月1日施行) 入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ(低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者は除く) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 標準報酬月額の上限額の引上げ ④患者申出療養を創設(患者からの申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み) ⑤医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定(平成28年4月1日施行) 保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者への支援を追加(平成28年4月1日施行) ⑥被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し(被保険者の所得水準の低い国保組合に影響が生じないよう調整補助金を増額)(平成28年4月1日施行) ⑦協会けんぽの国庫補助率を当分の間16.4%とし、法定準備金を超える準備金に係る特例的な減額措置を講じる(平成28年4月1日施行) 国保財政基盤強化策の恒久化 財政安定化基金の造成(200億円) 保険者支援制度の強化(2割軽減の新設、収納額ベースから算定額ベースへ) ・ 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15%(7割軽減)、14%(5割軽減)、13%(2割軽減) ・ 公費1,700億円を投入(消費増税による財源) ●保険財政共同安定化事業の対象をすべての医療費に拡大 医療費実績割4、所得割3、被保険者割3 健康保険法の一部改正法施行 被用者保険の後期高齢者支援金を1/2加入者割、1/2総報酬割に
6月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・ 減免の申請期限を特別徴収の場合にあっては、年金支払日の7日前までとし、普通徴収及び特別徴収の場合で、特別な事情があると認められる場合については例外を設けたもの(平成27年6月29日施行)
9月		▲富士見市国民健康保険税一部改正 富士見市行政手続条例の一部を改正する条例による改正 ・ 行政手続条例の適用除外に関する規定の整備(平成27年10月1日施行)
12月		▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・ 税額の端数計算の特例(平成28年度課税分より、各納期限に100円未満の端数がある場合は、端数を最初の納期に合算するものとした) ・ 減免申請書にマイナンバーの記載を義務づけた(その後、國の方針変更で規定削除)
平成28年	1月	▲マイナンバー制度開始
	3月	●埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例が制定される ▲第1次富士見市国民健康保険保健事業実施計画(富士見市データヘルス計画)を策定 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ・ 5割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+26.5万円×被保険者数」とする。 ・ 2割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+48万円×被保険者数」とする。
	4月	▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 保険税の軽減(5割・2割)の判定基準所得の引き上げ

		国民健康保険税の普通徴収の納期ごとの端数処理方法の変更（1,000円単位→100円単位） ▲タガログ語版パンフレットの作成、配布開始 ▲保険年金課窓口改革の一環として、自動呼び出しシステムを導入 ▲特定健康診査に関し、新たな未受診者受診勧奨事業の開始 ▲特定健康診査に関し、診療情報提供事業の開始 入院時食事療養費標準負担額を360円/食に改正 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 患者申出療養の創設																																																							
10月		健康保険法の一部改正法施行 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 ●埼玉県執行機関の附属機関に関する条例の一部改正 県の附属機関として埼玉県国保運営協議会が設けられた ●埼玉県国民健康保険運営協議会規則の制定 埼玉県国民健康保険運営協議会の委員の定員、任期等が定められた ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 特例適用配当等、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、特定公的年金等控除額に関する規定の削除、平成18年度及び平成19年度における国民健康保険税の課税の特例規定の削除（平成29年1月1日施行）																																																							
12月		●埼玉県国民健康保険運営協議会が初めて開催される ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の賦課限度額をそれぞれ52万円、17万円、16万円とする（平成29年4月1日施行）																																																							
平成29年	1月	国民健康保険法施行令の一部改正 ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 株式等の譲渡所得等の分離課税制度等の改正による所要の改正 ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 所得税法等の一部改正による所要の改正																																																							
	3月	セルフメディケーション税制開始 ●埼玉県財政安定化基金運営要綱制定 国民健康保険法施行令、算定政令、地方税法施行令の改正 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ・5割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+27万円×被保険者数」とする。 ・2割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+49万円×被保険者数」とする。																																																							
	4月	短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 健康保険法の一部改正法施行 被用者保険の後期高齢者支援金に全面総報酬割導入 ▲富士見市国民健康保険税条例の一部改正条例施行 保険税の軽減（5割・2割）の判定基準所得の引き上げ 賦課限度額（医療給付費分）を520,000円に引き上げる。 賦課限度額（後期高齢者支援金等分）を170,000円に引き上げる。 賦課限度額（介護納付金分）を160,000円に引き上げる。 ▲ペトナム語版パンフレットの作成、配布開始																																																							
	8月	高額療養費制度の見直し 70歳以上の自己負担限度額の見直し 現役並み所得者（外来） 44,400円 → 57,600円 一般所得（外来） 12,000円 → 14,000円（但し年間144,000円を上限） 一般所得（外来+入院） 44,400円 → 57,600円（但し、4回目以降44,400円）																																																							
	12月	●埼玉県国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険事業費交付金に関する条例の制定 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例による改正 ・医療給付費分の賦課方式を段階的に2方式（第三方式、大都市型方式）に移行するとともに、税率の見直しを図る ①医療給付費分																																																							
平成30年	3月	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.90%</td> <td>6.00%</td> <td>6.44%</td> <td>6.95%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>33.00%</td> <td>22.00%</td> <td>11.00%</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>11,000円</td> <td>16,100円</td> <td>21,800円</td> <td>28,300円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>16,000円</td> <td>10,800円</td> <td>6,000円</td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table> ②後期高齢者支援金等分 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>2.10%</td> <td>2.10%</td> <td>2.10%</td> <td>2.10%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>8,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③介護納付金分 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>1.00%</td> <td>1.20%</td> <td>1.40%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>9,600円</td> <td>10,600円</td> <td>11,600円</td> <td>12,600円</td> </tr> </tbody> </table> ・30年度課税分より、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の賦課限度額をそれぞれ54万円、19万円、16万円とする（平成30年4月1日施行）		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	所得割	5.90%	6.00%	6.44%	6.95%	資産割	33.00%	22.00%	11.00%	廃止	均等割	11,000円	16,100円	21,800円	28,300円	平等割	16,000円	10,800円	6,000円	廃止		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	所得割	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%	均等割	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	所得割	1.00%	1.20%	1.40%	1.60%	均等割	9,600円	10,600円	11,600円	12,600円
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																					
所得割	5.90%	6.00%	6.44%	6.95%																																																					
資産割	33.00%	22.00%	11.00%	廃止																																																					
均等割	11,000円	16,100円	21,800円	28,300円																																																					
平等割	16,000円	10,800円	6,000円	廃止																																																					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																					
所得割	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%																																																					
均等割	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円																																																					
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																					
所得割	1.00%	1.20%	1.40%	1.60%																																																					
均等割	9,600円	10,600円	11,600円	12,600円																																																					

	ス計画) 策定 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 国民健康保険税の課税目的の変更 ▲富士見市国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 ・5割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+27.5万円×被保険者数」とする。 ・2割軽減の軽減判定基準所得を「33万円+50万円×被保険者数」とする。 都道府県が新たに国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となる（国保の都道府県化） 入院時食事療養費標準負担額を460円/食に改正 ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正条例施行 ・保険税の軽減(5割・2割)の判定基準所得の引き上げ ・税率改定、賦課限度額の引き上げ ▲富士見市国民健康保険税減免取扱要綱一部改正 税率改正による所要の改正、多子減免制度の創設 ▲富士見市国民健康保険条例一部改正 改正後の国民健康保険法における国民健康保険運営協議会の名称変更による所要の改正（公布の日から施行） ▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 特例対象被保険者等の申告に係る必要書類の改正（平成30年7月1日施行）
4月	
6月	
平成31年	
3月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 賦課限度額（医療給付費分）を580,000円に引き上げ（平成31年4月1日施行）
4月	▲富士見市国民健康保険税条例一部改正 保険税の軽減(5割・2割)の判定基準所得の引き上げ（平成31年4月1日施行）
令和元年	

▲：富士見市のうごき ●：埼玉県のうごき 無印：国のうごき

国民健康保険法一部改正(第一次改正)：改正法の公布日

国民健康保険法の一部改正法施行：改正内容の施行日

第2章 被 保 險 者

第1節 加入状況

§ 1 世帯、被保険者 [年度末現在]

年度	加入世帯			被保険者			市世帯	市人口
	世帯数	前年比	加入率	人数	前年比	加入率		
S47	5,815	114.4%	34.2%	20,362	112.4%	34.4%	17,001	59,265
48	6,207	106.7%	33.8%	21,495	105.6%	33.7%	18,366	63,810
49	6,473	104.3%	33.6%	22,423	104.3%	33.7%	19,267	66,516
50	6,732	104.0%	33.8%	22,914	102.2%	33.4%	19,901	68,680
51	7,056	104.8%	34.5%	23,690	103.4%	33.6%	20,458	70,463
52	7,353	104.2%	34.7%	24,384	102.9%	33.6%	21,217	72,589
53	7,739	105.2%	35.6%	25,067	102.8%	33.8%	21,722	74,148
54	8,245	106.5%	36.9%	25,602	102.1%	33.6%	22,364	76,249
55	8,477	102.8%	35.7%	25,815	100.8%	32.8%	23,727	78,740
56	8,757	103.3%	36.9%	25,874	100.2%	32.4%	23,716	79,781
57	8,988	102.6%	36.3%	26,236	101.4%	32.1%	24,755	81,822
58	9,266	103.1%	36.4%	26,385	100.6%	31.7%	25,487	83,247
59	9,417	101.6%	35.9%	26,497	100.4%	31.2%	26,210	84,967
60	9,733	103.4%	36.3%	26,756	101.0%	31.1%	26,833	86,111
61	10,076	103.5%	36.1%	27,174	101.6%	30.7%	27,906	88,432
62	10,370	102.9%	35.3%	27,322	100.5%	29.9%	29,412	91,290
63	10,621	102.4%	34.9%	27,077	99.1%	29.2%	30,467	92,831
H 元	10,953	103.1%	34.9%	26,385	97.4%	28.0%	31,418	94,108
2	11,009	100.5%	34.2%	25,888	98.1%	27.3%	32,224	94,771
3	11,171	101.5%	33.7%	25,321	97.8%	26.5%	33,125	95,519
4	11,390	102.0%	33.8%	25,137	99.3%	26.0%	33,746	96,671
5	11,813	103.7%	34.5%	25,439	101.2%	26.5%	34,265	95,915
6	12,192	103.2%	35.0%	26,055	102.4%	27.1%	34,814	96,310
7	12,666	103.9%	35.8%	26,701	102.5%	27.5%	35,421	96,924
8	13,041	103.0%	35.9%	27,200	101.9%	27.8%	36,349	97,940
9	13,728	105.3%	37.0%	28,174	103.6%	28.4%	37,149	99,037
10	14,472	105.4%	37.9%	29,435	104.5%	29.3%	38,179	100,462
11	15,418	106.5%	39.3%	30,924	105.1%	30.3%	39,241	102,200
12	16,286	105.6%	40.7%	32,302	104.5%	31.3%	40,055	103,157
13	17,077	104.9%	41.9%	33,613	104.1%	32.4%	40,754	103,692
14	18,095	106.0%	43.6%	35,513	105.7%	34.0%	41,490	104,539
15	18,922	104.6%	44.8%	36,732	103.4%	34.9%	42,201	105,113
16	19,336	102.2%	45.6%	37,183	101.2%	35.6%	42,397	104,550
17	19,690	101.8%	45.9%	37,177	100.0%	35.5%	42,928	104,600
18	19,812	100.6%	45.5%	37,074	99.7%	35.3%	43,500	104,956
19	19,985	100.9%	45.2%	36,994	99.8%	35.0%	44,252	105,578
20	17,581	88.0%	39.1%	31,564	85.3%	29.8%	44,978	105,989
21	17,848	101.5%	38.9%	31,709	100.5%	29.6%	45,924	107,001
22	17,918	100.4%	38.6%	31,568	99.6%	29.4%	46,369	107,459
23	17,957	100.2%	38.4%	31,455	99.6%	29.2%	46,819	107,735
24	17,919	99.8%	37.9%	30,994	98.5%	28.7%	47,230	107,990
25	17,771	99.2%	37.0%	30,368	98.0%	27.9%	48,010	108,895
26	17,491	98.4%	35.9%	29,357	96.7%	26.8%	48,685	109,395
27	16,986	97.1%	34.3%	27,992	95.4%	25.4%	49,537	110,174
28	16,304	96.0%	32.5%	26,195	93.6%	23.7%	50,165	110,650
29	15,740	96.5%	31.0%	24,744	94.5%	22.3%	50,832	111,016
30	15,291	97.1%	29.6%	23,585	95.3%	21.2%	51,688	111,463

§ 2 被保険者内訳 [年間(4月～3月)平均]

年度	一般被保険者				退職被保険者		計	
	若人		老人保健対象		人数	構成比	人数	構成比
	人数	構成比	人数	構成比				
S47	19,364	100.0%					19,364	100.0%
48	21,089	100.0%					21,089	100.0%
49	22,056	100.0%					22,056	100.0%
50	22,632	100.0%					22,632	100.0%
51	23,443	100.0%					23,443	100.0%
52	24,095	100.0%					24,095	100.0%
53	25,067	100.0%					25,067	100.0%
54	25,602	100.0%					25,602	100.0%
55	25,732	100.0%					25,732	100.0%
56	25,785	100.0%					25,785	100.0%
57	26,009	100.0%					26,009	100.0%
58	26,409	100.0%					26,409	100.0%
59	23,873	89.8%	1,598	6.0%	1,110	4.2%	26,581	100.0%
60	23,754	88.8%	1,732	6.5%	1,270	4.7%	26,756	100.0%
61	23,835	87.7%	1,905	7.0%	1,434	5.3%	27,174	100.0%
62	23,770	87.0%	2,026	7.4%	1,526	5.6%	27,322	100.0%
63	23,215	85.8%	2,152	7.9%	1,710	6.3%	27,077	100.0%
H元	22,366	84.4%	2,308	8.7%	1,816	6.9%	26,490	100.0%
2	21,749	83.3%	2,530	9.7%	1,837	7.0%	26,116	100.0%
3	20,978	82.2%	2,682	10.5%	1,864	7.3%	25,524	100.0%
4	20,559	81.6%	2,758	10.9%	1,894	7.5%	25,211	100.0%
5	20,342	80.5%	2,901	11.5%	2,031	8.0%	25,274	100.0%
6	20,519	79.4%	3,095	12.0%	2,218	8.6%	25,832	100.0%
7	20,716	78.0%	3,438	12.9%	2,409	9.1%	26,563	100.0%
8	20,618	76.4%	3,721	13.8%	2,647	9.8%	26,986	100.0%
9	20,754	75.0%	4,053	14.6%	2,888	10.4%	27,695	100.0%
10	21,315	73.8%	4,396	15.2%	3,169	11.0%	28,880	100.0%
11	22,071	72.6%	4,836	15.9%	3,490	11.5%	30,397	100.0%
12	22,742	71.3%	5,231	16.4%	3,915	12.3%	31,888	100.0%
13	23,180	70.0%	5,650	17.1%	4,257	12.9%	33,087	100.0%
14	24,020	69.2%	6,084	17.6%	4,562	13.2%	34,666	100.0%
15	25,150	69.2%	6,126	16.8%	5,084	14.0%	36,360	100.0%
16	25,454	68.5%	5,926	16.0%	5,754	15.5%	37,134	100.0%
17	25,389	67.9%	5,714	15.3%	6,287	16.8%	37,390	100.0%
18	24,833	66.7%	5,512	14.8%	6,882	18.5%	37,227	100.0%
19	24,583	66.1%	5,334	14.4%	7,235	19.5%	37,152	100.0%
20	30,329	96.2%	6,573	17.2%	1,211	3.8%	38,113	100.0%
21	30,331	95.1%	7,005	18.0%	1,552	4.9%	38,888	100.0%
22	30,210	94.9%	7,569	19.2%	1,617	5.1%	39,396	100.0%
23	30,028	95.7%	8,087	20.3%	1,719	4.3%	39,834	100.0%
24	29,840	96.1%	8,656	21.6%	1,547	3.9%	40,043	100.0%
25	29,405	96.6%	9,285	23.2%	1,375	3.4%	40,065	100.0%
26	28,839	97.1%	9,932	24.9%	1,167	2.9%	39,938	100.0%
27	27,898	97.9%	10,667	27.1%	840	2.1%	39,405	100.0%
28	26,795	98.7%	11,466	29.6%	508	1.3%	38,769	100.0%
29	25,245	99.4%	12,231	32.4%	245	0.6%	37,721	100.0%
30	24,132	99.8%	12,981	34.9%	87	0.2%	37,200	100.0%

※平成 20 年度以降の老人保健対象欄の人数は後期高齢者医療被保険者数を表しています。

第2節 資格異動状況

§ 1 資格取得

年度	異動世帯数	資格取得事由内訳（被保険者数）						
		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
S60	2,418	1,775	2,107	149	229		111	4,371
61	2,568	1,756	2,239	122	214		147	4,478
62	2,778	1,981	2,114	109	205		182	4,591
63	2,582	1,610	2,152	111	195		178	4,246
H 元	1,948	1,580	2,037	67	190		173	4,047
2	1,791	1,466	1,975	70	179		151	3,841
3	1,888	1,480	2,070	55	190		134	3,929
4	2,096	1,404	2,490	51	159		180	4,284
5	2,102	1,336	2,785	27	172		175	4,495
6	1,964	1,263	2,761	35	173		221	4,453
7	2,597	1,573	3,276	62	184		216	5,311
8	2,551	1,567	3,152	53	179		130	5,081
9	2,885	1,621	3,579	66	205		73	5,544
10	2,955	1,634	3,787	44	224		225	5,914
11	3,104	1,851	3,728	34	187		79	5,879
12	3,232	1,708	4,213	30	207		125	6,283
13	3,351	1,772	4,263	41	197		124	6,397
14	3,620	1,955	4,784	50	213		139	7,141
15	3,705	2,035	4,563	53	208		156	7,015
16	3,358	1,812	4,059	57	212		152	6,292
17	3,343	1,792	3,834	48	203		185	6,062
18	3,327	1,903	3,705	62	186		191	6,047
19	3,260	1,852	3,491	59	195		155	5,752
20	3,288	1,610	3,716	45	155	7	92	5,625
21	3,518	1,820	3,651	50	162	1	396	6,080
22	3,258	1,620	3,516	91	144	0	349	5,720
23	3,230	1,582	3,604	64	154	0	421	5,825
24	3,243	1,505	3,737	80	137	0	220	5,679
25	3,134	1,551	3,422	63	142	1	227	5,406
26	3,246	1,509	3,432	70	141	0	180	5,332
27	3,339	1,642	3,347	84	117	1	191	5,382
28	3,448	1,632	3,285	103	103	0	248	5,371
29	3,593	1,670	3,280	62	94	2	239	5,347
30	3,642	1,503	3,381	65	70	0	347	5,366

※平成 17 年度版～平成 25 年度版の富士見の国保において、平成 12 年度～19 年度の異動世帯数が決算書及び主要施策報告書と一致していなかったため、平成 26 年度版より修正しました。

§ 2 資格喪失

年度	異動世帯数	資格喪失事由内訳（被保険者数）						計
		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	
S60	2,239	1,223	2,137	214	166		207	3,947
61	2,495	1,560	2,151	126	172		180	4,189
62	2,649	1,311	2,608	88	178		319	4,504
63	2,884	1,283	3,036	121	218		229	4,887
H 元	1,597	1,235	2,684	70	177		184	4,350
2	1,735	1,337	2,532	82	203		184	4,338
3	1,726	1,397	2,642	63	206		188	4,496
4	1,877	1,414	2,534	56	244		220	4,468
5	1,679	1,463	2,251	71	243		165	4,193
6	1,585	1,330	1,943	115	240		209	3,837
7	2,123	1,390	2,206	106	283		680	4,665
8	2,176	1,386	2,481	83	265		367	4,582
9	2,198	1,427	2,461	96	271		315	4,570
10	2,211	1,387	2,423	129	324		390	4,653
11	2,158	1,448	2,383	96	345		118	4,390
12	2,364	1,569	2,700	94	351		191	4,905
13	2,560	1,641	2,702	114	397		232	5,086
14	2,602	1,762	2,764	104	396		215	5,241
15	2,878	1,873	3,095	139	441		233	5,781
16	2,944	1,774	3,249	169	456		193	5,841
17	2,989	1,804	3,470	166	434		194	6,068
18	3,205	1,708	3,666	123	431		210	6,138
19	3,087	1,637	3,430	130	508		127	5,832
20	5,692	1,407	3,110	114	207	6,155	62	11,055
21	3,251	1,465	2,761	243	205	759	502	5,935
22	3,188	1,463	2,738	225	208	887	340	5,861
23	3,191	1,396	2,961	207	187	835	352	5,938
24	3,281	1,345	2,977	199	236	1,004	379	6,140
25	3,282	1,253	3,201	167	198	927	284	6,030
26	3,526	1,388	3,325	164	201	1,050	215	6,343
27	3,844	1,492	3,444	118	193	1,170	330	6,747
28	4,130	1,317	4,014	113	190	1,215	318	7,167
29	4,157	1,395	3,608	112	204	1,156	322	6,797
30	4,091	1,310	3,383	151	162	1,224	293	6,523

※平成 17 年度版～平成 25 年度版の富士見の国保において、平成 12 年度～19 年度の異動世帯数が決算書及び主要施策報告書と一致していなかったため、平成 26 年度版より修正しました。

第3節 国民健康保険年度別年齢階層別被保険者数

年齢階層	平成 30 年度					
	一般被保険者	退職被保険者	合計	対前年比	市人口構成	人口構成割合
0~4 歳	512	0	512	94.6%	4,765	4.3%
5~9 歳	559	0	559	86.7%	4,848	4.4%
10~14 歳	590	2	592	96.1%	4,758	4.3%
15~19 歳	738	0	738	97.1%	5,141	4.6%
20~24 歳	1,056	0	1,056	103.1%	6,217	5.6%
25~29 歳	1,036	2	1,038	94.9%	6,357	5.7%
30~34 歳	1,079	2	1,081	96.0%	6,793	6.1%
35~39 歳	1,071	1	1,072	89.3%	7,472	6.7%
40~44 歳	1,441	1	1,442	90.1%	8,866	8.0%
45~49 歳	1,667	0	1,667	96.5%	9,952	9.0%
50~54 歳	1,488	0	1,488	100.5%	7,850	7.1%
55~59 歳	1,272	4	1,276	94.7%	5,912	5.3%
60~64 歳	1,875	93	1,968	91.4%	5,165	4.6%
65~69 歳	4,496	7	4,503	88.8%	6,957	6.3%
70~74 歳	5,510	0	5,510	101.6%	6,920	6.2%
75~79 歳				0.0%	6,296	5.7%
80~84 歳				0.0%	4,007	3.6%
85 歳以上				0.0%	2,824	2.5%
合 計	24,390	112	24,502	94.9%	111,100	100.0%

※人口構成割合は各区分で端数処理をしているため合計が一致しないことがあります。

(平成 30 年 7 月 31 日現在)

年齢階層	令和元年度					
	一般被保険者	退職被保険者	合計	対前年比	市人口構成	人口構成割合
0~4 歳	437	0	437	85.4%	4,618	4.1%
5~9 歳	523	0	523	93.6%	4,825	4.3%
10~14 歳	563	0	563	95.1%	4,760	4.3%
15~19 歳	694	0	694	94.0%	5,112	4.6%
20~24 歳	1,040	0	1,040	98.5%	6,446	5.8%
25~29 歳	1,043	0	1,043	100.5%	6,596	5.9%
30~34 歳	984	0	984	91.0%	6,558	5.9%
35~39 歳	979	0	979	91.3%	7,356	6.6%
40~44 歳	1,333	0	1,333	92.4%	8,465	7.6%
45~49 歳	1,661	0	1,661	99.6%	10,010	9.0%
50~54 歳	1,499	0	1,499	100.7%	8,268	7.4%
55~59 歳	1,264	0	1,264	99.1%	6,225	5.6%
60~64 歳	1,785	7	1,792	91.1%	5,152	4.6%
65~69 歳	3,976	3	3,979	88.4%	6,337	5.7%
70~74 歳	5,525	0	5,525	100.3%	7,066	6.3%
75~79 歳				0.0%	6,541	5.9%
80~84 歳				0.0%	4,206	3.8%
85 歳以上				0.0%	3,146	2.8%
合 計	23,306	10	23,316	95.2%	111,687	100.0%

※人口構成割合は各区分で端数処理をしているため合計が一致しないことがあります。

(令和元年 7 月 31 日現在)

第3章 財政

第1節 平成29年度及び平成30年度決算の状況

[歳入]

区分			平成29年度	平成30年度	増減	前年比			
国 保 税	一般	現年分	医療分	1,443,489,433	1,419,757,534	△23,731,899	98.4		
		後期分		420,369,040	437,134,089	16,765,049	104.0		
		介護分		120,912,929	140,837,236	19,924,307	116.5		
		滞繰分	医療分	160,822,201	143,196,335	△17,625,866	89.0		
		後期分		50,312,746	46,068,826	△4,243,920	91.6		
		介護分		19,028,355	17,343,639	△1,684,716	91.2		
	小計			2,214,934,704	2,204,337,659	△10,597,045	99.5		
	退職	現年分	医療分	16,196,060	5,286,388	△10,909,672	32.6		
		後期分		4,602,422	1,658,428	△2,943,994	36.0		
		介護分		3,250,262	1,205,638	△2,044,624	37.1		
		滞繰分	医療分	2,630,125	1,890,216	△739,909	71.9		
		後期分		787,567	627,436	△160,131	79.7		
		介護分		602,903	464,214	△138,689	77.0		
	小計			28,069,339	11,132,320	△16,937,019	39.7		
計				2,243,004,043	2,215,469,979	△27,534,064	98.8		
国庫支出金	災害臨時特例補助金			151,000	4,000	△147,000	2.7		
	その他			2,560,063,733	274,000	△2,559,789,733	0.0		
	計			2,560,214,733	278,000	△2,559,936,733	0.0		
県支 出金	普通交付金		—	6,642,079,040	6,642,079,040	—	—		
	特別交付金		—	152,493,000	152,493,000	—	—		
	その他			623,904,368	274,000	△623,630,368	0.0		
	計			623,904,368	6,794,846,040	6,170,941,672	1,089.1		
繰入金	保険基盤安定繰入金			313,665,800	316,052,516	2,386,716	100.8		
	その他			525,585,147	668,429,000	142,843,853	127.2		
	計			839,250,947	984,481,516	145,230,569	117.3		
繰越金				80,104,628	70,672,039	△9,432,589	88.2		
療養給付費交付金				123,172,912	0	△123,172,912	0.0		
前期高齢者交付金				2,911,398,073	0	△2,911,398,073	0.0		
共同事業交付金				2,849,284,048	0	△2,849,284,048	0.0		
その他の収入				67,392,990	85,230,012	17,837,022	126.5		
合計				12,297,726,742	10,150,977,586	△2,146,749,156	82.5		

(前年比の単位：%、前年比以外の単位：円)

[歳出]

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	増減	前年比	
総務費		53,599,100	45,700,790	△7,898,310	85.3	
保 険 給 付 費	一般	療養給付費	6,074,750,793	5,668,435,532	△406,315,261	
		療養費	110,014,383	92,496,608	△17,517,775	
		高額療養費	888,886,130	824,020,898	△64,865,232	
		高額介護合算	741,149	1,006,098	264,949	
		移送費	0	0	—	
		小計	7,074,392,455	6,585,959,136	△488,433,319	
	退職	療養給付費	70,318,716	19,059,858	△51,258,858	
		療養費	890,871	257,865	△633,006	
		高額療養費等	13,102,784	2,748,237	△10,354,547	
		高額介護合算	0	0	—	
		移送費	0	0	—	
		小計	84,312,371	22,065,960	△62,246,411	
審査支払手数料		15,222,626	15,488,982	266,356	101.8	
出産育児諸費		37,714,397	30,158,280	△7,556,117	80.0	
葬祭諸費		8,400,000	7,750,000	△650,000	92.3	
計		7,220,041,849	6,661,422,358	△558,619,491	92.3	
国民健康保険事業費納付金		—	3,056,696,464	3,056,696,464	—	
共同事業拠出金		2,741,461,412	1,183	△2,741,460,229	0.0	
保健事業費		133,475,710	130,052,060	△3,423,650	97.4	
公債費		0	0	0	—	
後期高齢者支援金等		1,446,056,461	0	△1,446,056,461	0.0	
前期高齢者納付金等		5,357,939	0	△5,357,939	0.0	
老人保健拠出金		26,006	0	△26,006	0.0	
介護納付金		549,496,404	0	△549,496,404	0.0	
その他の支出		77,539,822	189,801,348	112,261,526	244.8	
予備費		0	0	0	—	
合 計		12,227,054,703	10,083,674,203	△2,143,380,500	82.5	

(前年比の単位：%、前年比以外の単位：円)

第2節 国民健康保険特別会計5年間の推移

[歳入]

(金額の単位：千円、構成比の単位：%)

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比								
保険税	2,505,758	21.6	2,457,465	18.7	2,348,901	19.6	2,243,004	23.2	2,215,470	39.4
国庫支出金	2,379,342	20.5	2,484,750	19.0	2,550,232	19.5	2,560,215	19.6	278	0.0
療養給付費交付金	371,930	3.2	233,448	1.8	178,321	1.4	123,173	0.9	0	0.0
前期高齢者交付金	3,161,436	27.2	2,967,190	22.7	2,970,850	22.7	2,911,398	22.2	0	0.0
県支出金	614,561	5.3	748,316	5.7	616,223	4.7	623,904	4.8	6,794,846	51.9
共同事業交付金	1,365,166	11.8	2,785,256	21.3	2,926,060	22.4	2,849,284	21.8	0	0.0
一般会計繰入金	1,122,715	9.7	1,307,261	10.0	1,161,322	8.9	839,251	6.4	984,482	7.5
その他の収入	84,591	0.7	108,147	0.8	107,562	0.8	147,498	1.1	155,902	1.2
合 計	11,605,499	100	13,091,833	100	12,859,471	100	12,297,727	100	10,150,978	100

[歳出]

(金額の単位：千円、構成比の単位：%)

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比								
保険給付費	7,549,772	65.4	7,615,872	58.4	7,598,360	59.3	7,220,042	59.1	6,661,422	66.1
国保事業費納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	3,056,696	30.3
後期高齢者支援金等	1,629,310	14.1	1,595,484	12.3	1,514,894	11.9	1,446,056	11.8	0	0.0
前期高齢者納付金	1,279	0.0	1,087	0.0	1,094	0.0	5,358	0.0	0	0.0
老人保健拠出金	52	0.0	52	0.0	41	0.0	26	0.0	0	0.0
介護納付金	645,693	5.6	588,176	4.5	560,457	4.4	549,496	4.5	0	0.0
共同事業拠出金	1,416,428	12.3	2,924,373	22.5	2,882,362	22.6	2,741,461	22.4	1	0.0
保健事業費	132,595	1.1	143,812	1.1	137,857	1.1	133,476	1.1	130,052	1.3
その他の支出	169,433	1.5	152,304	1.2	84,301	0.7	131,140	1.1	235,503	2.3
合 計	11,544,562	100	13,021,160	100	12,779,366	100	12,227,055	100	10,083,674	100

歳入歳出差引	60,937 千円	70,673 千円	80,105 千円	70,672 千円	67,304 千円
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

保険給付費支払基金保有額	10,415 千円	10,418 千円	10,419 千円	0 千円	0 千円
高額医療費貸付基金保有額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円
出産費資金貸付基金保有額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円

第4章 保 険 稅

第1節 保険税按分率（額）及び課税限度額の推移

年度	医療給付費分						後期高齢者支援金等分						介護納付金分						合計	
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	法定限度	所得割	均等割	限度額	法定限度	所得割	均等割	限度額	法定限度	限度額	法定限度	限度額	法定限度		
58	4.7	33.0	3,600	5,400	280	280													280	280
59	4.7	33.0	3,600	5,400	280	350													280	350
60	5.6	33.0	4,200	6,000	350	350													350	350
61	5.6	33.0	4,200	6,000	350	370													350	370
62	7.0	33.0	5,600	7,400	390	390													390	390
63	7.0	33.0	5,600	7,400	400	400													400	400
H元	7.0	33.0	5,600	7,400	400	420													400	420
2	7.0	33.0	5,600	7,400	400	420													400	420
3	7.0	33.0	5,600	7,400	420	440													420	440
4	7.0	33.0	5,600	7,400	420	460													420	460
5	7.0	33.0	5,600	7,400	440	500													440	500
6	7.0	33.0	5,600	7,400	440	500													440	500
7	7.0	33.0	5,600	7,400	440	520													440	520
8	7.0	33.0	5,600	7,400	440	520													440	520
9	7.0	33.0	5,600	7,400	440	530													440	530
10	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530													500	530
11	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530													500	530
12	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530					1.0	9,600	70	70	70	70	70	70	570	600
13	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530					1.0	9,600	70	70	70	70	70	70	570	600
14	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530					1.0	9,600	70	70	70	70	70	70	570	600
15	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530					1.0	9,600	70	80	80	80	80	80	570	610
16	7.8	33.0	12,000	15,000	500	530					1.0	9,600	70	80	80	80	80	80	570	610
17	7.9	33.0	14,000	16,000	530	530					1.0	9,600	80	80	80	80	80	80	610	610
18	7.9	33.0	14,000	16,000	530	530					1.0	9,600	80	90	90	90	90	90	610	620
19	7.9	33.0	14,000	16,000	530	530					1.0	9,600	80	90	90	90	90	90	610	620
20	5.9	33.0	11,000	16,000	470	470	2.1	6,000	120	120	1.0	9,600	90	90	90	90	90	90	680	680
21	5.9	33.0	11,000	16,000	470	470	2.1	6,000	120	120	1.0	9,600	90	100	100	100	100	100	680	690
22	5.9	33.0	11,000	16,000	470	500	2.1	6,000	120	130	1.0	9,600	90	100	100	100	100	100	680	730
23	5.9	33.0	11,000	16,000	470	510	2.1	6,000	120	140	1.0	9,600	90	120	120	120	120	120	680	770
24	5.9	33.0	11,000	16,000	470	510	2.1	6,000	120	140	1.0	9,600	90	120	120	120	120	120	680	770
25	5.9	33.0	11,000	16,000	470	510	2.1	6,000	120	140	1.0	9,600	90	120	120	120	120	120	680	770
26	5.9	33.0	11,000	16,000	470	510	2.1	6,000	120	160	1.0	9,600	90	140	140	140	140	140	680	810
27	5.9	33.0	11,000	16,000	510	520	2.1	6,000	140	170	1.0	9,600	120	160	160	160	160	160	770	850
28	5.9	33.0	11,000	16,000	510	540	2.1	6,000	140	190	1.0	9,600	120	160	160	160	160	160	770	890
29	5.9	33.0	11,000	16,000	520	540	2.1	6,000	170	190	1.0	9,600	160	160	160	160	160	160	850	890
30	6.0	22.0	16,100	10,800	540	580	2.1	7,000	190	190	1.2	10,600	160	160	160	160	160	160	890	930

(所得割・資産割の単位：%、均等割・平等割の単位：円、限度額・法定限度額の単位：千円)

第2節 保険税算定内訳

[一般被保険者]

区分・年度	応能割		応益割		計	限度額超過世帯	
	所得割	資産割	均等割	平等割			
26	医療分	1,338,609	369,910	322,630	266,584	2,297,733	560
		58.3%	16.1%	14.0%	11.6%	100.0%	
	支援分	476,450		175,980		652,430	721
		73.0%		27.0%		100.0%	
	介護分	112,643		97,363		210,006	214
		53.6%		46.4%		100.0%	
27	医療分	1,267,259	371,634	313,808	262,996	2,215,697	487
		57.2%	16.8%	14.2%	11.9%	100.0%	
	支援分	451,055		171,168		622,223	511
		72.5%		27.5%		100.0%	
	介護分	102,122		92,842		194,964	95
		52.4%		47.6%		100.0%	
28	医療分	1,290,060	382,119	302,489	257,872	2,232,540	475
		57.8%	17.1%	13.6%	11.6%	100.0%	
	支援分	459,171		164,994		624,165	510
		73.6%		26.4%		100.0%	
	介護分	103,752		88,176		191,928	90
		54.1%		45.9%		100.0%	
29	医療分	1,152,918	374,123	286,002	249,508	2,062,551	444
		55.9%	18.1%	13.9%	12.1%	100.0%	
	支援分	410,357		156,012		566,369	328
		72.5%		27.6%		100.0%	
	介護分	86,527		81,197		167,724	38
		51.6%		48.4%		100.0%	
30	医療分	1,153,953	232,276	398,733	162,851	1,947,813	367
		59.3%	11.9%	20.5%	8.4%	100.0%	
	支援分	403,880		173,362		577,242	248
		70.0%		30.0%		100.0%	
	介護分	102,802		83,857		186,659	65
		55.1%		44.9%		100.0%	

※事業年報によっています。※介護分は、一般、退職の合計を記載しています。

※応益欄及び応能割欄の上段は金額（単位：千円）を、下段は構成割合を表しています。

17年度から介護分は、一般・退職の合計を一般被保険者欄に掲載しています。、

[退職被保険者]

区分・年度		応能割		応益割		計	限度額超過世帯
		所得割	資産割	均等割	平等割		
26	医療分	68,402 58.9%	23,508 20.2%	14,520 12.5%	9,728 8.4%	116,158 100.0%	41
	支援分	24,346 75.5%		7,920 24.6%		32,266 100.0%	43
27	医療分	45,722 54.0%	19,229 22.7%	11,649 13.8%	8,012 9.5%	84,612 100.0%	21
	支援分	16,274 71.9%		6,354 28.1%		22,628 100.0%	23
28	医療分	33,915 57.6%	12,432 21.1%	7,458 12.7%	5,048 8.6%	58,853 100.0%	6
	支援分	12,071 74.8%		4,068 25.2%		16,139 100.0%	5
29	医療分	15,896 55.3%	6,471 22.5%	3,817 13.3%	2,560 8.9%	28,744 100.0%	4
	支援分	5,658 73.1%		2,082 26.9%		7,740 100.0%	1
30	医療分	7,762 63.2%	1,476 12.0%	2,302 18.7%	745 6.1%	12,285 100.0%	5
	支援分	2,716 73.1%		1,001 26.9%		3,717 100.0%	4

※事業年報によっています。※介護分は、一般、退職の合計を記載しています。

※応益欄及び応能割欄の上段は金額（単位：千円）を、下段は構成割合を表しています。

17年度から介護分は、一般・退職の合計を一般被保険者欄に掲載しています。

第3節 調定・収納状況

§ 1 医療給付費分（現年課税分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	1,750,973,909	99.0	1,559,588,121	99.6	89.1	—	28,839	—	—	60,715	54,079
	27	1,709,742,637	97.6	1,538,348,603	98.6	90.0	—	27,898	—	—	61,285	55,142
	28	1,670,920,378	97.7	1,508,848,393	96.7	90.3	—	26,795	—	—	62,359	56,311
	29	1,568,689,514	93.9	1,443,184,185	93.8	92.0	—	25,245	—	—	62,139	57,167
	30	1,516,725,013	96.7	1,419,238,127	94.1	93.6	—	24,132	—	—	62,851	58,811
職分	26	90,217,067	83.6	87,708,764	84.6	97.2	—	1,167	—	—	77,307	75,157
	27	59,216,935	65.6	58,118,170	66.3	98.1	—	840	—	—	70,496	69,188
	28	35,968,575	60.7	34,572,154	59.5	96.1	—	508	—	—	70,804	68,055
	29	16,741,092	46.5	16,196,060	46.8	96.7	—	245	—	—	68,331	66,106
	30	5,976,866	35.7	5,286,388	32.6	88.4	—	87	—	—	68,700	60,763
合計	26	1,841,190,976	98.1	1,647,296,885	98.6	89.5	17,732	30,006	103,834	92,900	61,361	54,899
	27	1,768,959,572	96.1	1,596,466,773	96.9	90.2	17,291	28,738	102,305	92,329	61,555	55,552
	28	1,706,888,953	96.5	1,543,420,547	96.7	90.4	16,781	27,303	101,716	91,974	62,517	56,529
	29	1,585,430,606	92.9	1,459,380,245	94.6	92.0	16,107	25,490	98,431	90,605	62,198	57,253
	30	1,522,701,879	96.0	1,424,524,515	97.6	93.6	15,547	24,219	97,942	91,627	62,872	58,818

※賦課調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 2 医療給付費分（滞納繰越分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	858,495,774	93.6	171,964,427	123.2	20.0	—	28,839	—	—	29,769	5,963
	27	782,432,734	91.1	182,108,379	105.9	23.3	—	27,898	—	—	28,046	6,528
	28	679,442,302	86.8	158,214,004	86.9	23.3	—	26,795	—	—	25,357	5,905
	29	576,878,918	84.9	160,822,201	101.6	27.9	—	25,245	—	—	22,851	6,370
	30	479,571,176	83.1	143,195,435	89.0	29.9	—	24,132	—	—	19,873	5,934
職分	26	14,491,310	84.9	4,387,708	99.7	30.3	—	1,167	—	—	12,418	3,760
	27	11,283,636	77.9	4,890,685	111.5	43.3	—	840	—	—	13,433	5,822
	28	6,223,721	55.2	3,142,173	64.2	50.5	—	508	—	—	12,251	6,185
	29	3,810,950	61.2	2,630,125	83.7	69.0	—	245	—	—	15,555	10,735
	30	5,622,689	147.5	1,890,216	71.9	33.6	—	87	—	—	64,629	21,727
合計	26	872,987,084	93.5	176,352,135	122.5	20.2	17,732	30,006	49,232	9,945	29,094	5,877
	27	793,716,370	90.9	186,999,064	106.0	23.6	17,291	28,738	45,903	10,815	27,619	6,507
	28	685,666,023	86.4	161,356,177	86.3	23.5	16,781	27,303	40,860	9,615	25,113	5,910
	29	580,689,868	84.7	163,452,326	101.3	28.1	16,107	25,490	36,052	10,148	22,781	6,412
	30	485,193,865	83.6	145,085,651	88.8	29.9	15,547	24,219	31,208	9,332	20,034	5,991

※賦課調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 3 後期高齢者支援金等分（現年課税分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	506,813,775	98.3	445,815,221	98.8	88.0	—	28,839	—	—	17,574	15,459
	27	497,310,091	98.1	442,573,785	99.3	89.0	—	27,898	—	—	17,826	15,864
	28	484,511,336	97.4	432,649,489	97.8	89.3	—	26,795	—	—	18,082	16,147
	29	460,465,574	95.0	420,336,550	97.2	91.3	—	25,245	—	—	18,240	16,650
	30	468,864,357	101.8	437,071,765	104.0	93.2	—	24,132	—	—	19,429	18,112
退職分	26	25,240,714	83.4	24,431,140	84.6	96.8	—	1,167	—	—	21,629	20,935
	27	16,374,187	64.9	16,019,455	65.6	97.8	—	840	—	—	19,493	19,071
	28	9,982,471	61.0	9,535,035	59.5	95.5	—	508	—	—	19,651	18,770
	29	4,780,387	47.9	4,602,422	48.3	96.3	—	245	—	—	19,512	18,785
	30	1,896,799	39.7	1,658,428	36.0	87.4	—	87	—	—	21,802	19,062
合計	26	532,054,489	97.5	470,246,361	98.0	88.4	17,732	30,006	30,005	26,520	17,732	15,672
	27	513,684,278	96.5	458,593,240	97.5	89.3	17,291	28,738	29,708	26,522	17,875	15,958
	28	494,493,807	96.3	442,184,524	96.4	89.4	16,781	27,303	29,467	26,350	18,111	16,195
	29	465,245,961	94.1	424,938,972	96.1	91.3	16,107	25,490	28,885	26,382	18,252	16,671
	30	470,761,156	101.2	438,730,193	103.2	93.2	15,547	24,219	30,280	28,220	19,438	18,115

※賦課調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 4 後期高齢者支援金等分（滞納繰越分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	245,078,742	101.6	48,679,724	132.6	19.9	—	28,839	—	—	8,498	1,688
	27	231,888,007	94.6	53,986,004	110.9	23.3	—	27,898	—	—	8,312	1,935
	28	208,765,790	90.0	47,765,750	88.5	22.9	—	26,795	—	—	7,791	1,783
	29	181,809,336	87.1	50,312,746	105.3	27.7	—	25,245	—	—	7,202	1,993
	30	154,327,642	84.9	46,068,826	91.6	29.9	—	24,132	—	—	6,395	1,909
退職分	26	3,770,563	96.4	1,182,525	100.1	31.4	—	1,167	—	—	3,231	1,013
	27	3,105,165	82.4	1,408,182	119.1	45.3	—	840	—	—	3,697	1,676
	28	1,819,015	58.6	1,006,380	71.5	55.3	—	508	—	—	3,581	1,981
	29	1,115,488	61.3	787,567	78.3	70.6	—	245	—	—	4,553	3,215
	30	1,855,513	166.3	627,436	79.7	33.8	—	87	—	—	21,328	7,212
合計	26	248,849,305	101.5	49,862,249	131.5	20.0	17,732	30,006	14,034	2,812	8,293	1,662
	27	234,993,172	94.4	55,394,186	111.1	23.6	17,291	28,738	13,590	3,204	8,177	1,928
	28	210,584,805	89.6	48,772,130	88.0	23.2	16,781	27,303	12,549	2,906	7,713	1,786
	29	182,924,824	86.9	51,100,313	104.8	27.9	16,107	25,490	11,357	3,173	7,176	2,005
	30	156,183,155	85.4	46,696,262	91.4	29.9	15,547	24,219	10,046	3,004	6,449	1,928

※賦課調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 5 介護納付金分（現年課税分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	147,072,664	96.3	123,913,704	97.5	84.3	8,644	10,381	—	—	14,167	11,937
	27	147,629,353	100.4	126,218,674	101.9	85.5	8,587	10,305	—	—	14,326	12,248
	28	146,121,985	99.0	126,197,430	100.0	86.4	8,429	10,038	—	—	14,557	12,572
	29	135,760,638	92.9	120,903,067	95.8	89.1	8,112	9,623	—	—	14,108	12,564
	30	152,920,000	112.6	140,825,667	116.5	92.1	7,786	9,166	—	—	16,683	15,364
退職分	26	17,955,571	82.4	17,357,682	83.5	96.7	899	1,210	—	—	14,839	14,345
	27	11,700,097	65.2	11,420,875	65.8	97.6	610	808	—	—	14,480	14,135
	28	7,037,955	60.2	6,752,667	59.1	95.9	383	466	—	—	15,103	14,491
	29	3,369,295	47.9	3,250,262	48.1	96.5	219	253	—	—	13,317	12,847
	30	1,342,865	39.9	1,205,638	37.1	89.8	87	93	—	—	14,439	12,964
合計	26	165,028,235	94.6	141,271,386	95.5	85.6	9,543	11,591	17,293	14,804	14,238	12,188
	27	159,329,450	96.5	137,639,549	97.4	86.4	9,197	11,113	17,324	14,966	14,337	12,385
	28	153,159,940	96.1	132,950,097	96.6	86.8	8,812	10,504	17,381	15,087	14,581	12,657
	29	139,129,933	90.8	124,153,329	93.4	89.2	8,331	9,876	16,700	14,903	14,088	12,571
	30	154,262,865	110.9	142,031,305	114.4	92.1	7,873	9,259	19,594	18,040	16,661	15,340

※賦課調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 6 介護納付金分（滞納繰越分）

年度		調定額	伸び率 (%)	収納額	伸び率 (%)	収納率 (%)	平均世帯数	平均被保険者数	世帯あたり調定額	世帯あたり収納額	一人あたり調定額	一人あたり収納額
一般分	26	104,221,694	99.2	18,924,994	127.4	18.2	8,644	10,381	—	—	10,040	1,823
	27	97,345,724	93.4	20,800,460	109.9	21.4	8,587	10,305	—	—	9,446	2,018
	28	86,835,167	89.2	18,714,444	90.0	21.6	8,429	10,038	—	—	8,651	1,864
	29	74,312,105	85.6	19,028,355	101.7	25.6	8,112	9,623	—	—	7,722	1,977
	30	61,159,243	82.3	17,343,639	91.1	28.4	7,786	9,166	—	—	6,672	1,892
退職分	26	3,044,779	91.8	891,761	100.5	29.3	899	1,210	—	—	2,516	737
	27	2,484,032	81.6	998,897	112.0	40.2	610	808	—	—	3,074	1,236
	28	1,541,655	62.1	754,803	75.6	49.0	383	466	—	—	3,308	1,620
	29	915,283	59.4	602,903	79.9	65.9	219	253	—	—	3,618	2,383
	30	1,333,668	145.7	464,214	77.0	34.8	87	93	—	—	14,341	4,992
合計	26	107,266,473	99.0	19,816,755	125.9	18.5	9,543	11,591	11,240	2,077	9,254	1,710
	27	99,829,756	93.1	21,799,357	110.0	21.8	9,197	11,113	10,855	2,370	8,983	1,962
	28	88,376,822	88.5	19,469,247	89.3	22.0	8,812	10,504	10,029	2,209	8,414	1,854
	29	75,227,388	85.1	19,631,258	100.8	26.1	8,331	9,876	9,030	2,356	7,617	1,988
	30	62,492,911	83.1	17,807,853	90.7	28.5	7,873	9,259	7,938	2,262	6,749	1,923

※調定額は欠損金額を含む額で、収納額は還付未済額を除いた金額です。

§ 7 現年課税分

年度		調定額	伸び率(%)	収納額	伸び率(%)	収納率(%)
一般分	26	2,404,860,348	98.7	2,129,317,046	99.3	88.5
	27	2,354,682,081	97.9	2,107,141,062	99.0	89.5
	28	2,301,553,699	97.7	2,067,695,312	98.1	89.8
	29	2,164,915,726	94.1	1,984,423,802	96.0	91.7
	30	2,138,509,370	98.8	1,997,135,559	100.6	93.4
退職分	26	133,413,352	83.4	129,497,586	84.5	97.1
	27	87,291,219	65.4	85,558,500	66.1	98.0
	28	52,989,001	60.7	50,859,856	59.4	96.0
	29	24,890,774	47.0	24,048,744	47.3	96.6
	30	9,216,530	37.0	8,150,454	33.9	88.4
合計	26	2,538,273,700	97.7	2,258,814,632	98.3	89.0
	27	2,441,973,300	96.2	2,192,699,562	97.1	89.8
	28	2,354,542,700	96.4	2,118,555,168	96.6	90.0
	29	2,189,806,500	93.0	2,008,472,546	94.8	91.7
	30	2,147,725,900	98.1	2,005,286,013	99.8	93.4

§ 8 滞納繰越分

年度		調定額	伸び率(%)	収納額	伸び率(%)	収納率(%)
一般分	26	1,207,796,210	95.6	239,569,145	125.4	19.8
	27	1,111,666,465	92.0	256,894,843	107.2	23.1
	28	975,043,259	87.7	224,694,198	87.5	23.0
	29	833,000,359	85.4	230,163,302	102.4	27.6
	30	695,058,061	83.4	206,607,900	89.8	29.7
退職分	26	21,306,652	87.7	6,461,994	99.9	30.3
	27	16,872,833	79.2	7,297,764	112.9	43.3
	28	9,584,391	56.8	4,903,356	67.2	51.2
	29	5,841,721	61.0	4,020,595	82.0	68.8
	30	8,811,870	150.8	2,981,866	74.2	33.8
合計	26	1,229,102,862	95.5	246,031,139	124.5	20.0
	27	1,128,539,298	91.8	264,192,607	107.4	23.4
	28	984,627,650	87.2	229,597,554	86.9	23.3
	29	838,842,080	85.2	234,183,897	102.0	27.9
	30	703,869,931	83.9	209,589,766	89.5	29.8

第4節 納税方法別収納内訳

(単位：円)

年度	自主納付	口座振替	徴収嘱託員	職員	特別徴収	コンビニ	モバイル	収入額合計	収入未済額	調定額
H10	1,454,296,539	796,437,021	27,273,719	2,525,890				2,280,533,169	211,083,931	2,491,617,100
11	1,441,725,770	850,784,700	23,466,609	7,386,783				2,323,363,862	219,359,538	2,542,723,400
12	1,534,037,793	994,770,900	20,348,170	2,605,100				2,551,761,963	276,957,437	2,828,719,400
13	1,506,484,051	1,077,757,800	20,774,726	3,054,806				2,608,071,383	296,281,017	2,904,352,400
14	1,503,838,802	1,167,980,900	18,417,575	13,565,813				2,703,803,090	322,485,610	3,026,288,700
15	1,479,374,989	1,218,658,400	16,046,700	17,354,730				2,731,434,819	331,464,081	3,062,898,900
16	1,464,971,992	1,256,710,600	13,413,156	22,985,320				2,758,081,068	345,903,332	3,103,984,400
17	1,451,200,938	1,380,020,500	13,585,856	39,526,923				2,884,334,217	320,963,783	3,205,298,000
18	1,465,976,553	1,415,717,200	14,990,744	59,938,007				2,956,622,504	283,166,796	3,239,789,300
19	1,440,753,484	1,437,950,500	13,640,414	61,100,437				2,953,444,835	297,073,165	3,250,518,000
20	1,373,472,458	1,195,567,100	11,465,700	55,716,532				2,636,221,790	327,874,710	2,964,096,500
21	1,314,481,568	1,125,916,400	8,591,714	54,556,208	88,475,300			2,592,021,190	356,869,310	2,948,890,500
22	1,168,093,985	1,033,511,900	7,647,234	50,183,064	168,957,200			2,428,393,383	332,688,317	2,761,081,700
23	1,138,284,462	1,019,058,900	6,753,356	41,021,668	174,820,200			2,379,938,586	333,146,114	2,713,084,700
24	1,113,964,465	996,198,100	7,024,000	41,370,100	175,479,500			2,334,036,165	305,185,535	2,639,221,700
25	790,102,551	971,469,000	5,706,644	35,258,180	188,629,500	306,899,650		2,298,065,525	299,249,575	2,597,315,100
26	721,682,544	956,900,500	5,789,656	36,564,052	193,538,700	344,339,180		2,258,814,632	279,459,068	2,538,273,700
27	645,889,456	949,840,800	5,087,500	42,310,380	184,685,699	364,885,727		2,192,699,562	249,273,738	2,441,973,300
28	592,740,686	908,703,700	1,072,400	58,507,352	181,877,300	375,653,730		2,118,555,168	235,965,332	2,354,520,500
29	574,178,063	839,984,000	403,400	35,862,633	173,677,700	384,366,750		2,008,472,546	181,333,954	2,189,806,500
30	564,210,392	806,860,500		45,685,357	163,252,000	424,696,264	581,500	2,005,286,013	142,428,187	2,147,714,200

※モバイルとは、モバイルレジ納付（インターネットバンキング納付）とモバイルクレジット納付（クレジットカード納付）の合算です。

※調定額は不納欠損後の額です。

第5節 平成30年度保険税収納状況

[医療給付費分]

区分	調定額	収納額	還付未済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
一般	現年	1,516,725,013	1,419,757,534	519,407	93.6%	9,284
	滞縱	479,571,176	143,196,335	900	29.9%	103,535,194
	計	1,996,296,189	1,562,953,869	520,307	78.3%	103,544,478
退職	現年	5,976,866	5,286,388	0	88.5%	0
	滞縱	5,622,689	1,890,216	0	33.6%	1,348,799
	計	11,599,555	7,176,604	0	61.9%	1,348,799
合計	現年	1,522,701,879	1,425,043,922	519,407	93.6%	9,284
	滞縱	485,193,865	145,086,551	900	29.9%	104,883,993
	計	2,007,895,744	1,570,130,473	520,307	78.2%	104,893,277

[後期高齢者支援金等分]

区分	調定額	収納額	還付未済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
一般	現年	468,864,357	437,134,089	62,324	93.2%	2,416
	滞縱	154,327,642	46,068,826	0	29.9%	33,406,973
	計	623,191,999	483,202,915	62,324	77.5%	33,409,389
退職	現年	1,896,799	1,658,428	0	87.4%	0
	滞縱	1,855,513	627,436	0	33.8%	438,220
	計	3,752,312	2,285,864	0	60.9%	438,220
合計	現年	470,761,156	438,792,517	62,324	93.2%	2,416
	滞縱	156,183,155	46,696,262	0	29.9%	33,845,193
	計	626,944,311	485,488,779	62,324	77.4%	33,847,609

[介護納付金分]

区分	調定額	収納額	還付未済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
一般	現年	152,920,000	140,837,236	11,569	92.1%	0
	滞縱	61,159,243	17,343,639	0	28.4%	13,256,909
	計	214,079,243	158,180,875	11,569	73.9%	13,256,909
退職	現年	1,342,865	1,205,638	0	89.8%	0
	滞縱	1,333,668	464,214	0	34.8%	315,198
	計	2,676,533	1,669,852	0	62.4%	315,198
合計	現年	154,262,865	142,042,874	11,569	92.1%	0
	滞縱	62,492,911	17,807,853	0	28.5%	13,572,107
	計	216,755,776	159,850,727	11,569	73.7%	13,572,107

[合計]

区分		調定額	収納額	還付未済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
一般	現年	2,138,509,370	1,997,728,859	593,300	93.4%	11,700	141,362,111
	滞縱	695,058,061	206,608,800	900	29.7%	150,199,076	338,251,085
	計	2,833,567,431	2,204,337,659	594,200	77.8%	150,210,776	479,613,196
退職	現年	9,216,530	8,150,454	0	88.4%	0	1,066,076
	滞縱	8,811,870	2,981,866	0	33.8%	2,102,217	3,727,787
	計	18,028,400	11,132,320	0	61.8%	2,102,217	4,793,863
合計	現年	2,147,725,900	2,005,879,313	593,300	93.4%	11,700	142,428,187
	滞縱	703,869,931	209,590,666	900	29.8%	152,301,293	341,978,872
	計	2,851,595,831	2,215,469,979	594,200	77.7%	152,312,993	484,407,059



第5章 保険給付

第1節 医療費の状況

区分	年度	療養の給付		療養費(移送費含む)		合計		前年比
		件数	費用額(円)	件数	費用額(円)	件数	費用額(円)	
一般被保険者	26	427,063	8,498,977,286	16,499	164,280,736	443,562	8,663,258,022	103.1
	27	417,058	8,599,069,014	17,202	164,909,417	434,260	8,763,978,431	101.2
	28	408,234	8,612,455,094	16,710	156,741,503	424,944	8,769,196,597	100.1
	29	385,379	8,253,726,950	14,920	148,338,688	400,299	8,402,065,638	95.8
	30	368,059	7,709,466,387	13,112	125,703,644	381,171	7,835,170,031	93.3
退職被保険者	26	18,571	368,642,346	776	6,830,548	19,347	375,472,894	78.1
	27	14,181	281,916,872	543	6,128,080	14,724	288,044,952	76.7
	28	8,742	191,163,733	357	3,509,095	9,099	194,672,828	67.6
	29	4,379	100,839,703	148	1,272,705	4,527	102,112,408	52.5
	30	1,811	27,287,472	28	368,382	1,839	27,655,854	27.1
合計	26	445,634	8,867,619,632	17,275	171,111,284	462,909	9,038,730,916	101.7
	27	431,239	8,880,985,886	17,745	171,037,497	448,984	9,052,023,383	100.2
	28	416,976	8,803,618,827	17,067	160,250,598	434,043	8,963,869,425	99.0
	29	389,758	8,354,566,653	15,068	149,611,393	404,826	8,504,178,046	94.9
	30	369,870	7,736,753,859	13,140	126,072,026	383,010	7,862,825,885	92.5

第2節 療養の給付諸率

区分	年度	平均被保険者数	件数	費用額(円)	受診率	1人当たり費用額(円)	前年比(%)	1件当たり費用額(円)	前年比(%)
一般被保険者	26	28,907	443,562	8,663,258,022	1,534	299,694	105.0	19,531	104.4
	27	27,981	434,260	8,763,978,431	1,552	313,212	104.5	20,181	103.3
	28	26,917	424,944	8,769,196,597	1,579	325,787	104.0	20,636	102.3
	29	25,350	400,299	8,402,065,638	1,579	331,442	101.7	20,989	101.7
	30	24,218	381,171	7,835,170,031	1,574	323,527	97.6	20,556	97.9
退職被保険者	26	1,184	19,347	375,472,894	1,634	317,122	91.8	19,407	96.0
	27	871	14,724	288,044,952	1,690	330,706	104.3	19,563	100.8
	28	535	9,099	194,672,828	1,701	363,874	110.0	21,395	109.4
	29	261	4,527	102,112,408	1,734	391,235	107.5	22,556	105.4
	30	97	1,839	27,655,854	1,896	285,112	72.9	15,039	66.7
合計	26	30,091	462,909	9,038,730,916	1,538	300,380	104.2	19,526	104.0
	27	28,852	448,984	9,052,023,383	1,556	313,740	104.5	20,161	103.3
	28	27,452	434,043	8,963,869,425	1,581	326,529	104.1	20,652	102.4
	29	25,611	404,826	8,504,178,046	1,581	332,052	101.7	21,007	101.7
	30	24,315	383,010	7,862,825,885	1,575	323,373	97.4	20,529	97.7

※第1節及び第2節の数値は事業年報によっています。

第3節 療養の給付内訳

§ 1 一般被保険者分

区分	年 度	件 数	日 数	費用額(円)	1 件当り	1 件当り 費用額(円)	1 日当り 費用額(円)
入院	26	5,428	79,372	2,966,816,095	14.6	546,576	37,379
	27	5,295	79,496	2,989,048,627	15.0	564,504	37,600
	28	5,345	80,016	3,105,226,560	15.0	580,959	38,808
	29	5,037	76,908	3,027,017,999	15.3	600,957	39,359
	30	4,654	68,565	2,804,195,988	14.7	602,535	40,898
入院外	26	213,134	354,278	2,900,310,477	1.7	13,608	8,187
	27	207,776	337,244	2,957,798,887	1.6	14,236	8,771
	28	202,670	326,751	2,955,247,418	1.6	14,582	9,044
	29	190,048	300,289	2,804,512,038	1.6	14,757	9,339
	30	180,808	280,840	2,646,338,336	1.6	14,636	9,423
歯科	26	53,071	108,368	680,636,660	2.0	12,825	6,281
	27	52,862	103,758	662,397,376	2.0	12,531	6,384
	28	52,390	100,637	646,186,345	1.9	12,334	6,421
	29	50,013	94,493	618,860,405	1.9	12,374	6,549
	30	48,261	89,930	592,788,345	1.9	12,283	6,592
調剤	26	154,952	192,788	1,788,177,024		11,540	9,275
	27	150,530	185,888	1,813,504,258		12,047	9,756
	28	147,196	181,160	1,726,022,383		11,726	9,528
	29	139,639	169,750	1,629,752,685		11,671	9,601
	30	133,535	160,850	1,495,188,046		11,197	9,296
食事療養費	26	4,991	197,742	132,123,660	39.6	26,472	668
	27	4,913	202,719	136,167,216	41.3	27,716	672
	28	5,001	200,290	132,585,718	40.1	26,512	662
	29	4,723	195,941	128,833,543	41.5	27,278	658
	30	4,324	174,869	114,410,092	40.4	26,459	654
訪問看護	26	478	3,034	30,913,370	6.4	64,672	10,189
	27	595	3,877	40,152,650	6.5	67,483	10,357
	28	633	4,388	47,186,670	6.9	74,545	10,754
	29	642	4,231	44,750,280	6.6	69,704	10,577
	30	801	5,138	56,545,580	6.4	70,594	11,005

※事業年報によっています。件数はレセプトの数です（ただし、不当利得、第三者行為等は除いて集計しますので、埼玉県国民健康保険団体連合会の富士見市への請求額とは一致しません）。

※食事療養費の日数は回数を表示しています。

※費用額は3月診療分(4月請求分)～翌年2月診療分(3月請求分)の合計です。

§ 2 退職被保険者分

区分	年度	件 数	日 数	費用額(円)	1 件当たり	1 件当たり 費用額(円)	1 日当たり 費用額(円)
入院	26	240	3,407	132,277,640	14.2	551,157	38,825
	27	177	2,313	103,317,110	13.1	583,712	44,668
	28	122	1,623	83,797,640	13.3	686,866	51,631
	29	59	1,028	42,489,830	17.4	720,167	41,333
	30	10	106	8,324,820	10.6	832,482	78,536
入院外	26	9,156	14,365	122,838,430	1.6	13,416	8,551
	27	7,017	10,803	92,559,240	1.5	13,191	8,568
	28	4,257	6,122	55,312,730	1.4	12,993	9,035
	29	2,088	3,144	30,012,990	1.5	14,374	9,546
	30	895	1,350	8,390,800	1.5	9,375	6,215
歯科	26	2,499	5,098	31,488,060	2.0	12,600	6,177
	27	1,855	3,833	23,462,110	2.1	12,648	6,121
	28	1,238	2,536	15,886,880	2.1	12,833	6,265
	29	652	1,291	8,217,030	2.0	12,603	6,365
	30	217	424	2,823,840	2.0	13,013	6,660
調剤	26	6,661	7,997	75,076,040		11,271	9,388
	27	5,116	6,231	57,290,260		11,198	9,194
	28	3,113	3,783	32,596,430		10,471	8,617
	29	1,565	1,977	17,516,160		11,192	8,860
	30	677	762	7,024,180		10,375	9,218
食事療養費	26	225	12,844	5,792,416	57.1	25,744	451
	27	157	5,656	3,906,792	36.0	24,884	691
	28	113	3,943	2,728,683	34.9	24,148	692
	29	56	2,830	1,883,413	50.5	33,632	666
	30	10	276	190,292	27.6	19,029	689
訪問看護	26	15	109	1,169,760	7.3	77,984	10,732
	27	16	128	1,381,360	8.0	86,335	10,792
	28	12	81	841,370	6.8	70,114	10,387
	29	15	61	720,280	4.1	48,019	11,808
	30	12	50	533,540	4.2	44,462	10,671

※事業年報によっています。件数はレセプトの数です（ただし、不当利得、第三者行為等は除いて集計しますので、埼玉県国民健康保険団体連合会の富士見市への請求額とは一致しません）。

※食事療養費の日数は回数を表示しています。

第4節 疾病分類別療養諸費の比較

病名	平成30年5月診療分			令和元年5月診療分		
	件数	医療費(円)	一件当たり医療費(円)	件数	医療費(円)	一件当たり医療費(円)
1 感染症及び寄生虫症	451 (2.8)	8,755,100 (1.9)	19,413	437 (2.9)	6,493,440 (1.5)	14,859
2 新生物	751 (4.7)	89,613,810 (19.2)	119,326	710 (4.8)	82,366,990 (19.1)	116,010
3 血液及び造血器の疾患及び免疫機構の障害	53 (0.3)	1,863,000 (0.4)	35,151	61 (0.4)	5,053,440 (1.2)	82,843
4 内分泌、栄養及び代謝疾患	1,763 (11.0)	26,170,700 (5.6)	14,844	1,630 (10.9)	30,027,910 (7.0)	18,422
5 精神及び行動の障害	973 (6.1)	30,180,680 (6.5)	31,018	933 (6.2)	32,669,260 (7.6)	35,015
6 神経系の疾患	513 (3.2)	21,508,990 (4.6)	41,928	473 (3.2)	16,118,190 (3.7)	34,077
7 眼及び付属器の疾患	1,451 (9.1)	18,258,450 (3.9)	12,583	1,366 (9.1)	17,806,520 (4.1)	13,036
8 耳及び乳様突起の疾患	219 (1.4)	2,424,830 (0.5)	11,072	188 (1.3)	1,436,480 (0.3)	7,641
9 循環器系の疾患	3,066 (19.2)	99,324,320 (21.3)	32,395	2,678 (17.9)	83,512,880 (19.4)	31,185
10 呼吸器系の疾患	1,499 (9.4)	18,243,380 (3.9)	12,170	1,549 (10.4)	17,225,830 (4.0)	11,121
11 消化器系の疾患	835 (5.2)	19,061,880 (4.1)	22,829	802 (5.4)	19,404,460 (4.5)	24,195
12 皮膚及び皮下組織の疾患	1,012 (6.3)	7,342,910 (1.6)	7,256	979 (6.6)	10,273,680 (2.4)	10,494
13 筋骨格系及び結合組織の疾患	1,864 (11.6)	43,320,560 (9.3)	23,241	1,702 (11.4)	38,922,880 (9.0)	22,869
14 腎尿路生殖器系の疾患	539 (3.4)	43,353,420 (9.3)	80,433	528 (3.5)	43,014,440 (10.0)	81,467
15 妊娠、分娩及び産じょく	299 (0.2)	2,099,770 (0.5)	72,406	19 (0.1)	1,614,070 (0.4)	84,951
16 周産期に発生した病態	8 (0.0)	608,820 (0.1)	76,103	6 (0.0)	744,800 (0.2)	124,133
17 先天奇形、変形及び染色体異常	25 (0.2)	389,740 (0.1)	15,590	34 (0.2)	1,966,480 (0.5)	57,838
18 異常臨床所見等で分類されない	355 (2.2)	4,734,720 (1.0)	13,337	345 (2.3)	4,805,050 (1.1)	13,928
19 損傷・中毒及びその他外因	604 (3.8)	28,891,320 (6.2)	47,833	503 (3.4)	17,977,120 (4.2)	35,740
合計	16,010 (100.0)	466,146,400 (100.0)	29,116	14,943 (100.0)	431,433,920 (100.0)	28,872

※各年9月現在のものです。

※消化器系の疾患に歯科は含みません。

※括弧内は構成割合を表示しています。

第5節 高額療養費・高額介護合算療養費

§ 1 高額療養費

区分	年度	件数	支給額		1件当たり支給額	
			金額(円)	前年比(%)	金額(円)	前年比(%)
一般被保険者	26	14,561	787,344,344	106.9	54,072	97.6
	27	16,066	850,881,070	108.1	52,962	98.0
	28	17,085	937,209,742	110.2	54,856	103.6
	29	17,021	884,482,459	94.4	51,964	94.7
	30	16,208	822,273,961	93.0	50,733	97.6
退職被保険者	26	430	35,071,360	70.3	81,561	83.4
	27	304	25,869,272	73.8	85,096	104.3
	28	234	25,971,623	100.4	110,990	130.4
	29	164	13,102,784	50.5	79,895	72.0
	30	30	2,748,237	21.0	91,608	114.7
合計	26	14,991	822,415,704	104.6	54,861	96.3
	27	16,370	876,750,342	106.6	53,558	97.6
	28	17,319	963,181,365	109.9	55,614	103.8
	29	17,185	897,585,243	93.2	52,231	93.9
	30	16,238	825,022,198	91.9	50,808	97.3

※当市で高額療養費の支給を開始したのは昭和49年10月からです。

§ 2 高額介護合算療養費

区分	年度	件数	支給額		1件当たり支給額	
			金額(円)	前年比(%)	金額(円)	前年比(%)
一般被保険者	26	11	157,270	24.8	14,297	92.4
	27	31	659,573	419.4	21,277	148.8
	28	29	587,019	89.0	20,242	95.1
	29	23	741,149	126.3	32,224	159.2
	30	36	1,006,098	135.7	27,947	86.7
退職被保険者	26	0	0	-	-	-
	27	0	0	-	-	-
	28	0	0	-	-	-
	29	0	0	-	-	-
	30	0	0	-	-	-
合計	26	11	157,270	24.8	14,297	92.4
	27	31	659,573	419.4	21,277	148.8
	28	29	587,019	89.0	20,242	95.1
	29	23	741,149	126.3	32,224	159.2
	30	36	1,006,098	135.7	27,947	86.7

※事業年報によっています。

第6節 出産育児一時金

年度	件数	前年比(%)	支給単価(円)	支払額(円)	前年比(%)
S48	524	100.0	10,000	5,240,000	100.0
49	498	95.0	10,000～20,000	9,710,000	185.3
50	422	84.7	20,000	8,440,000	86.9
51	329	78.0	20,000～40,000	12,720,000	150.7
52	350	106.4	40,000～60,000	20,560,000	161.6
53	333	95.1	60,000	19,980,000	97.2
54	285	85.6	60,000～80,000	18,580,000	93.0
55	272	95.4	60,000～80,000	21,740,000	117.0
56	250	91.9	80,000～100,000	20,180,000	92.8
57	253	101.2	80,000～100,000	25,220,000	125.0
58	236	93.3	100,000	23,600,000	93.6
59	203	86.0	100,000	20,300,000	86.0
60	226	111.3	130,000	29,380,000	144.7
61	204	90.3	130,000	26,520,000	90.3
62	193	94.6	130,000	25,090,000	94.6
63	176	91.2	130,000	22,880,000	91.2
H元	176	100.0	130,000	22,880,000	100.0
2	168	95.5	130,000	21,840,000	95.5
3	178	106.0	130,000	23,140,000	106.0
4	156	87.6	130,000～240,000	37,000,000	159.9
5	157	100.6	240,000	37,680,000	101.8
6	160	101.9	240,000～300,000	22,320,000	59.2
7	173	108.1	300,000	51,900,000	232.5
8	171	98.8	300,000	51,300,000	98.8
9	192	112.3	300,000	57,600,000	112.3
10	207	107.8	300,000	62,100,000	107.8
11	179	86.5	300,000	53,700,000	86.5
12	193	107.8	300,000	57,900,000	107.8
13	186	96.4	300,000	55,800,000	96.4
14	203	109.1	300,000	60,900,000	109.1
15	197	97.0	300,000	59,100,000	97.0
16	187	94.9	300,000	56,100,000	94.9
17	183	97.9	300,000	54,900,000	97.9
18	168	91.8	300,000～350,000	54,250,000	98.8
19	193	114.9	350,000	67,550,000	124.5
20	138	71.5	350,000～380,000	49,110,000	72.7
21	156	113.0	350,000～420,000	61,828,510	125.9
22	140	89.7	350,000～420,000	58,417,015	94.5
23	157	112.1	390,000～420,000	65,729,200	112.5
24	137	87.3	390,000～420,000	56,863,230	86.5
25	140	102.2	390,000～420,000	58,409,245	102.7
26	145	103.6	390,000～420,000	60,009,189	102.7
27	126	86.9	404,000～420,000	50,386,690	84.0
28	105	83.3	404,000～420,000	44,418,690	88.2
29	89	84.8	404,000～420,000	37,696,337	84.9
30	73	82.0	404,000～420,000	30,158,280	80.0

※平成5年度までは助産費。

第7節 葬祭費

年度	件数	前年比(%)	支給単価(円)	支払額(円)	前年比(%)
S48	100	142.9	5,000	500,000	142.9
49	93	93.0	5,000～10,000	830,000	166.0
50	91	97.9	5,000～10,000	905,000	109.0
51	109	119.8	10,000	1,090,000	120.4
52	106	97.3	10,000	1,060,000	97.3
53	103	97.2	10,000～20,000	1,920,000	181.1
54	91	88.4	10,000～30,000	1,990,000	103.7
55	105	115.4	20,000～30,000	3,060,000	153.8
56	111	105.7	30,000～50,000	3,390,000	110.8
57	103	92.8	30,000～50,000	5,030,000	148.4
58	122	118.5	30,000～50,000	6,060,000	120.5
59	140	114.8	50,000	7,000,000	115.5
60	148	105.7	50,000	7,400,000	105.7
61	157	106.1	50,000～70,000	10,570,000	142.8
62	178	113.4	70,000	12,460,000	117.9
63	213	119.7	70,000	14,910,000	119.7
H元	163	76.5	70,000	11,410,000	76.5
2	200	122.7	70,000	14,000,000	122.7
3	185	92.5	70,000	12,950,000	92.5
4	233	126.0	70,000～100,000	23,000,000	177.6
5	240	103.0	100,000	24,000,000	104.4
6	267	111.3	100,000	26,700,000	111.3
7	281	105.3	100,000	28,100,000	105.2
8	276	98.2	100,000	27,600,000	98.2
9	275	99.6	100,000	27,500,000	99.6
10	324	117.8	100,000	32,400,000	117.8
11	338	104.3	100,000	33,800,000	104.3
12	339	100.3	100,000	33,900,000	100.3
13	385	113.6	100,000	38,500,000	113.6
14	375	97.4	100,000	37,500,000	97.4
15	428	114.1	100,000	42,800,000	114.1
16	443	103.5	100,000	44,300,000	103.5
17	416	93.9	100,000	41,600,000	93.9
18	417	100.2	100,000～50,000	32,250,000	77.5
19	469	112.5	50,000	23,450,000	72.7
20	210	44.8	50,000	10,500,000	44.8
21	176	83.8	50,000	8,800,000	83.8
22	204	115.9	50,000	10,200,000	115.9
23	180	88.2	50,000	9,000,000	88.2
24	229	127.2	50,000	11,450,000	127.2
25	188	82.1	50,000	9,400,000	82.1
26	190	101.1	50,000	9,500,000	101.1
27	182	95.8	50,000	9,100,000	95.8
28	163	89.6	50,000	8,150,000	89.6
29	168	103.1	50,000	8,400,000	103.1
30	155	92.3	50,000	7,750,000	92.3

第6章 保健事業

第1節 特定健康診査

§ 1 男女別受診者数と委託料の推移

年度	男性	女性	計	委託料
H22	2,975	4,525	7,500	71,591,657
23	3,067	4,553	7,620	72,770,184
24	3,005	4,626	7,631	72,899,800
25	3,139	4,671	7,810	74,563,403
26	3,091	4,641	7,732	76,222,246
27	3,042	4,494	7,536	74,282,740
28	2,842	4,233	7,075	69,726,590
29	2,672	3,974	6,646	65,511,930
30	2,516	3,729	6,245	62,725,994

※受診者数には人間ドック受診者数を含みません。

※年度途中の転出入等により資格を喪失（取得）した者を含みます。

§ 2 受診率等の推移

年度	対象者数	受診者数	受診率
H22	19,403	7,737	39.9%
23	19,622	7,980	40.7%
24	19,628	7,997	40.7%
25	19,523	8,322	42.6%
26	19,184	8,225	42.9%
27	18,444	7,989	43.3%
28	17,352	7,601	43.8%
29	16,362	7,239	44.2%
30	15,568	6,852	44.0%

※法定報告書によっています。ただし、平成30年度は令和元年10月現在のものです。

※受診者数は人間ドック受診者数を含み、1年を通して富士見市国民健康保険の被保険者であった者の数です。

第2節 特定保健指導

§ 1 特定保健指導の対象者

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
			40～64歳	65歳～74歳
85cm 以上*	2つ以上該当	*	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
85cm 未満*で BMI25 以上	3つ該当	*	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当	*		

※女性の場合は90cm以上となります。

※喫煙歴の*は階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味しています。

§ 2 特定保健指導の対象者数、終了者数と実施率の推移

年度	動機付け支援		積極的支援		実施率
	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数	
H22	804	148	252	23	16.2%
23	780	212	287	49	24.5%
24	755	181	262	41	21.8%
25	771	191	249	32	21.9%
26	737	168	230	28	20.3%
27	757	180	225	27	21.1%
28	725	197	220	25	23.5%
29	709	190	248	34	23.4%
30	626	194	201	26	26.6%

※法定報告書によっています。ただし、平成30年度は令和元年10月現在のものです。

§ 3 特定保健指導の男女別内訳

年度	男性	女性	合計
H22	114	67	181
23	164	116	280
24	143	86	229
25	153	84	237
26	122	82	204
27	119	95	214
28	123	105	228
29	148	90	238
30	135	100	235

※初回面接参加者の数です。

§ 4 特定保健指導の内容別内訳

年度	積極的支援	動機付け支援	合計
H22	27	154	181
23	56	224	280
24	45	184	229
25	35	202	237
26	31	173	204
27	29	185	214
28	28	200	228
29	37	201	238
30	37	198	235

※初回面接参加者の数です。



第3節 人間ドック

§ 1 補助実績等の推移

年度	契約医療機関実施分					健康増進センター実施分				合計			
	男性	女性	小計	機関数	補助単価	男性	女性	小計	補助単価	男性	女性	合計	補助金額
H2						96	83	179	20,000	96	83	179	3,580,000
3	11	9	20	20	25,000	85	86	171	20,000	96	95	191	3,920,000
4	80	50	130	20	25,000	18	15	33	20,000	98	65	163	3,910,000
5	66	43	109	20	25,000	19	11	30	20,000	85	54	139	3,325,000
6	47	37	84	21	25,000	21	14	35	20,000	68	51	119	2,800,000
7	55	49	104	21	25,000	13	11	24	20,000	68	60	128	3,080,000
8	54	47	101	21	25,000	14	12	26	20,000	68	59	127	3,045,000
9	54	37	91	22	25,000	13	10	23	20,000	67	47	114	2,735,000
10	45	43	88	22	25,000	30	29	59	20,000	75	72	147	3,380,000
11	48	35	83	23	25,000	33	35	68	20,000	81	70	151	3,435,000
12	55	47	102	24	25,000					55	47	102	2,550,000
13	69	51	120	24	26,900					69	51	120	3,228,000
14	121	94	215	28	26,900					121	94	215	5,771,500
15	119	75	194	25	26,900					119	75	194	5,207,400
16	81	49	130	25	26,900					81	49	130	3,497,000
17	142	114	256	23	26,900					142	114	256	6,886,400
18	136	103	239	23	26,900					136	103	239	6,429,100
19	190	120	310	23	26,900					190	120	310	8,339,000
20	190	152	342	21	26,900					190	152	342	9,199,800
21	353	370	723	22	26,900					353	370	723	19,448,700
22	393	477	870	19	26,900					393	477	870	23,403,000
23	433	512	945	15	26,900					433	512	945	25,420,500
24	509	565	1,074	15	26,900					509	565	1,074	28,890,600
25	529	607	1,136	14	26,900					529	607	1,136	30,558,400
26	574	640	1,214	14	26,900					574	640	1,214	32,656,600
27	561	625	1,186	15	26,900					561	625	1,186	31,903,400
28	619	676	1,295	13	26,900					619	676	1,295	34,835,500
29	636	681	1,317	14	26,900					636	681	1,317	35,427,300
30	628	696	1,324	25	26,900					628	696	1,324	35,615,600

※契約医療機関数は各年度の3月31日現在のものです。

§ 2 自己負担額等の推移

年度	自己負担額	市負担額	総額
S63～H11	5,000 円	健康増進センター 20,000 円 契約医療機関 25,000 円	25,000 円 30,000 円
H12	5,000 円	25,000 円	30,000 円
H13～H25	6,595 円	26,900 円	33,495 円
H26～	7,550 円	26,900 円	34,452 円

第4節 第1種・第2種保養施設利用料補助事業

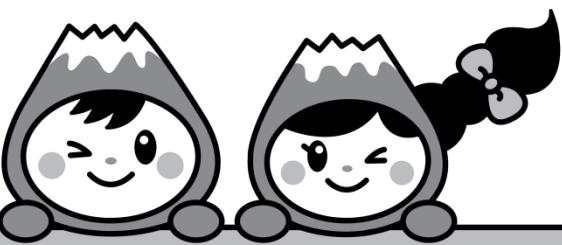
年度	第1種			第2種			合計			補助交付額	契約数 (1種)
	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	合計		
S55	518	46	564	69	4	73	587	50	637	1,224,000	8
56	502	24	526	125	0	125	627	24	651	1,278,000	8
57	677	49	726	59	6	65	736	55	791	1,527,000	9
58	509	31	540	30	0	30	539	31	570	1,109,000	9
59	349	33	382	13	2	15	362	35	397	759,000	9
60	351	24	375	48	2	50	399	26	425	824,000	9
61	332	30	362	150	14	164	482	44	526	1,008,000	9
62	189	12	201	146	15	161	335	27	362	697,000	9
63	188	6	194	80	6	86	268	12	280	548,000	9
H元	145	10	155	141	10	151	286	20	306	592,000	9
2	287	18	305	129	16	145	416	34	450	866,000	11
3	131	16	147	166	11	177	297	27	324	621,000	11
4	197	12	209	229	37	266	426	49	475	901,000	11
5	218	7	225	287	41	328	505	48	553	1,058,000	14
6	169	7	176	364	36	400	533	43	576	1,109,000	14
7	146	4	150	393	51	444	539	55	594	1,133,000	15
8	77	0	77	464	25	489	541	25	566	1,107,000	14
9	78	3	81	547	25	572	625	28	653	1,278,000	14
10	74	0	74	564	24	588	638	24	662	1,300,000	11
11	31	3	34	653	21	674	684	24	708	1,392,000	11
12	40	1	41	855	37	892	895	38	933	1,828,000	16
13	60	0	60	902	41	943	962	41	1,003	1,965,000	16
14	64	5	69	957	38	995	1,021	43	1,064	2,085,000	14
15	106	2	108	1,026	28	1,054	1,132	30	1,162	2,294,000	14
16	169	2	171	1,037	48	1,085	1,206	50	1,256	2,462,000	323
17	152	0	152	1,115	52	1,167	1,267	52	1,319	2,586,000	337
18	315	1	316	997	42	1,039	1,312	43	1,355	2,667,000	337
19	453	0	453	268	4	272	721	4	725	1,446,000	337
20	426	8	434	177	3	180	603	11	614	1,217,000	315
21	538	12	550	224	2	226	762	14	776	1,538,000	316
22	853	15	868	180	0	180	1,033	15	1,048	2,081,000	321
23	828	22	850	154	0	154	982	22	1,004	1,986,000	312
24	779	7	786	180	0	180	959	7	966	1,925,000	314
25	841	18	859	152	0	152	993	18	1,011	2,004,000	316
26	777	14	791	135	0	135	912	14	926	1,838,000	334
27	660	6	666	127	1	128	787	7	794	1,581,000	335
28	566	2	568	125	1	126	691	3	694	1,385,000	343
29	500	4	504	129	2	131	629	6	635	1,264,000	387
30	466	1	467	91	0	91	557	1	558	1,115,000	423

※契約数は4月1日現在のものです。

(補助単価：大人1人1泊2,000円、小人1人1泊1,000円【1年度2泊まで】)

第5節 第3種保養施設利用料補助事業

年度	大人	小人	合計	補助交付額
H10	770	2	772	231,600
11	854	4	858	257,400
12	960	0	960	288,000
13	964	7	971	291,300
14	870	3	873	261,900
15	759	14	773	231,900
16	767	0	767	230,100
17	693	6	699	209,700
18	604	6	610	183,000
19	560	7	567	170,100
20	424	0	424	127,200
21	1,113	10	1,123	336,900
22	1,555	46	1,601	480,300
23	2,091	26	2,117	635,100
24	2,253	46	2,299	689,150
25	2,402	12	2,414	723,600
26	2,333	25	2,358	707,380
27	2,225	38	2,263	678,740
28	1,944	66	2,010	602,620
29	1,675	36	1,711	513,040
30	1,444	32	1,476	442,740



令和元年度 富士見の国保

令和元年 11 月発行

発行・編集 富士見市役所市民生活部保険年金課
富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1
電話 049 (251) 2711